第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

2.1 環境影響評価を実施しようとする地域

本事業による環境影響評価を実施しようとする地域(以下「調査地域」という。) は、後述の自然的状況及び社会的・文化的状況の基本的な調査対象範囲のうち、最も 広域的に影響が生じると想定される景観の調査対象範囲である「対象事業実施区域及 びその周囲9kmの範囲」(該当市町:伊根町、京丹後市及び宮津市)とした(図2.1-1 参照)。

調査地域における、自然的状況及び社会的・文化的状況の基本的な調査対象範囲と その設定理由を以下に示す。

(1) 自然的状況の基本的な調査対象範囲

地域特性を把握する範囲は、「技術指針及び発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年 通商産業省令第54号)(以下「主務省令」という。)第4条第2項第1号及び「発電所に係る環境影響評価の手引」(平成29年 経済産業省)(以下「手引」という。)を参考に、環境影響を受けるおそれがある地域として「対象事業実施区域及びその周囲1km」を基本とした。

ただし、「2.2.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況」のうち騒音・超低周波音、振動、「2.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況」のうち、人と自然との触れ合いの活動の場については、対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲と主要な交通ルートの沿線上を地域特性を把握する範囲とした。

また、「2.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況」のうち、景観については、「景観対策ガイドライン(案)」(1981年 UHV送電特別委員会環境部会立地分科会)において「景観的にほとんど気にならない」とされる視野角1°を上回る距離として、安全側の予測となるよう風力発電機の最大高さを149.8mとし、対象事業実施区域から9.0kmの範囲を地域特性を把握する範囲とした。

以上を踏まえ、地域特性の自然的状況を把握する範囲(以下「基本的な調査対象範囲」という。)を表2.1-1及び図2.1-2に示す。

表 2.1-1 自然的状況の基本的な調査対象範囲

	調査項目	基本的な調査対象範囲				
気象、大気質	、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	· 况				
気象の状況	兄	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲				
大気質の物	犬況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲				
騒音・超位	氐周波音の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲及 び主要な交通ルートの沿線上				
振動の状況	兄	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲及 び主要な交通ルートの沿線上				
水象、水質、	水底の底質その他の水に係る環境の状況					
水象の状況	兄	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲				
水質の状況	兄	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲				
水底の底質	質の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲				
地下水		対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲				
土壌及び地盤	の状況					
土壌の状況	兄	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲				
地盤の状況	兄	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲				
地形及び地質	の状況					
地形の状況	兄	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲				
地質の状況	兄	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲				
重要な地形	形及び地質	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲				
重要な自然	然現象	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲				
動植物の生息	又は生育、植生及び生態系の状況					
動物の生息	息の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲				
植物の生育	 育の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲				
生態系の特	大況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲				
景観及び人と	自然との触れ合いの活動の状況					
景観の状況	兄	対象事業実施区域及びその周囲9kmの範囲				
人と自然と	との触れ合いの活動の場の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲及び主要な交通ルートの沿線				

(2) 社会的状況の基本的な調査対象範囲

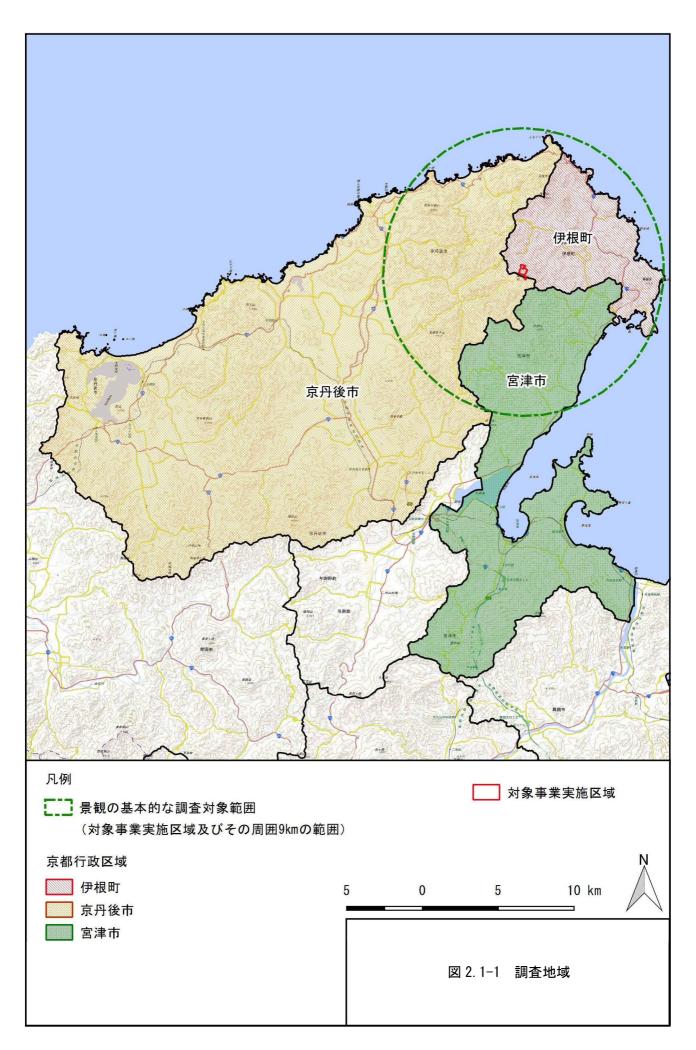
地域特性を把握する範囲は、「(1) 自然的状況の基本的な調査対象範囲」と同様に、「対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲」を基本とした。

ただし、人口及び産業の状況、下水道の設備の状況、都市計画法に基づく地域指定状況については、伊根町、京丹後市及び宮津市の全域を、地域特性を把握する範囲とした。同様に、交通の状況については、主要な交通ルートの沿線上を、環境の保全についての配慮が特に必要な施設等については、対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲と主要な交通ルートの沿線上を、地域特性を把握する範囲とした。また、公害関係法令等については、対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲と主要な交通ルートの沿線上を、自然関係法令等については、対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲を、地域特性を把握する範囲とした。廃棄物の状況については、手引を参考に「対象事業実施区域及びその周囲50kmの範囲」を、地域特性を把握する範囲とした。

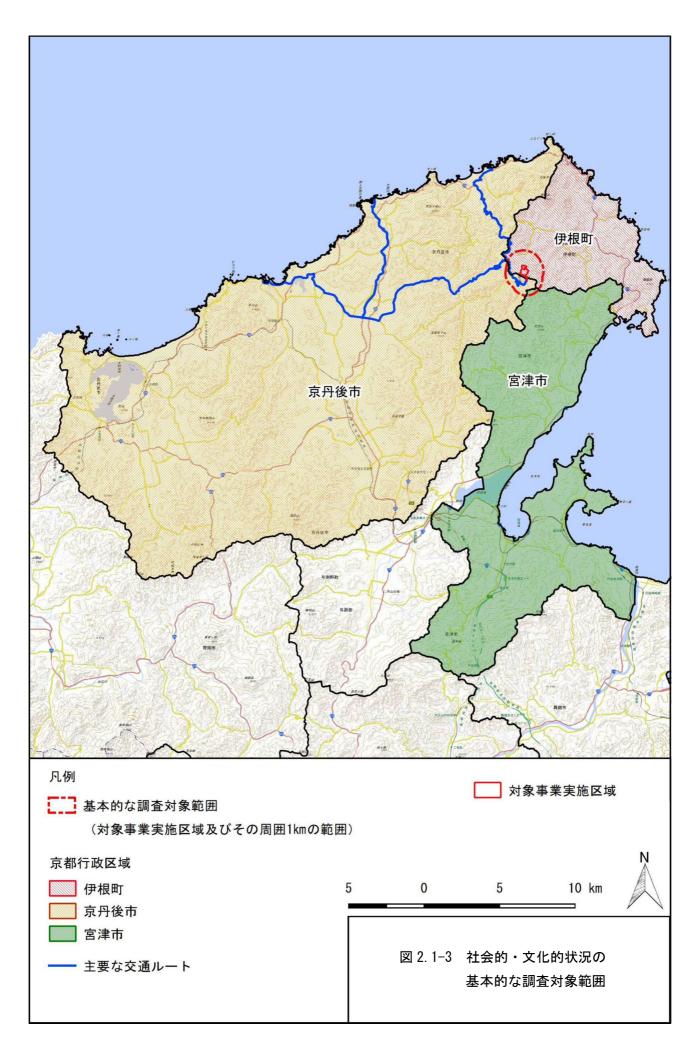
以上を踏まえ、社会的・文化的状況の基本的な調査対象範囲を表2.1-2及び図2.1-3 に示す。

表2.1-2 社会的・文化的状況の基本的な調査対象範囲

調査項目	基本的な調査対象範囲			
人口及び産業の状況				
人口及び人口動態	伊根町、京丹後市及び宮津市			
産業の構造	伊根町、京丹後市及び宮津市			
行政区画の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲			
土地利用の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲			
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況				
漁業権	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲			
水源	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲			
地下水の利用状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲			
交通の状況	主要な交通ルートの沿線			
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲及び			
必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概要	主要な交通ルートの沿線			
下水道の設備の状況	伊根町、京丹後市及び宮津市			
都市計画法に基づく地域地区等の決定状況及びその他 の土地利用計画	伊根町、京丹後市及び宮津市			
環境の保全を目的とする法令、条例又は行政手続法第3 された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容				
公害関係法令等	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲及び 主要な交通ルートの沿線			
自然関係法令等	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲			
文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況				
埋蔵文化財包蔵地	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲			
指定文化財	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲			
その他の事項				
廃棄物の状況	対象事業実施区域及びその周囲50kmの範囲			







2.2 自然的状况

2.2.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(1) 気象の状況

①平年值

「気象統計情報」(気象庁が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を 用いて、各地域気象観測所の平年値を整理した。

基本的な調査対象範囲において気象観測所はなかったため、参考として、以下の最 寄りの気象観測所の平年値を表2.2.1-1に、位置を図2.2.1-1に示す。

・間人地域気象観測所(以下「アメダス間人(たいざ)」という。)

位 置:対象事業実施区域の北西約10km

観測項目:降水量、気温、風速、風向、日照時間

・峰山地域気象観測所(以下「アメダス峰山」という。)

位 置:対象事業実施区域の南西約15km

観測項目:降水量、降雪の深さ、積雪の深さ

アメダス間人(たいざ)の平年値によると、年間平均気温は15.2 $^{\circ}$ 、月別平均気温のうち、最高気温は26.6 $^{\circ}$ (8月)、最低気温が5.0 $^{\circ}$ (1月) であった。また、年間降水量は1,883.9 $^{\circ}$ m、月別降水量のうち、最大は239.5 $^{\circ}$ mm (12月)、最小は99.7 $^{\circ}$ mm (4月)であった。年平均風速は2.8 $^{\circ}$ m/s、最大風速は4.0 $^{\circ}$ m/s (1月)であり、風向は主に南東から南南東であった。

アメダス峰山の平年値によると、最大積雪深は1~2月の38cmであった。

②風況

「局所風況マップ」(NEDOが運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を 用いて、基本的な調査地域における年間平均風速(地上高50m)を把握した。

基本的な調査対象範囲における風況マップ(地上高50m)を図2.2.1-2に示す。 基本的な調査対象範囲は、年間平均風速5.0~8.0m/sクラスの地域に属している。

表2.2.1-1(1) アメダス間人(たいざ)における主要気象要素の平年値

	降水量		気温		風速	最多風向	日照時間	降雪の 深さ	積雪の 深さ
要素	(mm)		(℃)		(m/s)	(-)	(時間)	(cm)	(cm)
	合計	平均	最高	最低	平均	風向	合計	合計	最大
資料年数	30	30	30	30	30	30	24	_	_
1月	223.5	5. 0	7. 6	2.5	4.0	南東	52. 4	_	_
2月	131.2	5. 1	7. 9	2.5	3. 9	南東	74. 1	_	_
3月	125.2	7.8	11. 3	4.8	3. 4	南東	126. 4	_	_
4月	99. 7	13.0	17. 1	9. 4	2.6	南東	179.6	_	_
5月	132.2	17. 3	21. 3	13.8	2. 1	南南東	197. 9	=	_
6月	151.6	20.8	24. 5	18.0	1.9	東北東	156.8	_	_
7月	178.6	24.8	28.3	22.3	1.7	南南東	172.4	_	_
8月	104.5	26.6	30.3	24. 0	1.9	南南東	221.9	_	-
9月	185.9	22. 9	26.0	20. 4	2.5	南東	147.8	-	
10月	132.0	17. 7	20.7	15.0	2.9	南東	142.7	_	_
11月	162.9	12.7	15.7	9. 9	3.3	南東	96. 4	_	
12月	239.5	7. 9	10.7	5. 2	3. 7	南東	69. 7	_	_
年	1883. 9	15. 2	18.5	12. 3	2.8	南東	1645. 4	-	_
最大	239.5	26.6	30. 3	24. 0	4.0		221.9	=	=
発生月	12月	8月	8月	8月	1月		8月	=	=
最小	99. 7	5.0	7. 6	2. 5	1.7		52. 4	=	_
発生月	4月	1月	1月	1~2月	7月		1月	_	-

注1: 資料年数は昭和56年~平成22年の30年間(日照時間は昭和62年~平成22年までの24年間)とする。

注2:アメダス間人では、降雪及び積雪について観測をしていないため、「-」と表記した。

出典等:「気象統計情報」(気象庁が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

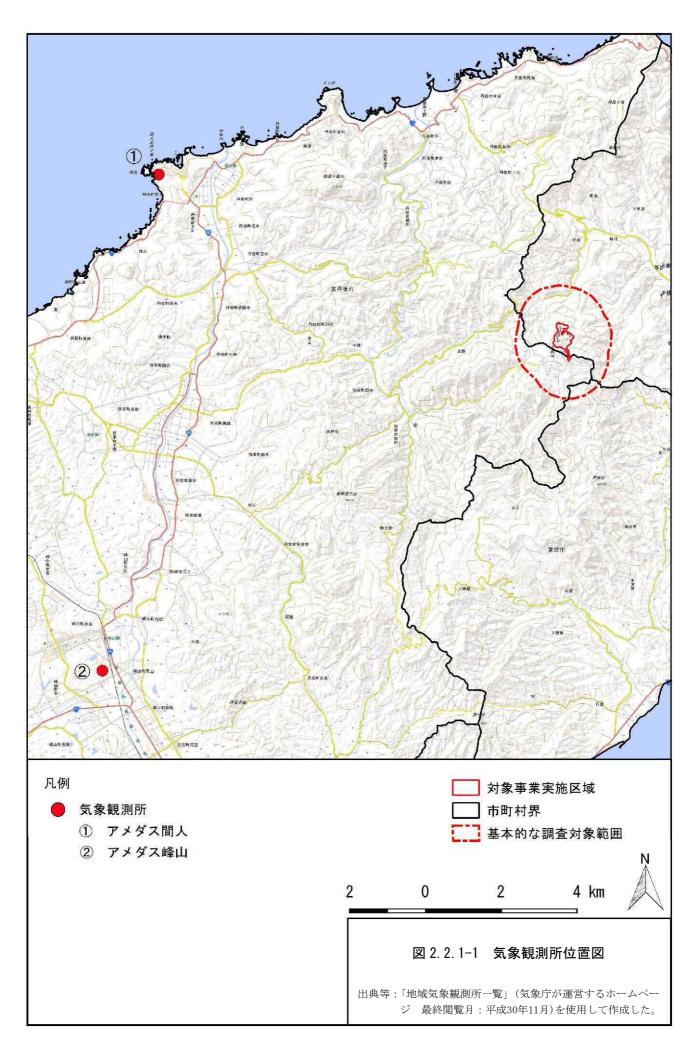
表2.2.1-1(2) アメダス峰山における主要気象要素の平年値

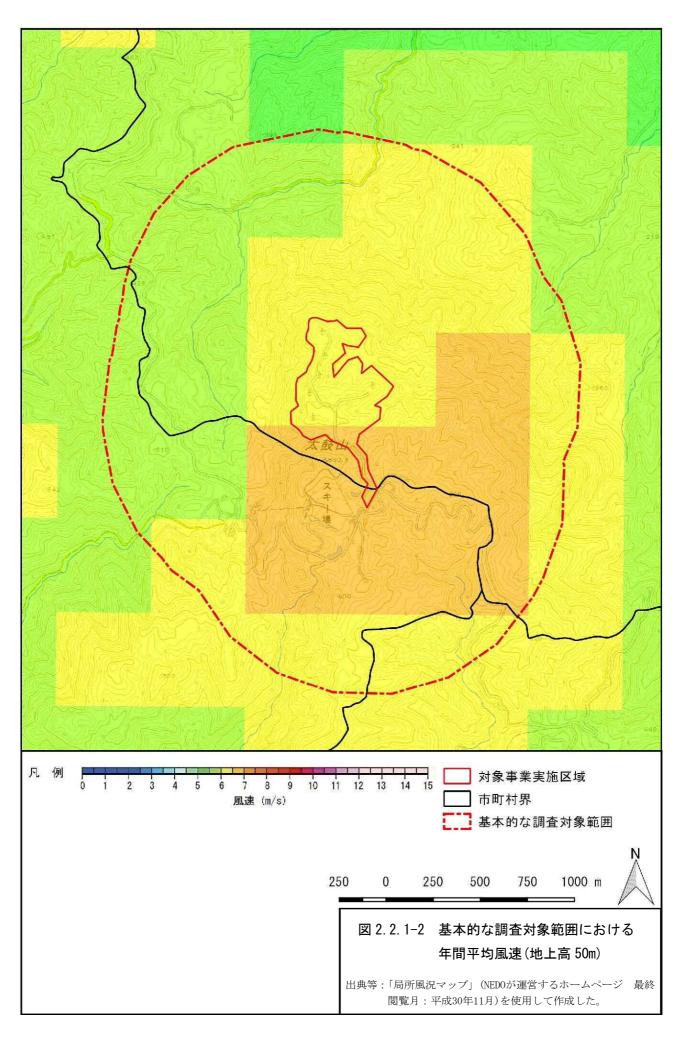
	降水量		気温		風速	最多風向	日照 時間	降雪の 深さ	積雪の 深さ
要素	(mm)	(℃)			(m/s)	(-)	(時間)	(cm)	(cm)
	合計	平均	最高	風向	平均	風向	合計	合計	最大
資料年数	30		I	_	_	-	_	29	29
1月	222.3	_	ı	_	_	_	_	112.0	38. 0
2月	157. 6		I	_	_	-	_	101.0	38. 0
3月	136. 4	_	_	_	_	_	_	20.0	13.0
4月	100.5		I	_	_	_	_	1.0	0.0
5月	125. 5	_	-	_	_	_	_	0.0	0.0
6月	147. 9	_	_	_	_	_	_	0.0	0.0
7月	181. 2		I	_	_	_	_	0.0	0.0
8月	113. 9		I	_	_	-	_	0.0	0.0
9月	199. 4	ı	I	_	_	_	_	0.0	0.0
10月	143.4		I	_	_	-	_	0.0	0.0
11月	160.5	_	_	_	_	_	_	1.0	0.0
12月	205.9		1	_	_	_	_	43.0	19.0
年	1904. 5	_		_	_	_	_	_	
最大	222.3	=	_		=	=	=	112.0	38. 0
発生月	1月	_	_	_	_	_	=	1月	1~2月
最小	100.5	=	=	=	=	=	_	0.0	0.0
発生月	4月	1	1	_	_	1	l	5~10月	4~11月

注1: 資料年数は昭和56年~平成22年の30年間(積雪は昭和57年~平成22年までの29年間)とする。

注2:アメダス峰山では、気温、風速、日照時間について観測をしていないため、「-」と表記した。

出典等:「気象統計情報」(気象庁が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。





(2) 大気質の状況

「環境展望台 環境GIS 大気汚染状況の常時監視結果」(国立環境研究所が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を用いて測定結果を整理した。

基本的な調査対象範囲において大気測定局はなかったため、参考として最寄りの大気測定局である京丹後測定局(対象事業実施区域の南西約15kmに位置)の結果を表2.2.1-2に、位置を図2.2.1-3に示す。

当該測定局では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質 (PM2.5) の4項目を対象に測定している。

平成23年度から27年度の年平均値の経年変化を見ると、二酸化窒素の1日平均値の年間98%値は、0.006~0.010ppmの間で推移している。また、すべての年度で環境基準に適合している。

平成23年度から27年度の年平均値の経年変化を見ると、浮遊粒子状物質の1日平均値の2%除外値は、0.043~0.061mg/m³の間で推移している。また、平成23年度及び平成26年度は環境基準に適合していない。

平成23年度から27年度の年平均値の経年変化を見ると、光化学オキシダントの昼間の1時間値の最高値は、0.098~0.112ppmの間で推移している。また、すべての年度で環境基準に適合していない。

平成24年度から27年度の年平均値の経年変化を見ると、微小粒子状物質 (PM2.5) の1日平均値の98%値は、27.5~34.0µg/m³の間で推移している。また、平成24年度、平成25年度及び平成26年度は環境基準に適合していない。なお、京丹後測定局では平成23年10月から微小粒子状物質 (PM2.5) の測定を行っているが、年間の総有効測定日数 (250日) に満たないため平成23年度は欠測扱いとしている。

表2.2.1-2 大気質の測定結果

項目	二酸化	匕窒素		浮遊粒子状物質				学オキシタ	ゲント	微小粒子状物質 (PM2.5)		
	pj	pm		${ m mg/m^3}$			ppm			$\mu \mathrm{g/m^3}$		
年度	日平均 値の年 間98% 値	日平均 値が 0.06pp mを超 えた日 数(日)	1時間 値の 最高 値	1時間値が 0.20mg/㎡を 超えた時間 (時間)	日平均 値の 2%除 外値	日平均 値が 0.10mg/ ㎡を超 えた日 数(日)	昼間の 1時間 値の 最高値	1時間値 が 0.06ppm を超間 た時間 間)	1時間 値が 0.06pp mを超 えた日 数(日)	年平均値	日平均 値の年 間98% 値	日平均 値が 35μg/ ㎡を超 えた日 数(日)
平成 23 年度	0.010	0	0. 180	0	0. 043	2	0.098	314	53	_	_	_
平成 24 年度	0.009	0	0. 194	0	0.047	0	0.099	322	50	11.2	33. 0	5
平成 25 年度	0.007	0	0. 107	0	0.061	0	0. 107	361	59	12.0	34. 0	7
平成 26 年度	0.007	0	0. 217	1	0.048	0	0.106	527	73	11.2	31. 5	3
平成 27 年度	0.006	0	0.100	0	0. 046	0	0. 112	422	63	11. 1	27. 5	0
環境 基準	値が0.0- 0.06ppm	の日平均 4ppmから までのゾ 又はそれ っること。		値の日平均値が0.10mg/㎡以下であ つ、1時間値が0.20mg/㎡以下である こと。		1時間値が0.06ppm以下である こと。			1年平均値が15μg/㎡以下 であり、かつ、日平均値が 35μg/㎡以下であること。			

注:京丹後測定局では平成23年10月から微小粒子状物質(PM2.5)の測定を行っているが、年間の総有効測定日数(250日)に 満たないため欠測扱いとし、「-」と表記した。 出典等:「環境展望台 環境 GIS 大気汚染状況の常時監視結果」(国立環境研究所が運営するホームページ 最終閲覧月:平成

30年11月)を参考に作成した。

「平成29年度版 京都府環境白書」(平成30年 京都府)によると、伊根町、京丹 後市及び宮津市における平成28年度の大気汚染に関する苦情受付件数は、伊根町0件、 京丹後市1件、宮津市0件の計1件であった。



(3) 騒音・超低周波音の状況

「環境展望台 環境GIS 自動車騒音の常時測定監視結果」(国立環境研究所が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を用いて測定結果を整理した。

①騒音の状況

基本的な調査対象範囲において騒音測定地点はなかった。

なお、参考として主要な交通ルートに最も近い自動車騒音測定地点の結果を表

2.2.1-3に、位置を図2.2.1-4に示す。

騒音測定地点では、すべての年度において、環境基準値を下回っていた。

項目 等価騒音レベル 対象事業実 (デシベル) 調査地点住所 路線名 施区域まで 年度 の距離 (km) 昼間 夜間 平成24年度 京丹後市峰山町丹波 一般国道 482 号 約 15km 67 58 一般国道 178 号 京丹後市網野町網野 約 16km 65 56 平成25年度 伊根町字本庄上 1206 一般国道 178 号 約5km 平成26年度 58 47 平成27年度 伊根町字本庄上607番地 府道弥栄本庄線 約 5km 59 53 平成28年度 伊根町平田 府道伊根港線 約8km 64 49 70以下

表2.2.1-3 自動車騒音の測定結果

出典等:「環境展望台 環境 GIS 自動車騒音の常時測定監視結果」(国立環境研究所が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

「平成29年度版 京都府環境白書」(平成30年 京都府)によると、伊根町、京丹 後市及び宮津市における平成28年度の騒音に関する苦情受付件数は、伊根町0件、京 丹後市8、宮津市0件の件の計8件であった。

②超低周波音の状況

基本的な調査対象範囲において超低周波音の調査地点はなかった。

「平成29年度版 京都府環境白書」(平成30年 京都府)によると伊根町、京丹後市及び宮津市における平成28年度の超低周波音に関する苦情の集計はされていない。

(4) 振動の状況

基本的な調査対象範囲において振動の測定地点はなかった。

「平成29年度版 京都府環境白書」(平成30年 京都府)によると、伊根町、京丹 後市及び宮津市における平成28年度の振動に関する苦情受付件数は0件であった。



2.2.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(1) 水象の状況

「国土数値情報 河川及び流域メッシュ」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)及び「京都府丹後土木事務所管内図」(京都府丹後広域振 興局が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を用いて、水象の状況を 整理した。

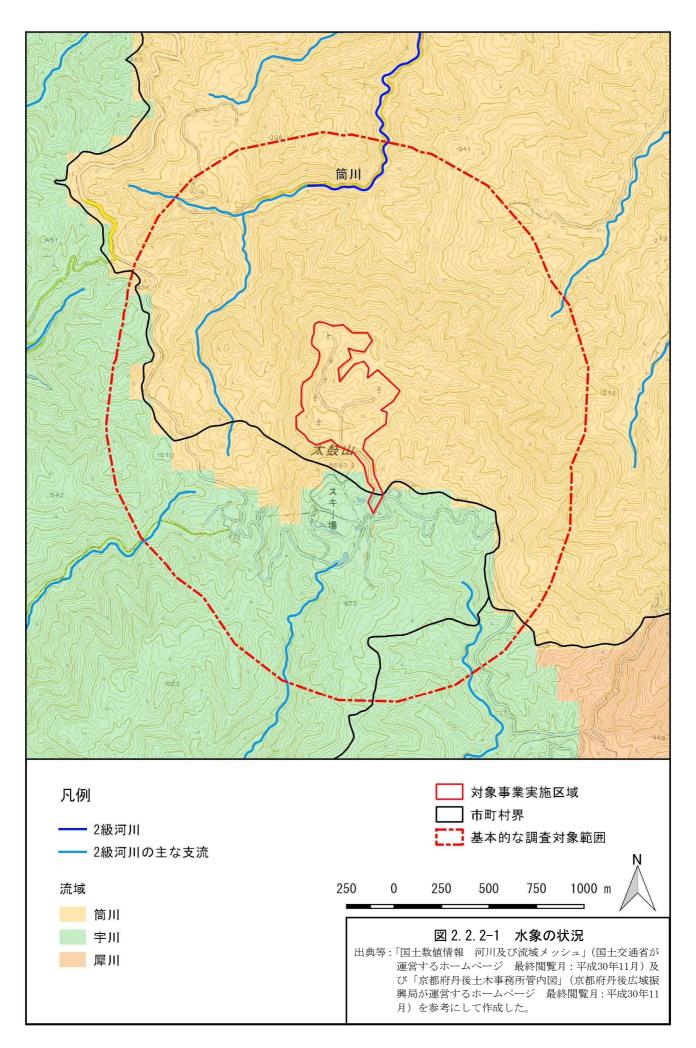
基本的な調査対象範囲における河川水系表を表2.2.2-1に、水象の状況を図2.2.2-1 に示す。

基本的な調査対象範囲には二級河川の筒川及びその支流、宇川水系の支流が存在する。なお、対象事業実施区域は、主に筒川の流域内に位置しており、南端の一部が宇川の流域に位置している。

表2.2.2-1 基本的な調査対象範囲における河川水系表

水系名	河川名	備考
筒川水系	筒川	2級河川

出典等:「国土数値情報 河川」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月) 及び「京都府丹後土木事務所管内図」(京都府丹後広域振興局が運営するホームページ 最終 閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。



(2) 水質の状況

「平成24年度~28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を用いて測定結果を整理した。

基本的な調査対象範囲及び対象事業実施区域が主に位置する筒川の下流域において、水質の測定は行われていない。

なお、参考として対象事業実施区域の北西約6.0kmに位置する最も近い水質測定地 点の結果を表2.2.2-2及び表2.2.2-3に、位置を図2.2.2-2に示す。

平成24年度から平成28年度における経年変化を見ると、pHの測定結果は、6.2~8.3 の間で推移している。また、概ね全ての測定日で環境基準に適合している。

平成24年度から平成28年度における経年変化を見ると、BODの測定結果は、<0.5~0.8mg/L の間で推移している。また、全ての年度で環境基準に適合している。

平成24年度から平成28年度における経年変化を見ると、DOの測定結果は、7.0~14mg/Lの間で推移している。また、全ての測定日で環境基準に適合している。

平成24年度から平成28年度における経年変化を見ると、SSの測定結果は、〈1~9mg/Lの間で推移している。また、全ての測定日で環境基準に適合している。

平成24年度から平成28年度における経年変化を見ると、大腸菌群数の測定結果は、230~790,000MNP/100mlの間で推移している。また、ほぼ全ての測定日で環境基準に適合していない。

表 2.2.2-2 水質の測定日 (河川)

調査日年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2月	3月
平成24年度	4/18	5/9	6/6	7/11	8/8	9/5	10/3	11/7	12/5	1/9	2/6	3/6
平成25年度	4/17	5/8	6/5	7/3	8/7	10/2	10/30	11/6	12/4	1/15	2/5	3/5
平成26年度	4/16	5/14	6/11	7/2	8/6	9/3	10/1	11/5	12/3	1/14	2/4	3/4
平成27年度	4/15	5/20	6/10	7/8	8/5	9/15	10/14	11/4	12/2	1/13	2/3	3/2
平成28年度	4/13	5/18	6/1	7/6	8/3	9/7	10/12	11/9	12/7	1/18	2/1	3/1

注:測定期間は4月から翌年3月までとする。

出典等:「平成 24 年度~28 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成 30 年 11 月)を参考に作成した。

表2.2.2-3 水質の測定結果 (河川)

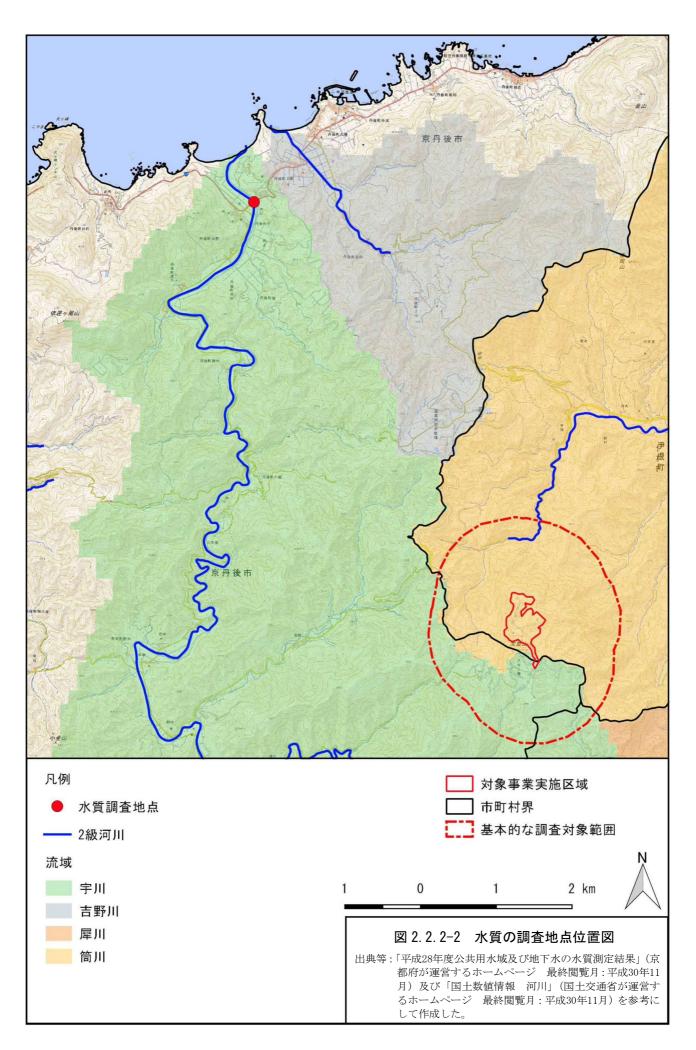
項目	ᆲ	рН (-)			BOD (mg/L)				
年度	調査地点	最小値	最大値	m/n	最小値	最大値	平均値	75%値	環境基準の適合
平成24年度		6. 4	7.8	1/12	<0.5	0.5	0. 5	<0.5	0
平成25年度		6. 6	8. 0	0/12	<0.5	0.8	0.5	<0.5	0
平成26年度	宇川 (宇川橋)	6. 2	7. 1	1/12	<0.5	0.7	0.5	<0.5	0
平成27年度	(1).111111	6. 4	7. 5	1/12	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0
平成28年度		6. 9	8. 3	0/12	<0.5	0.7	0.5	<0.5	0
宇川 環境基準A類型 6.5以上8.5以下			年間の75%値が2.0以下						

項目	== 	DO (mg/L)			SS (mg/L)			大腸菌群数 (MNP/100ml)		
年度	調査地点	最小値	最大値	m/n	最小値	最大値	m/n	最小値	最大値	m/n
平成24年度		7. 6	12	0/12	<1	3	0/12	330	13,000	8/12
平成25年度		7. 0	14	0/12	<1	3	0/12	330	790, 000	9/12
平成26年度	字川 (宇川橋)	8. 0	12	0/12	<1	9	0/12	230	33, 000	8/12
平成27年度	(1),,,,,	8. 9	13	0/12	<1	4	0/12	330	23, 000	10/12
平成28年度		7. 9	13	0/12	<1	5	0/12	230	49, 000	9/12
宇川 環境基準A類型 7.5以上		25以下			1,000以下					

注1:m · · · 環境基準に適合しない検体数、n · · · 総検体数

注 $2:\lceil 75\%$ 値」は、y 個の日間平均値を数値の低いものから順に並べ替えて $0.75 \times y$ 番目となる数値を示す。

出典等:「平成 24 年度~28 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成 30 年 11 月)を参考に作成した。



(3) 水底の底質の状況

基本的な調査対象範囲において水底の底質のダイオキシン類測定地点はなかった。 なお、参考として対象事業実施区域の北西約6.0kmに位置する最も近い水底の底質 のダイオキシン類測定地点の結果を表2.2.2-4に示す。なお、調査地点は図2.2.2-2に 示すとおりである。

近年では、平成29年度に調査が実施されており、環境基準に適合していた。

表2.2.2-4 水底の底質の測定結果

年度	調査地点	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g)
平成24年度	宇川(宇川橋)	0. 17
環境	竞基準	150

出典等:「平成 29 年度ダイオキシン類測定結果」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成 30 年 11 月)を参考に作成した。

「平成29年度版 京都府環境白書」(平成30年 京都府)によると、伊根町、京丹 後市及び宮津市における平成28年度の水質汚濁に関する苦情受付件数は、伊根町0件、 京丹後市5件、宮津市1件の計6件であった。

(4) 地下水に係る環境の状況

「平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を用いて測定結果を整理した。

基本的な調査対象範囲には、地下水に係る水質測定地点はなかった。

なお、参考として、対象事業実施区域に最も近い調査地点における地下水水質測定結果を表2.2.2-5に、位置(メッシュ)を図2.2.2-3に示す。全ての項目において環境基準に適合していた。

表2.2.2-5(1) 地下水の水質測定結果

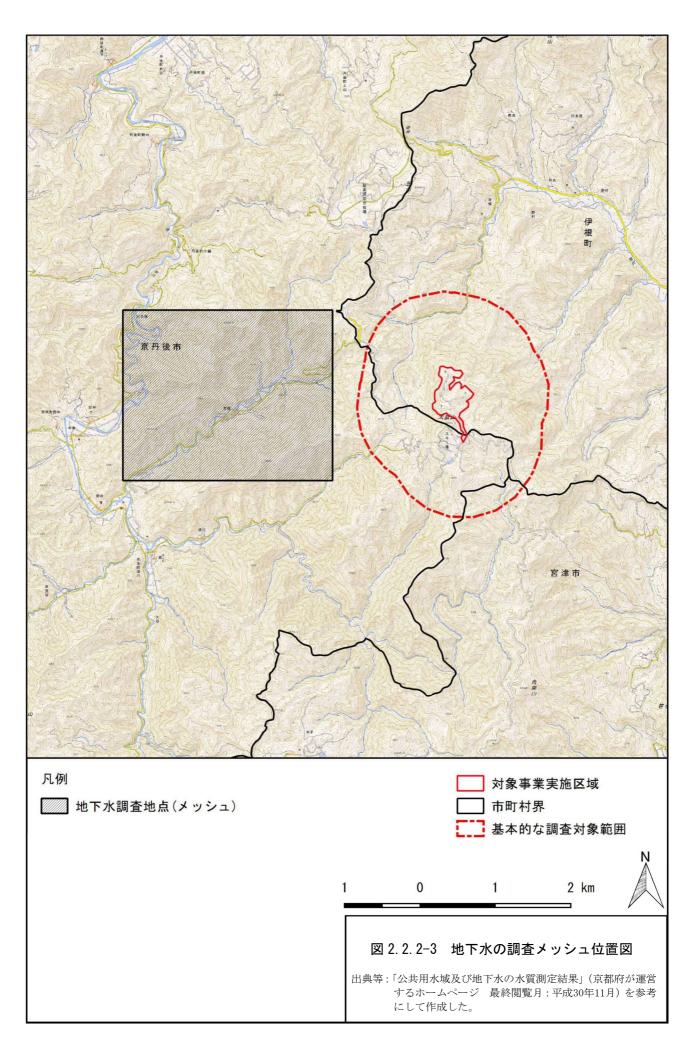
項目	測定地点:京丹後市 メッシュ番号	環境基準
	0511	
カドミウム	<0.0003	0.003mg/L以下
全シアン	<0.1	検出されないこと。
鉛	<0.005	0.01mg/L以下
六価クロム	<0.02	0.05mg/L以下
砒素	<0.005	0.01mg/L以下
総水銀	<0.0005	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	-	検出されないこと。
PCB	-	検出されないこと。
ジクロロメタン	<0.002	0.02mg/L以下
四塩化炭素	<0.0002	0.002mg/L以下
クロロエチレン	<0.0002	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	<0.001	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	<0.001	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002mg/L以下

出典等:「平成 28 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成 30 年 11 月)を参考に作成した。

表2.2.2-5(2) 地下水の水質測定結果

	測定地点:京丹後市	
項目	メッシュ番号	環境基準
	0511	
チウラム	<0.0006	0.006mg/L以下
シマジン	<0.0003	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	<0.002	0.02mg/L以下
ベンゼン	<0.001	0.01mg/L以下
セレン	<0.002	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0. 24	10mg/L以下
ふっ素	<0.08	0.8mg/L以下
ほう素	<0.1	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン	<0.005	0.05mg/L以下

出典等:「平成 28 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成 30 年 11 月)を参考に作成した。



2.2.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

①土壌の分布

基本的な調査対象範囲における土壌図を図2.2.3-1に示す。

基本的な調査対象範囲の大部分は乾性褐色森林土壌であり、北側には褐色森林土壌 及び細粒灰色低地土壌が、南西側には褐色森林土壌が分布している。

対象事業実施区域の大部分は、乾性褐色森林土壌が分布している。

②土壌汚染

「土壌汚染対策法について」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)によると、基本的な調査対象範囲では、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に規定する「要措置区域等」及び農用地土壌の汚染防止等に関する法律に規定する「農用地土壌汚染対策地域」に指定されている地域はなかった。

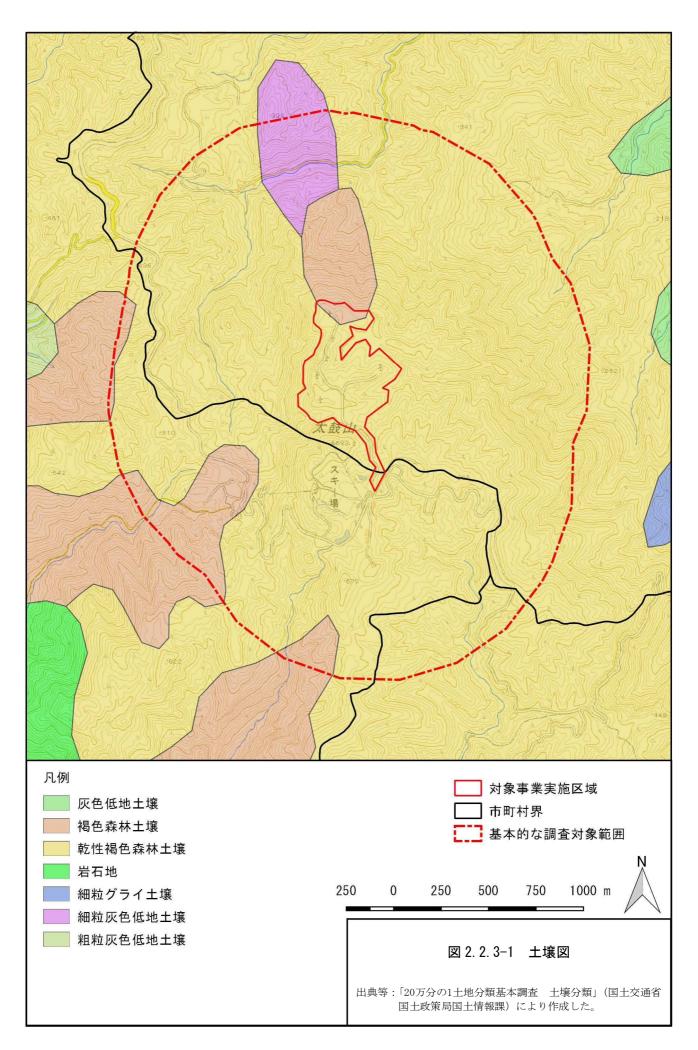
なお、平成30年5月11日時点において、京都府内では土壌汚染対策法に規定する要 措置区域はなく、形質変更時要届出区域は5箇所が指定されている。

また、「平成29年度版 京都府環境白書」(平成30年 京都府)によると、伊根町、京丹後市及び宮津市における平成28年度の土壌汚染に関する苦情受付件数は、0件であった。

(2) 地盤の状況

基本的な調査対象範囲において、地盤沈下に関する情報は得られなかった。

「平成29年度版 京都府環境白書」(平成30年 京都府)によると、伊根町、京丹 後市及び宮津市における平成28年度の地盤沈下に関する苦情受付件数は、0件であった。



2.2.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

①地形区分の状況

「20万分の1土地分類基本調査 地形区分」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)及び「日本の典型地形」(平成11年 (財)日本地図センタ ー)を用いて、地形の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における地形分類区分を表2.2.4-1に、地形分類図及び典型 地形の分布状況を図2.2.4-1に示す。

基本的な調査対象範囲においては、小起伏山地及び中起伏山地がそれぞれ調査対象 範囲の概ね半分を占めている。対象事業実施区域内では、南西側が中起伏山地、北東 側が小起伏山地となっている。

なお、基本的な調査対象範囲には典型地形は存在しなかった。

表2.2.4-1 基本的な調査対象範囲における地形区分

地形分類区分		
山地	小起伏山地	
山地	中起伏山地	

出典等:「20万分の1土地分類基本調査 地形区分」(国土交通省が運営 するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)のGISデータを 参考に作成した。

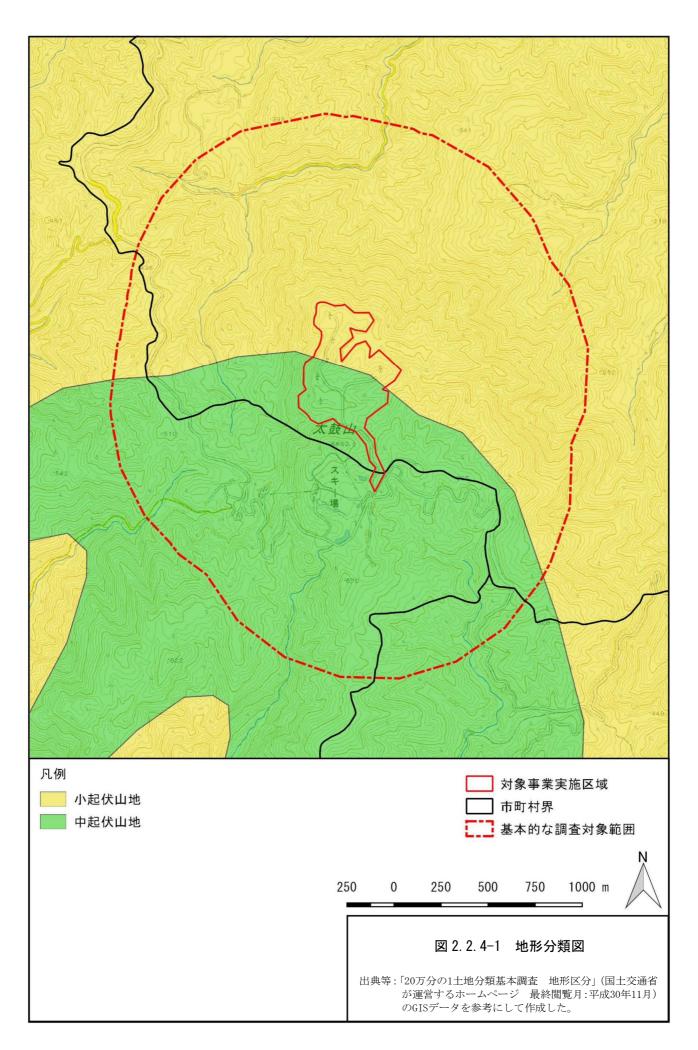
②傾斜の状況

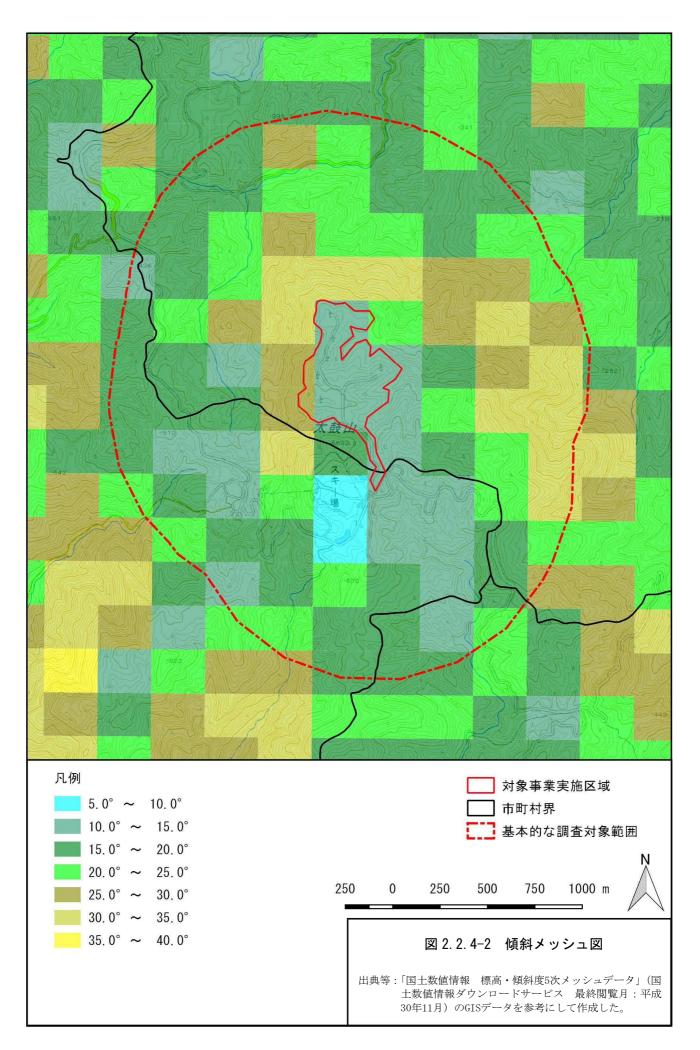
「国土数値情報 標高・傾斜度5次メッシュデータ」(国土数値情報ダウンロードサービス 最終閲覧月:平成30年11月)を用いて傾斜の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における傾斜メッシュ図を図2.2.4-2に示す。

基本的な調査対象範囲においては、平均傾斜角度5°~35°のメッシュが分布している。また、対象事業実施区域内においては、平均傾斜角度は10°~30°のメッシュが分布している。対象事業実施区域の大部分は平均傾斜角度10°~15°と緩傾斜であるが、西側の平均傾斜角度は25°~30°と大きくなっている。

なお、平均傾斜角度は、10mメッシュ標高をリサンプリングした50mメッシュ標高から算出する傾斜角度の平均値(°)である。





(2) 地質の状況

「20万分の1土地分類基本調査 表層地質」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を用いて、地質の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における表層地質区分を表2.2.4-2に、表層地質図を図2.2.4-3に示す。

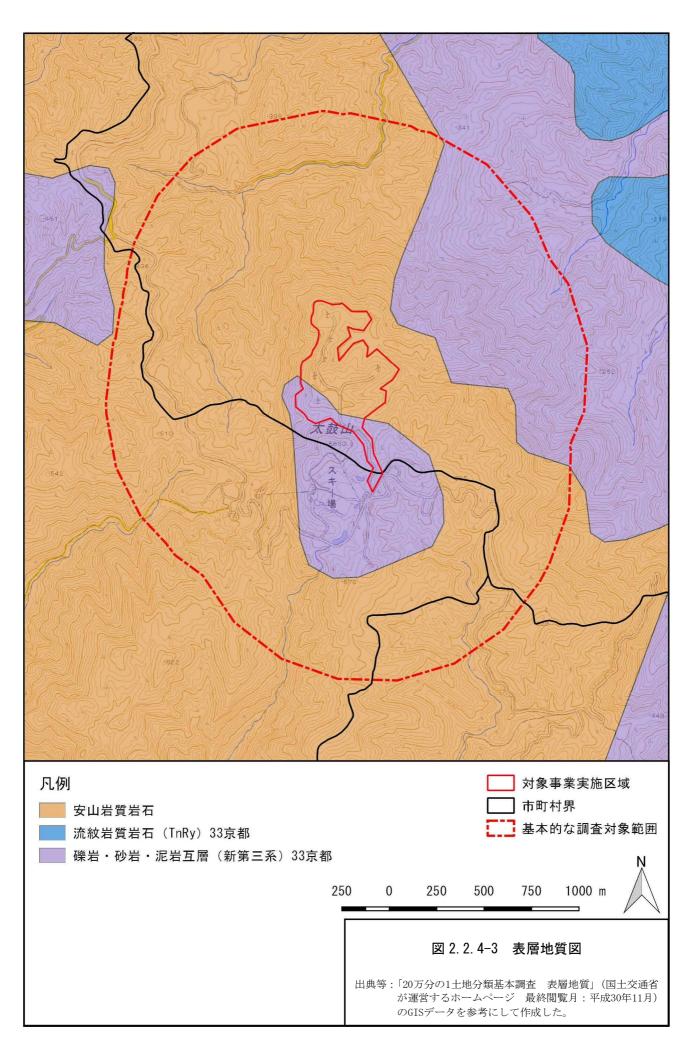
基本的な調査対象範囲においては主に安山岩質岩石がみられ、中央部及び東部に礫岩・砂岩・泥岩互層(新第三系)が分布している。

対象事業実施区域における表層地質は主に安山岩質岩石であるが、南西部には礫岩・砂岩・泥岩互層(新第三系)が分布している。

表2.2.4-2 基本的な調査対象範囲における表層地質区分

表層地質区分			
火山性			
固結堆	礫岩・砂岩・泥岩互層(新第三系)		
火山性	流紋岩質岩石(TnRy)		

出典等:「20万分の1土地分類基本調査 表層地質」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)



(3) 重要な地形及び地質

表2.2.4-3に示す選定根拠によって、基本的な調査範囲における重要な地形及び地質を抽出した。

表2.2.4-3 重要な地形及び地質の資料及び選定根拠

\33 / -			1	
選定 根拠 番号	資料及び選定根拠発行			
	文化財保護法において以下に指定されているもの	平成25年	法律第214号	
	天然記念物【天】・・・学術上価値の高い地質鉱物として文化財保護法に基づき保護・保 特別天然記念物【特天】・・・天然記念物のうち特に重要なもの	存を指定さ	れているもの	
İ	「京都府文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和56年	条例第27号	
	天然記念物【府天】・・・京都府教育委員会が県内に存する学術上価値の高い地質鉱物と 条例に基づき保護・保存を指定したもの	して京都府	文化財保護	
	「伊根町文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和60年	条例第14号	
1	天然記念物【町天】・・・伊根町教育委員会が町内に存する学術上価値の高い地質鉱物と 文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	して伊根町		
	「京丹後市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	平成16年	条例第121号	
	天然記念物【京市天】・・・京丹後市教育委員会が市内に存する学術上価値の高い地質鉱 文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	物として京	丹後市	
l i	「宮津市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和58年	条例第35号	
	天然記念物【宮市天】・・・宮津市教育委員会が市内に存する記念物のうち、市にとって 宮津市文化財保護条例に基づき指定したもの	重要なもの	として	
	日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版 -危機にある地形- で以下に該当するもの	平成12年	(株)古今書院	
2	① 日本の地形を代表する典型的かつ希少、貴重な地形【希少】② ①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目した方が良いと考えられる地形【準希】			
	③ 多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形④ 動物や植物の生息・生育地として重要な地形【動植】	【特典】		
	日本の地形レッドデータブック 第2集 -保存すべき地形- で以下に該当するもの	平成14年	(株)古今書院	
3	① 日本の地形を代表する典型的かつ希少、貴重な地形【希少】② ①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たと考えられる地形【準希】③ 多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形		と方が良い	
	④ 動物や植物の生息・生育地として重要な地形【動植】			
	京都府レッドデータブック2015 -地形・地質・自然現象- で以下に区分されるもの	平成27年	京都府	
4	地形 【消滅】・・・京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち、既に破壊され、現存しない地形。 【消滅危惧】・・・京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち、現在著しく破壊されつつある地形、または 大規模開発などによって破壊が危惧され、緊急に保護を必要とする地形。 【要注意】・・・京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち、現時点で軽度の破壊を受けており、今後も 破壊が続けば消滅が危惧される地形。 【要継続保護】・・・京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち、現時点では保存が良好であり、今後も 保護を続けるべき地形。 地質			
	【消滅】・・・京都府内の学術上高い価値を有する地質のうち、既に破壊や掘削され現 【消滅寸前】・・・京都府内の学術上高い価値を有する地質のうち、著しく破壊されつ 対象露頭はなくなったが、地下に対象物の延長はある地質。 【消滅危惧】・・・京都府内の学術上高い価値を有する地質のうち、破壊が継続されれ 地質。または対象露頭は埋め立てられたが、そこに存在することが 【要注意】・・・京都府内の学術上高い価値を有する地質のうち、学術的にはすべての ここでは特に期待される研究指針が指摘される地質。	かつある地質 ば、消滅が ぶ明らかなも	。または 危惧される の。	

注)【】は、本書における図中での略称を示す。

基本的な調査対象範囲において重要な地形及び地質は存在しなかった。

参考として、対象事業実施区域に最も近い重要な地形及び地質を表2.2.4-4に、位置を図2.2.4-4に示す。

対象事業実施区域から北東約4kmに位置する布引滝は、「京都府レッドデータブック 2015 -地形・地質・自然現象-」(以下「京都府レッドデータブック 2015」という。) において、今後も保護を続けるべき地形として選定されている。

表2.2.4-4 重要な地形及び地質の抽出結果

名称	地形項目	選定根拠1	選定根拠2	選定根拠3	選定根拠4	備考
布引滝	滝				要継続保護	

上記の選定根拠は以下を示す。

選定根拠1:「文化材保護法」(昭和25年 法律第214号)、「京都府文化財保護条例」(昭和56年 条例第27号)、

「伊根町文化財保護条例」(昭和60年 条例第14号)、「京丹後市文化財保護条例」(平成16年 条

例第121号)、「宮津市文化財保護条例」(昭和58年 条例第35号)

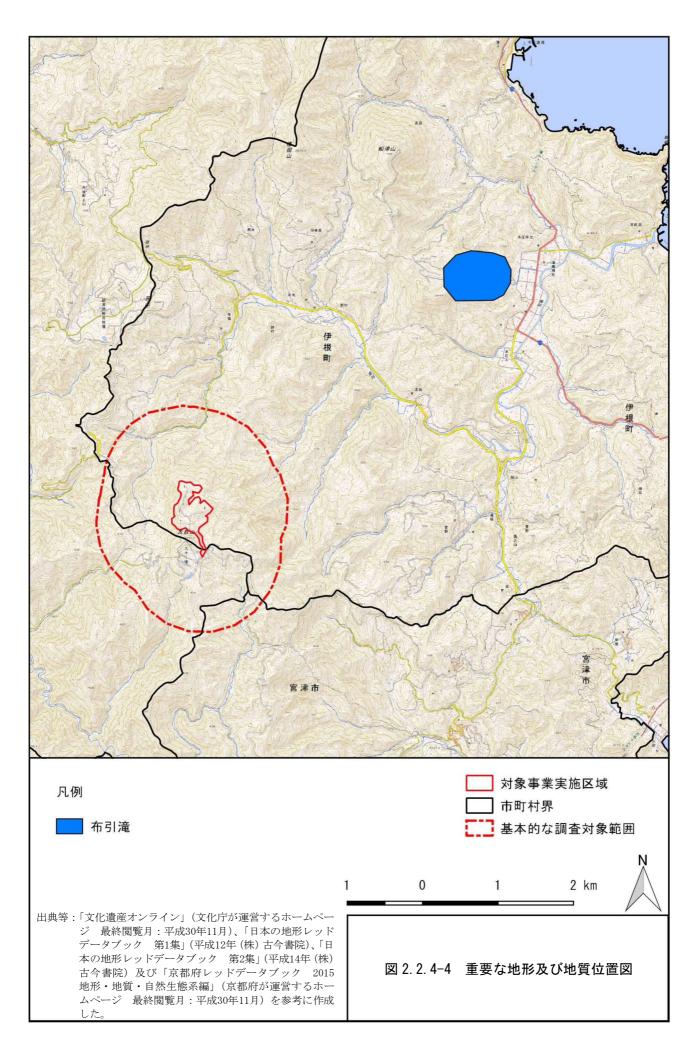
選定根拠2:「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版 -危機にある地形-」(平成12年 (株)古今書院)

選定根拠3:「日本の地形レッドデータブック 第2集 -保存すべき地形-」(平成14年 (株)古今書院)

選定根拠4:「京都府レッドデータブック2015 -地形・地質・自然現象-」

(4) 重要な自然現象

京都府レッドデータブック2015によると、基本的な調査対象範囲において重要な自 然現象はない。



2.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の生息状況

①動物相の状況

ア. 調査方法

基本的な調査対象範囲において、動物相の状況の把握に使用した資料を表 2.2.5-1に、動物の抽出範囲を図2.2.5-1に示す。

調査に使用した資料は、可能な限り最新の知見で動物の分布情報が整理されており、専門家等で構成される検討会を経て作成されたものを使用した。

また、分布情報の精度を把握できるよう、調査に使用した資料については、表 2.2.5-2のとおり分類した。

表 2.2.5-1(1) 動物相の状況の把握に使用した資料

資料等 番号	文献等の名称	発行等	動物の 地域概況調査範囲	調査対象 分類群
1	第5回自然環境保全基礎調查 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 哺乳類	平成 14 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	哺乳類
2	第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 両生類・爬虫類	平成 13 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	爬虫類 両生類
3	第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 昆虫(トンボ)類	平成 14 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	昆虫類
4	第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 昆虫(チョウ)類	平成 14 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	昆虫類
5	第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 昆虫(ガ)類	平成 14 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	昆虫類
6	第5回自然環境保全基礎調查 生物多様性調查 動植物分布調查報告書 昆虫(甲虫)類	平成 14 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	昆虫類
7	第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 昆虫(セミ・水生半翅)類	平成 14 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	昆虫類
8	第5回自然環境保全基礎調查 生物多様性調查 動植物分布調査報告書 淡水魚類	平成 14 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	魚類
9	第 5 回自然環境保全基礎調查 生物多様性調查 動植物分布調査報告書 陸産淡水産貝類	平成 14 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	底生動物
10	第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書	平成 16 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	鳥類
11	「環境アセスメントデータベース センシティビティマップ」(環境省) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/)	平成 16 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	鳥類

注:「二次メッシュ」とは、昭 48 行政管理庁告示第 143 号統計に用いる標準地域メッシュ及び標準地域メッシュ・コードに規定する「標準地域メッシュ」のうち、国土地理院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図の図郭(約 10km×10km)に相当する範囲をいう。

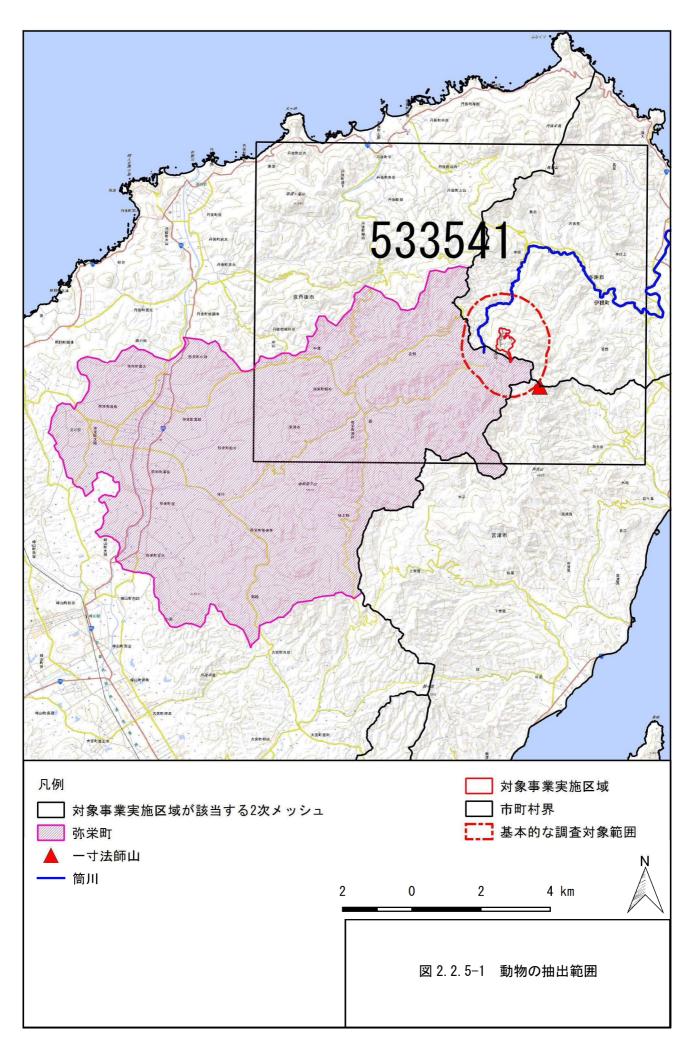
表 2.2.5-1(2) 動物相の状況の把握に使用した資料

資料等 番号	文献等の名称	発行等	動物の 地域概況調査範囲	調査対象 分類群
12	筒川河川企画調査業務委託業務報告書	平成 10 年 京都府 宮津土木事務所	筒川	哺乳類 馬匹西昆魚 無類 類類 類類 類類 類類 類類類類類類類類類類類類類類類質動物
13	ふるさと弥栄の自然 弥栄町自然環境調査報告書	平成7年 京都府弥 栄町	旧弥栄町	哺鳥爬両昆魚族乳類虫生虫類類類類類類類類類類類類類類類類類類類類動物
14	一寸法師山・市民風車設置に関する環境 影響調査報告書	平成 21 年 自然エ ネルギー市民の会	一寸法師山	哺乳類 鳥爬両 鬼類 類 鬼類 魚 魚 生 類 魚 魚 魚 魚 魚 魚 魚 魚 魚 魚 魚 魚 魚 魚 魚

注:「二次メッシュ」とは、昭 48 行政管理庁告示第 143 号統計に用いる標準地域メッシュ及び標準地域メッシュ・コードに規定する「標準地域メッシュ」のうち、国土地理院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図の図郭(約 $10 \, \mathrm{km} \times 10 \, \mathrm{km}$) に相当する範囲をいう。

表 2.2.5-2 調査範囲の区分

区分	調査範囲	該当する資料番号	
A	筒川及び一寸法師山周辺	資料 12、14	
В	旧弥栄町及び基本的な調査対象範囲を含む二次メッシュ	資料 1~11、13	



イ.調査結果

文献その他の資料により抽出された主な動物を表2.2.5-3に示す。 なお、確認された種については資料編にリストを添付する。

表 2.2.5-3 文献その他の資料により抽出された主な動物

分類群	抽出種数	主な抽出種
哺乳類	12 科 19 種	ヒミズ、コウベモグラ、ユビナガコウモリ、ノウサギ、ニホンリス、シマリス、スミスネズミ、アカネズミ、カヤネズミ、ヌートリア、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、アナグマ、ネコ、イノシシ、ホンドジカ
鳥類	44 科 131 種	ヤマドリ、オシドリ、カイツブリ、キジバト、カワウ、ゴイサギ、ホトトギス、ヨタカ、タゲリ、ユリカモメ、ミサゴ、トビ、オオタカ、フクロウ、カワセミ、ハヤブサ、モズ、ハシブトガラス、シジュウカラ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、ムクドリ、ジョウビタキ、スズメ、ハクセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ等
爬虫類	5科9種	ニホンイシガメ、クサガメ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、 アオダイショウ、ジムグリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ
両生類	6科15種	アベサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、タゴガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トノサマガエル、ウシガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、カジカガエル
昆虫類	192 科 757 種	ホソミオツネントンボ、アオモンイトトンボ、ハグロトンボ、オニヤンマ、アキアカネ、ハラビロカマキリ、ササキリ、ケラ、エンマコオロギ、トノサマバッタ、クマゼミ、シロヘリカメムシ、ヤマトシリアゲ、チャバネセセリ、オオムラサキ、スジグロシロチョウ、イエバエ、マイマイカブリ、ハンミョウ、タマムシ、ゲンジボタル、ゴマダラカミキリ、オトシブミ、クロヤマアリ、ニホンミツバチ等
魚類	15 科 37 種	スナヤツメ、コイ、ギンブナ、オイカワ、ドジョウ、ナマズ、アカザ、 アユ、ヤマメ、メダカ科の一種、カジカ、ドンコ、ウキゴリ、シマヨシ ノボリ、ヌマチチブ等
底生動物	60 科 128 種	ナミウズムシ、シマイシビル、ミズムシ、ヌマエビ、サワガニ、エルモンヒラタカゲロウ、チラカゲロウ、モンカゲロウ、ヨシノマダラカゲロウ、カミムラカワゲラ、ナベブタムシ、ヘビトンボ、ウルマーシマトビケラ、ヒゲナガカワトビケラ、ニンギョウトビケラ、シジミガムシ、ツヤドロムシ属の一種、ヒラタドロムシ等

②重要な種及び注目すべき生息地

ア. 重要な種

a. 重要な種の選定根拠

重要な動物の選定根拠を表 2.2.5-4 に示す。

また、重要種の分布情報の精度を把握できるよう、表 2.2.5-2 に示す確認区分で分類することとした。

表 2. 2. 5-4 (1) 重要な動物の選定根拠

	衣 2. 2. 3 年(1) 里安は動物の歴史	
選定 根拠 番号	選定根拠	発行等
1	「文化財保護法」において以下に指定されている種	昭和25年 法律第214号
	天然記念物【天】…学術上価値の高い動物(生息地、繁殖地、渡来	地を含む)、として文化財保護法に基
	づき保護・保存を指定されたもの	
	特別天然記念物【特天】…天然記念物のうち特に重要なもの	
	「京都府文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和56年 条例第27号
	天然記念物【府天】…京都府教育委員会が府内に存する学術上価値	
	を含む)として京都府文化財保護条例に基づ	
-	「伊根町文化財保護条例」において以下に指定されているもの	
	天然記念物【町天】…伊根町教育委員会が町内に存する学術上価値 を含む)として伊根町文化財保護条例に基づ	
1	「京丹後市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	
1	天然記念物【京市天】…京丹後市教育委員会が市内に存する学術上	
	来地を含む)として京丹後市文化財保護条件	
i t	「宮津市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	
	天然記念物【宮市天】…宮津市教育委員会が市内に存する記念物の	うち、市にとって重要なものとして
	宮津市文化財保護条例に基づき指定したも	っの
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」におい	平成4年 法律第75号
	て以下に指定されている種	
	国際希少野生動植物【際】…国際的に協力して種の保存を図ること。	とされている絶滅のおそれのある野生
	動植物の種であって政令で定めるもの 国内希少野生動植物【内】…個体が国内に生息し又は生育する絶滅	のおろれのもで取出動物の種でも
	国内布少野生動植物【内】…個体が国内に生息し又は生育する組織にて、政令で定めるもの	りわてれりめる野生動植物の種であつ
	緊急指定種【緊】…国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物	毎以外の野牛動植物の種で 保存を特
	に緊急に図る必要があると認められるもの。	2501 1 1 1 2 2 5 1 E 1 () 1 1 C 1 C
3	「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」におい	平成19年 京都府条例第51号
	て以下に指定されている種	
	指定希少野生生物【指希】…絶滅のおそれのある野生生物のうち、物知事が指定するもの。	特に保全を図る必要があるものとして
4	「環境省レッドリスト 2018」で以下に該当する種及び地域個体群	平成30年(哺乳類、鳥類、爬虫類、
		両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、
		貝類、その他の無脊椎動物)
	絶滅【EX】…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種	
	野生絶滅【EW】…飼育・栽培下でのみ存続している種	
	絶滅危惧 I 類【CR+EN】…絶滅の危機に瀕している種	· 古、任
	絶滅危惧 I A類【CR】…ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて 絶滅危惧 I B類【EN】… I A類ほどではないが、近い将来における絶済	
	絶滅危惧Ⅱ類【VU】・・・絶滅の危険が増大している種	M < / 11 17 11 17 11 17 11
	準絶滅危惧【NT】…現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の3	変化によっては「絶滅危惧」に移行す
	る可能性のある種	
	情報不足【DD】…評価するだけの情報が不足している種	
	付属資料 絶滅のおそれのある地域個体群【LP】…地域的に孤立して	ている個体群で、絶滅のおそれが高い
	も の	

表 2.2.5-4(2) 重要な動物の選定根拠

選定 根拠 番号	選定根拠	発行等
5	「京都府レッドデータブック 2015」京都府版レッドデータブックで	平成27年4月 京都府
	以下に該当する種	
	絶滅種【絶滅】…府内ではすでに絶滅したと考えられる種	
	絶滅寸前種【絶滅寸前】…府内において絶滅の危機に瀕している種	
	絶滅危惧種【危惧】…府内において絶滅の危機が増大している種	
	準絶滅危惧種【準絶】…府内において存続基盤が脆弱な種	
	要注目種【要注目】…府内の生息状況について、今後の動向を注目する	べき種および情報が不足している種
6	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁編)」	平成10年3月 水産庁
	で以下に該当する種 (環境省カテゴリーに準ずる)	
	希少種【希少】…存続基盤が脆弱な種・亜種	
	危急種【危急】…絶滅の危険が増大している種・亜種	
	絶滅危惧種【絶滅危惧】…絶滅の危機に瀕している種・亜種	

注:【】は、本書における図表中での略称を示す。

b. 哺乳類の重要な種

重要な哺乳類は表 2.2.5-5 に示すとおり、3 種が抽出された。 このうち、分布情報の精度が区分 A であるものは、ツキノワグマの1 種であった。

c. 鳥類の重要な種

重要な鳥類は、表 2.2.5-6 に示すとおり、42 種が抽出された。 このうち、分布情報の精度が区分 A であるものは、ミサゴ、クマタカ、フクロウ、アカショウビン等を含む 39 種であった。

d. 爬虫類の重要な種

重要な爬虫類は、表 2.2.5-7に示すとおり、7種が抽出された。 このうち、分布情報の精度が区分 A であるものは、ニホンイシガメ、ニホントカゲ、アオダイショウ、ジムグリ、ヤマカガシ、ニホンマムシの 6 種であった。

e. 両生類の重要な種

重要な両生類は、表 2.2.5-8 に示すとおり、11 種が抽出された。 このうち、分布情報の精度が区分 A であるものは、ヒダサンショウウオ、ニホンアカガエル、トノサマガエル、カジカガエルの 4 種であった。

f. 昆虫類の重要な種

重要な昆虫類は、表 2. 2. 5-9 に示すとおり、34 種が抽出された。 このうち、分布情報の精度が区分 A であるものは、ハッチョウトンボ、ゲンジボタル、ヘイケボタルの 3 種であった。

g. 魚類の重要な種

重要な魚類は、表 2.2.5-10 に示すとおり、10 種が抽出された。 このうち、分布情報の精度が区分 A であるものは、ニホンウナギ、ゲンゴロウブナ、ドジョウ、サケ、サツキマス、カマキリ(アユカケ)、ゴクラクハゼの7種であった。

h. 底生動物の重要な種

重要な底生動物は、表 2.2.5-11 に示すとおり、3 種が抽出された。 このうち、分布情報の精度が区分 A であるものは、マシジミ、ヌマエビ、モクズガニの3種であった。

表 2.2.5-5 哺乳類の重要な種

No.	科名	種名			選兌	三根 扨	几		出典	分布情報の精度		
NO.	作冶	俚石	1	2	3	4	5	6	典	A	В	
1	ヒナコウモリ	ユビナガコウモリ					絶滅寸前		資料13		0	
2	ネズミ	スミスネズミ					準絶		資料13		0	
3	クマ	ツキノワグマ					絶滅寸前		資料1,13,14	0	0	
計	3科	3種	0	0	0	0	3	0		1	3	

- 注1:上記の選定根拠は以下を示す。
 - 1:「文化財保護法」 (昭和25年 法律第214号 文化庁)
 - 2:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年 法律第75号 文化庁)
 - 3:「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」 (平成19年 条例第51号 京都府)
 - 4: 「環境省レッドリスト2018」 (平成30年環境省)
 - 5:「京都府レッドデータブック2015」(平成27年 京都府)
 - 6:「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁編)」 (平成10年 水産庁)
- 注2:上記の出典は以下を示す。

資料 1: 「第5回自然環境保全基礎調查 生物多様性調查 動植物分布調查報告書 哺乳類」 (平成14年 環境省)

資料13:「ふるさと弥栄の自然 弥栄町自然環境調査報告書」 (平成7年 京都府弥栄町)

資料14:「一寸法師山・市民風車設置に関する環境影響調査報告書」 (平成21年 自然エネルギー市民の会)

注3:上記の分布情報の精度は以下を示す。

区分A: 筒川及び一寸法師山周辺

区分B:旧弥栄町及び基本的な調査対象範囲を含む二次メッシュ

注4: 科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省が運営するホームページ)に準拠した。

表 2.2.5-6 鳥類の重要な種

No.		種名			选及	E根拠			出典	刀巾帽羊	服の精度
	科名	.—	1	2	3	4	5	6		A	В
1	キジ	ウズラ				VU	絶滅寸前		資料14	0	
2		ヤマドリ					準絶		資料13,14	0	0
3	カモ	オシドリ				DD	準絶		資料12,13	0	0
4		ホオジロガモ					準絶		資料14	0	
5	カイツブリ	カイツブリ					準絶		資料13,14	0	0
6	ハト	アオバト					準絶		資料13,14	0	0
7	ウ	ヒメウ				EN	準絶		資料12	0	
8	クイナ	ヒクイナ				NT	危惧		資料14	0	
9		オオバン					準絶		資料14	0	
10	カッコウ	ジュウイチ					準絶		資料13,14	0	0
11		ツツドリ					準絶		資料10,13,14	0	0
12		カッコウ					準絶		資料10,13,14	0	0
	ヨタカ	ヨタカ				NT	危惧		資料13,14	0	0
	チドリ	タゲリ					準絶		資料13		Ö
15	シギ	イソシギ					準絶		資料12,14	0	
	カモメ	ウミネコ					要注目		資料12,14	0	
	ミサゴ	ミサゴ				NT	危惧		資料12,14	0	
18	タカ	ハチクマ				NT	危惧		資料14	0	
19		ハイタカ				NT	準絶		資料13,14	0	0
20		オオタカ			指希	NT	危惧		資料14	0	
21		サシバ				VU	危惧		資料10,13,14	0	0
22		ノスリ					準絶		資料12,13	0	0
23		クマタカ		内		EN	危惧		資料11,13,14	0	0
24	フクロウ	コノハズク					絶滅寸前		資料13,14	0	0
25		フクロウ					準絶		資料10,14	0	0
26		アオバズク					準絶		資料14	\circ	
27	カワセミ	アカショウビン					危惧		資料10,14	0	0
28		ヤマセミ					危惧		資料13,14	0	0
	ブッポウソウ	ブッポウソウ			指希	EN	絶滅寸前		資料13		0
30	キツツキ	アカゲラ					準絶		資料10,13,14	0	0
31	ハヤブサ	ハヤブサ		内		VU	危惧		資料13,14	0	0
	サンショウクイ	サンショウクイ				VU	危惧		資料10,13,14	0	0
	カササギヒタキ	サンコウチョウ					準絶		資料10,13,14	0	0
	モズ	アカモズ				EN			資料13		0
	ゴジュウカラ	ゴジュウカラ					準絶		資料13,14	0	0
36	ムクドリ	コムクドリ					危惧		資料12	0	
37	ヒタキ	マミジロ					危惧		資料10,14	0	0
38		トラツグミ					準絶		資料13,14	0	0
39		クロツグミ					準絶		資料10,13,14	0	0
40		コルリ					準絶		資料13,14	0	0
41		コサメビタキ					危惧		資料13,14	0	0
	ホオジロ	クロジ					危惧		資料14	0	0
計	25科	42種	0	2	2	15	41	0		39	30

注1:上記の選定根拠は以下を示す。

- 1:「文化財保護法」 (昭和25年 法律第214号 文化庁)
- 2:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年 法律第75号 文化庁) 3:「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」 (平成19年 条例第51号 京都府)
- 4: 「環境省レッドリスト2018」 (平成30年環境省)
- 5:「京都府レッドデータブック2015」(平成27年 京都府)
- 6:「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁編)」 (平成10年 水産庁)
- 注2:上記の出典は以下を示す。
 - 資料10:「第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書」 (平成16年 環境省)
 - 資料11:「環境アセスメントデータベース センシティビティマップ」(環境省) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/)
 - 資料12:「筒川河川企画調査業務委託業務報告書」 (平成10年 京都府宮津土木事務所) 資料13:「ふるさと弥栄の自然 弥栄町自然環境調査報告書」 (平成7年 京都府弥栄町)
 - 資料14:「一寸法師山・市民風車設置に関する環境影響調査報告書」 (平成21年 自然エネルギー市民の会)
- 注3:上記の分布情報の精度は以下を示す。
 - 区分A: 筒川及び一寸法師山周辺
 - 区分B:旧弥栄町及び基本的な調査対象範囲を含む二次メッシュ
- 注4: 科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省)に準拠した。

表 2.2.5-7 爬虫類の重要な種

No.	科名	種名			選定	根拠			出典	分布情報の精度		
NO.	村名	(単)	1	2	3	4	5	6	山典	A	В	
1	イシガメ	ニホンイシガメ				NT	要注目		資料12	0		
2		クサガメ					要注目		資料13		0	
3	トカゲ	ニホントカゲ					要注目		資料2,12,13	0	0	
4	ナミヘビ	アオダイショウ					要注目		資料12,13	0	0	
5		ジムグリ					要注目		資料14	0		
6		ヤマカガシ					準絶		資料13,14	0	0	
7	クサリヘビ	ニホンマムシ					要注目		資料12,13,14	0	0	
計	4科	7種	0	0	0	1	7	0		6	5	

- 注1:上記の選定根拠は以下を示す。
 - 1:「文化財保護法」 (昭和25年 法律第214号 文化庁)
 - 2:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年 法律第75号 文化庁)
 - 3:「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」 (平成19年 条例第51号 京都府)
 - 4:「環境省レッドリスト2018」(平成30年環境省)
 - 5:「京都府レッドデータブック2015」(平成27年 京都府)
 - 6:「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」 (平成10年 水産庁)
- 注2:上記の出典は以下を示す。
 - 資料 2:「第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 両生類・爬虫類」 (平成13年 環境省)
 - 資料12:「筒川河川企画調査業務委託業務報告書」 (平成10年 京都府宮津土木事務所)
 - 資料13: 「ふるさと弥栄の自然 弥栄町自然環境調査報告書」 (平成7年 京都府弥栄町)
 - 資料14:「一寸法師山・市民風車設置に関する環境影響調査報告書」 (平成21年 自然エネルギー市民の会)
- 注3:上記の分布情報の精度は以下を示す。
 - 区分A: 筒川及び一寸法師山周辺
 - 区分B:旧弥栄町及び基本的な調査対象範囲を含む二次メッシュ
- 注4:科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省)に準拠した。

表 2.2.5-8 両生類の重要な種

No.	科名	種名			選定	根拠			出典	分布情報	服の精度
NO.	村名	俚名	1	2	3	4	5	6	山典	A	В
1	サンショウウオ	アベサンショウウオ	府天	内	指希	CR	絶滅寸前	絶滅危惧	資料13		0
2		ヒダサンショウウオ				NT	準絶		資料2,13,14	0	0
3		ハコネサンショウウオ					絶滅寸前		資料13		0
4	イモリ	アカハライモリ				NT	要注目		資料13		0
5	ヒキガエル	アズマヒキガエル					要注目		資料13		0
6	アカガエル	ニホンアカガエル					要注目		資料12,13,14	0	0
7		ヤマアカガエル					要注目		資料2,13		0
8		トノサマガエル				NT	要注目		資料2,12,13	0	0
9		ツチガエル					要注目		資料13		0
10	アオガエル	シュレーゲルアオガエル					要注目		資料13		0
11		カジカガエル					要注目		資料12,13,14	0	0
計	5科	11種	1	1	1	4	11	1		4	11

- 注1:上記の選定根拠は以下を示す。
 - 1:「文化財保護法」 (昭和25年 法律第214号 文化庁)
 - 2:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年 法律第75号 文化庁)
 - 3:「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」 (平成19年 条例第51号 京都府)
 - 4: 「環境省レッドリスト2018」 (平成30年環境省)
 - 5:「京都府レッドデータブック2015」(平成27年 京都府)
 - 6:「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」 (平成10年 水産庁)
- 注2:上記の出典は以下を示す。
 - 資料 2:「第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 両生類・爬虫類」 (平成13年 環境省)
 - 資料12:「筒川河川企画調査業務委託業務報告書」 (平成10年 京都府宮津土木事務所) 資料13:「ふるさと弥栄の自然 弥栄町自然環境調査報告書」 (平成7年 京都府弥栄町)
 - 資料14:「一寸法師山・市民風車設置に関する環境影響調査報告書」 (平成21年 自然エネルギー市民の会)
- 注3:上記の分布情報の精度は以下を示す。
 - 区分A: 筒川及び一寸法師山周辺
 - 区分B:旧弥栄町及び基本的な調査対象範囲を含む二次メッシュ
- 注4: 科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省)に準拠した。

表 2.2.5-9 昆虫類の重要な種

NT .	利力	種名			選定	根拠			шт	分布情報	との精度
No.	科名	性名 	1	2	3	4	5	6	出典	A	В
1	イトトンボ	セスジイトトンボ					要注目		資料13		0
2		オオイトトンボ					要注目		資料13		0
3	ヤンマ	カトリヤンマ					要注目		資料13		0
4	サナエトンボ	ミヤマサナエ					要注目		資料13		0
5		キイロサナエ				NT	準絶		資料13		0
6		ヒラサナエ					要注目		資料3		0
7		ヒメサナエ					要注目		資料13		0
8	ムカシヤンマ	ムカシヤンマ					準絶		資料3		0
9	トンボ	ハッチョウトンボ	府天				準絶		資料12,13	0	0
10		ミヤマアカネ					準絶		資料13		0
11	ツユムシ	ヘリグロツユムシ					要注目		資料13		0
12	ケラ	ケラ					要注目		資料13		0
	イトアメンボ	イトアメンボ				VU	危惧		資料13		0
14	タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン				VU	危惧		資料13		0
15		オオムラサキ				NT	準絶		資料13		0
16	ジャノメチョウ	ヒメキマダラヒカゲ					準絶		資料4,13		0
17	ヤママユガ	オナガミズアオ				NT			資料13		0
18	ガガンボ	ミカドガガンボ					要注目		資料13		0
19	ムシヒキアブ	オオイシアブ					要注目		資料13		0
20	オサムシ	オグラヒラタゴミムシ					要注目		資料13		0
21	ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ				NT	危惧		資料13		0
22		ゲンゴロウ				VU			資料13		0
23		シマゲンゴロウ				NT			資料13		0
24		マダラシマゲンゴロウ				CR	絶滅寸前		資料13		0
25		ケシゲンゴロウ				NT			資料13		0
26	ミズスマシ	ミズスマシ				VU	危惧		資料13		0
27	ガムシ	ガムシ				NT	要注目		資料13		0
	ホタル	ゲンジボタル					要注目		資料12,13	0	0
29		ヘイケボタル					要注目		資料12,13	0	0
	ゴミムシダマシ	シワナガキマワリ					要注目		資料13		0
31	カミキリムシ	ホソツツリンゴカミキリ					要注目		資料13		0
32	アリ	トゲアリ				VU			資料13		0
33	ミツバチ	トラマルハナバチ本土亜種					準絶		資料13		0
34		クロマルハナバチ				NT	危惧		資料13		0
計	22科	34種	1	0	0	14	29	0		3	34

- 注1:上記の選定根拠は以下を示す。

 - 1:「文化財保護法」 (昭和25年 法律第214号 文化庁) 2:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年 法律第75号 文化庁)
 - 3:「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」 (平成19年 条例第51号 京都府)
 - 4:「環境省レッドリスト2018」 (平成30年環境省) 5:「京都府レッドデータブック2015」 (平成27年 京都府)

 - 6:「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁編)」 (平成10年 水産庁)
- 注2:上記の出典は以下を示す。
 - | 資料 3: 「第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 昆虫 (トンボ) 類」 資料 4: 「第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 昆虫 (チョウ) 類」 資料12:「筒川河川企画調査業務委託業務報告書」 (平成10年 京都府宮津土木事務所) (平成14年 環境省) (平成14年 環境省)
- 資料13:「ふるさと弥栄の自然 弥栄町自然環境調査報告書」 (平成7年 京都府弥栄町)
- 注3:上記の分布情報の精度は以下を示す。
 - 区分A: 筒川及び一寸法師山周辺
 - 区分B:旧弥栄町及び基本的な調査対象範囲を含む二次メッシュ
- 注4:科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省)に準拠した。

表 2.2.5-10 魚類の重要な種

No.	科名	種名			選定	根拠			出典	分布情報	服の精度
NO.	村名	性行	1	2	3	4	5	6	山典	A	В
1	ヤツメウナギ	スナヤツメ				VU		希少	資料13		0
2	ウナギ	ニホンウナギ			EN				資料12,13	0	0
3	コイ	ゲンゴロウブナ			EN				資料12	0	
4	ドジョウ	ドジョウ				NT			資料12,13	0	0
5	アカザ	アカザ				VU	危惧		資料13		0
6	サケ	サケ					要注目		資料12	0	
7		サツキマス				NT		絶滅危惧	資料12	0	
8	メダカ	メダカ科の一種				VU	危惧		資料13		0
9	カジカ	カマキリ (アユカケ)	府天			VU	危惧		資料12	0	
10	ハゼ	ゴクラクハゼ			,		危惧		資料12	0	
計	9科	10種	1	0	2	6	5	2		7	5

- 注1:上記の選定根拠は以下を示す。
 - 1:「文化財保護法」 (昭和25年 法律第214号 文化庁)
 - 2:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年 法律第75号 文化庁)
 - 3:「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」 (平成19年 条例第51号 京都府)
 - 4:「環境省レッドリスト2018」 (平成30年環境省)
 - 5:「京都府レッドデータブック2015」(平成27年 京都府)
 - 6:「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁編)」 (平成10年 水産庁)
- 注2:上記の出典は以下を示す。

資料12:「筒川河川企画調査業務委託業務報告書」 (平成10年 京都府宮津土木事務所) 資料13:「ふるさと弥栄の自然 弥栄町自然環境調査報告書」 (平成7年 京都府弥栄町)

注3:上記の分布情報の精度は以下を示す。 区分A:筒川及び一寸法師山周辺

区分B: 旧弥栄町及び基本的な調査対象範囲を含む二次メッシュ

注4: 科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省)に準拠した。

表 2.2.5-11 底生動物の重要な種

No.	科名	新力	選定根拠						出典	分布情幸	服の精度
NO.	件泊	俚石	1	2	3	4	5	6	山典	A	В
1	シジミ	マシジミ				VU	絶滅危惧		資料12	0	
2	ヌマエビ	ヌマエビ					絶滅危惧		資料12	0	
3	モクズガニ	モクズガニ					要注目		資料12	0	
計	3科	3種	0	0	0	1	3	0		3	0

- 注1:上記の選定根拠は以下を示す。
 - 1:「文化財保護法」 (昭和25年 法律第214号 文化庁)
 - 2:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年 法律第75号 文化庁)
 - 3:「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」 (平成19年 条例第51号 京都府)
 - 4:「環境省レッドリスト2018」(平成30年環境省)
 - 5:「京都府レッドデータブック2015」 (平成27年 京都府)
 - 6:「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁編)」 (平成10年 水産庁)
- 注2:上記の出典は以下を示す。

資料12:「筒川河川企画調査業務委託業務報告書」 (平成10年 京都府宮津土木事務所)

注3:上記の分布情報の精度は以下を示す。

区分A: 筒川及び一寸法師山周辺

区分B:旧弥栄町及び基本的な調査対象範囲を含む二次メッシュ

注4:科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省)に準拠した。

イ、注目すべき生息地

a. 調査方法

表 2.2.5-12 に示す選定根拠により、注目すべき生息地を抽出した。

表2.2.5-12(1) 注目すべき生息地の選定根拠

選定根拠番号	双2. 2. 3 12 (1) 左日 9 * (ご 土 恋地の 医足 1) 選定根拠	発行等
医足似视笛方		
	「文化財保護法」において以下に指定されている種	昭和25年 法律第214号
	天然記念物【天】…学術上価値の高い動物(生息地、繁殖地、渡来地を含む	む)、として文化財保護法に基づき保
	護・保存を指定されたもの	
	特別天然記念物【特天】…天然記念物のうち特に重要なもの	
	「京都府文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和56年 条例第27号
	天然記念物【府天】…京都府教育委員会が府内に存する学術上価値の高い	=
	む)として京都府文化財保護条例に基づき保護・保	
1	「伊根町文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和60年 条例第14号
	天然記念物【町天】…伊根町教育委員会が町内に存する学術上価値の高い	
	む)として伊根町文化財保護条例に基づき保護・保	存を指定したもの
	「京丹後市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	平成16年 条例第121号
	天然記念物【京市天】…京丹後市教育委員会が市内に存する学術上価値の	高い動物(生息地、繁殖地、渡来地
	を含む)として京丹後市文化財保護条例に基づき	
	「宮津市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和58年 条例第35号
	天然記念物【宮市天】…宮津市教育委員会が市内に存する記念物のうち、 宮津市文化財保護条例に基づき指定したもの	市にとって重要なものとして
	「ラムサール条約(特に水鳥の牛息地として国際的に重要な湿地に関する	
	条約)」で定められた下記の基準によって指定された湿地	1975 年 発効
	【基準1】特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの	7.湿 地
	【基準2】絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地	- III II
	【基準3】生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている	湿地
	【基準4】動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または	
	となる湿地	
0	【基準5】定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地	
2	【基準6】水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に	支えている湿地
	【基準7】固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また	:湿地というものの価値を代表するよ
	うな、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、	それによって世界の生物多様性に貢
	献するような湿地	
	【基準8】魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるい	いは湿地内外における漁業資源の重要
	な回遊経路となっている湿地	
	【基準9】湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群	で、その個体群の1パーセントを定期
	的に支えている湿地	and the NO
	「日本の重要湿地500」	環境省
	環境省が生物多様性保全の観点から、以下の基準で選定した重要湿地	
	【基準1】湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サ として典型的または相当の規模の面積を有している場合	「ンコ帳のうら、生物の生育・生息地
3	【基準2】 希少種、固有種等が生育・生息している場合	
	【基準3】多様な生物相を有している場合	
	【基準4】特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合	Δ.
	【基準5】生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、産卵場等)である場	
	「重要野鳥生息地(IBA)」	BirdLife InterNationnal
	BirdLife InterNationnalが以下の基準で選定した重要野鳥生息地	(財) 日本野鳥の会
_	【基準1】…世界的に絶滅の危機にある種が生息している。	
4	【基準2】…限定された地域に生息する種、または固有種が生息している。	
	【基準3】…あるバイオームに特徴的な種の相当種が生息している。	
	【基準4】…多くの渡り鳥が利用/生息している。	

注:【】は、本書における図中での略称を示す。

表2.2.5-12(2) 注目すべき生息地の選定根拠

選定根拠番号	選定根拠	発行等
	「Key Biodiversity Area(KBA、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域)」	CONSERVATION INTERNATIONNAL
	CONSERVATION INTERNATIONNAL JAPANが以下の基準で選定した地域	JAPAN
	【危機性】…国際自然保護連合(IUCN)が作成しているIUCNレッドリストに	おいて「深刻な危機 (CR)、危機 (EN)」
	に該当する種が1個体でも存在するサイト、または「危急(VU)」に該当する種が30個体、あるい
5	は10ペア以上存在するサイト	
3	【非代替性a】…世界で50,000km²以下の限られた範囲にしか分布しない種の	の個体数の5%が集中して分布
	するサイト	
	【非代替性b】…世界的個体数の1%がある特定の季節(時期)に集まるサイ	F
	【非代替性c】…世界的個体数の1%がある特定の季節(時期)に集まるサイ	F
	【非代替性d】…他の個体群への個体の供給数が、全世界の個体数の1%以	上を占める個体群がいるサイト

注: 【】は、本書における図中での略称を示す。

b. 調査結果

対象事業実施区域が位置する丹後半島全域は、国際自然保護連合(IUCN)レッドリストにおいて「深刻な危機(CR)、危機(EN)」に該当する種が1個体でも存在するサイトとして、KBA(危機性)に選定されている(表 2. 2. 5-13)。

この他、基本的な調査対象範囲において注目すべき生息地は確認されなかった。

参考として、対象事業実施区域の南約 5km に位置する注目すべき生息地を表 2.2.5-13 に併記する。

表 2.2.5-13 注目すべき生息地

名称		選	定根拠	備考		
24 你	1	2	3	4	5	7曲
丹後半島					危機性	IUCNレッドリストの地域絶滅危惧種に 分類された種が1個体でも存在する
大フケ湿原	宮市天		基準2			ハッチョウトンボ、オオコオイムシな どが生息

上記の選定根拠は、以下を示す。

- 1:「文化材保護法」(昭和25年 法律第214号)、「京都府文化財保護条例」(昭和56年 条例第27号)、「伊根町文化財保護条例」(昭和60年 条例第14号)、「京丹後市文化財保護条例」(平成16年 条例第121号)、「宮津市文化財保護条例」(昭和58年 条例第35号)
- 2: ラムサール条約 (特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約) (1975年発効)
- 3:「日本の重要湿地500」 (環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)
- 4:「重要野鳥生息地 (IBA)」 (BirdLife InterNationnal、(公財) 日本野鳥の会が運営するホームページ 最終 閲覧月:平成30年11月)
- 5:「Key Biodiversity Area (KBA、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパンが運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)

(2) 植物の生育状況

①植物相の状況

ア. 調査方法

基本的な調査対象範囲において、植物相の状況の把握に使用した資料を表

2.2.5-14に、植物の抽出範囲を図2.2.5-2に示す。

また、分布情報の精度を把握できるよう、調査に使用した資料については、表

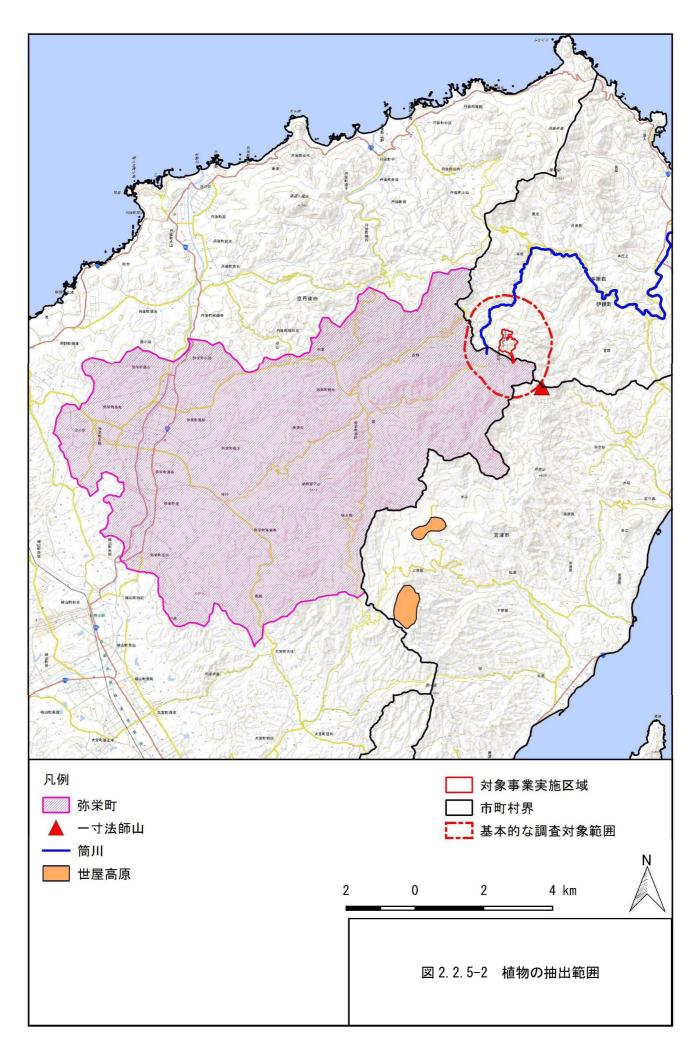
2.2.5-15に示す抽出区分で分類することとした。

表 2.2.5-14 植物相の状況の把握に使用した資料

資料等 番号	文献等の名称	発行等	植物の 地域概況調査範囲
12	筒川河川企画調査業務委託業務報告書	平成 10 年 京都府宮津土木事務所	筒川
13	ふるさと弥栄の自然 弥栄町自然環境調査報告書	平成7年 京都府弥栄町	弥栄町
14	一寸法師山・市民風車設置に関する 環境影響調査報告書	平成 21 年 自然エネルギー市民の会	一寸法師山
15	上世屋 緑へのいざない 世屋高原 自然環境保全事業・植物調査報告書	平成7年 京都府	世屋高原自然環境保全地域

表 2.2.5-15 調査範囲の区分

区分	調査範囲	該当する資料番号
A	筒川及び一寸法師山周辺	資料 12、14
В	旧弥栄町及び世屋高原	資料 13、15



イ. 調査結果

文献その他の資料により、151科950種の植物が抽出された。

このうち、区分Aの資料の中では、農耕地、伐採跡地、樹林地などにみられる植物が205種確認されている。

なお、確認された種については資料編にリストを添付する。

②植生の状況

ア. 調査方法

基本的な調査対象範囲における現存植生及び植生自然度を、表2.2.5-16に示す 資料によって把握した。

表2.2.5-16 植生等の抽出に使用した資料

資料番号	資料の名称	発行等	調査対象範囲
1	第6~7回自然環境保全基礎調査	環境省生物多様性センター	対象事業実施区域及び
	(植生調査) GISデータ	(最終閲覧月:平成30年11月)	その周囲1kmの範囲

イ. 調査結果

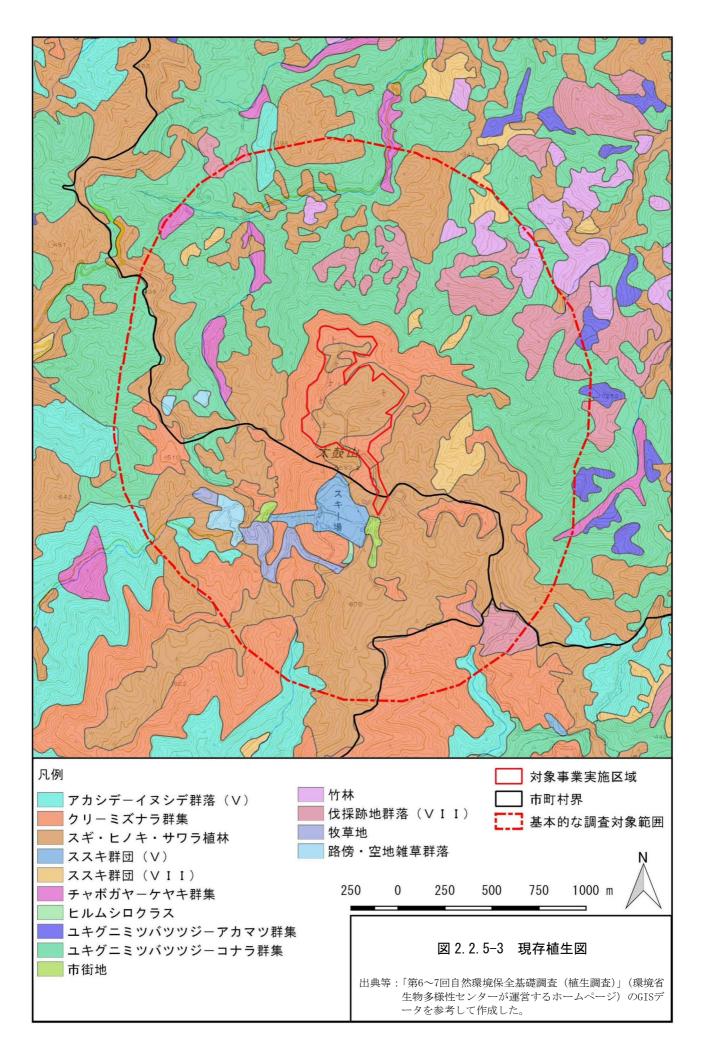
基本的な調査対象範囲における植生区分及び植生自然度等を表2.2.5-17に、現存植生図を図2.2.5-3に整理した。

対象事業実施区域は標高約500~600m前後に位置し、ヤブツバキクラス域に属している。対象事業実施区域内は主にスギ・ヒノキ・サワラ植林及びクリーミズナラ群集が分布している。

表2.2.5-17 基本的な調査対象範囲における植生自然度及びその内訳

群落	植生自然度	区分内容
ヒルムシロクラス	10	自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
チャボガヤーケヤキ群集	9	自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
ユキグニミズバツツジーコナラ群集、 クリーミズナラ群集、ユキグニミツバ ツツジーアカマツ群集、アカシデーイ ヌシデ群落、竹林	7	一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
スギ・ヒノキ・サワラ植林	6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
ススキ群団 (VII) 、ススキ群団 (V)	5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
路傍・空地雑草群落、伐採跡地群落 (VII)	4	シバ群落等の背丈の低い草原
_	3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
牧草地	2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
市街地	1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典等:自然環境保全基礎調査 植生調査情報提供 (環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。



③重要な種及び重要な群落

ア、重要な植物

a. 重要な種の選定根拠

重要な植物の選定根拠を表 2.2.5-18 に示す。

また、重要種の分布情報の精度を把握できるよう、表 2.2.5-15 に示すとおり 分類した。

表 2. 2. 5-18 (1) 重要な植物の選定根拠

	女 2.2.0 10 (1) 主安は他物の医	CIAIC					
選定 根拠 番号	選定根拠	発行等					
	「文化財保護法」において以下に指定されている種	昭和 25 年 法律第 214 号					
	天然記念物【天】…学術上価値の高い動物(生息地、繁殖地、渡来地 保護・保存を指定されたもの 特別天然記念物【特天】…天然記念物のうち特に重要なもの	!を含む)、として文化財保護法に基づき					
	「京都府文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和56年 条例第27号					
	天然記念物【府天】…京都府教育委員会が府内に存する学術上価値の 含む)として京都府文化財保護条例に基づきの						
1	「伊根町文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和60年 条例第14号					
1	天然記念物【町天】…伊根町教育委員会が町内に存する学術上価値の 含む)として伊根町文化財保護条例に基づき保						
	「京丹後市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	平成16年 条例第121号					
	天然記念物【京市天】…京丹後市教育委員会が市内に存する学術上位 地を含む)として京丹後市文化財保護条例に						
	「宮津市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和58年 条例第35号					
	天然記念物【宮市天】…宮津市教育委員会が市内に存する記念物の 市文化財保護条例に基づき指定したもの	うち、市にとって重要なものとして宮津					
	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 において以下に指定されている種	平成4年 法律第75号					
2	国際希少野生動植物【際】…国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種であって政令で定めるもの 国内希少野生動植物【内】…個体が国内に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、 政令で定めるもの						
	緊急指定種【緊】…国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種で、保存を特に 緊急に図る必要があると認められるもの。						
3	「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」におい て以下に指定されている種	平成19年 京都府条例第51号					
3	指定希少野生生物【指希】…絶滅のおそれのある野生生物のうち、* 事が指定するもの。	寺に保全を図る必要があるものとして知					
	「環境省レッドリスト 2018」で以下に該当する種及び地域個体群	平成30年(維管束植物)					
4	絶滅【EX】…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種野生絶滅【EW】…飼育・栽培下でのみ存続している種絶滅危惧 I 類【CR+EN】…絶滅の危機に瀕している種絶滅危惧 I A類【CR】…ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて絶滅危惧 I B類【EN】… I A類ほどではないが、近い将来における絶滅絶滅危惧 I 類【VU】…絶滅の危険が増大している種準絶滅危惧【NT】…現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件のす可能性のある種情報不足【DD】…評価するだけの情報が不足している種付属資料絶滅のおそれのある地域個体群【LP】…地域的に孤立してもの	成の危険性が高い種 変化によっては「絶滅危惧」に移行する					

表 2. 2. 5-18 (2) 重要な植物の選定根拠

選定 根拠 番号	選定根拠	発行等
	「京都府レッドデータブック 2015」京都府版レッドデータブック で以下に該当する種	平成 27 年 4 月 京都府
5	絶滅種【絶滅】…府内ではすでに絶滅したと考えられる種 絶滅寸前種【絶滅寸前】…府内において絶滅の危機に瀕している種 絶滅危惧種【危惧】…府内において絶滅の危機が増大している種 準絶滅危惧種【準絶】…府内において存続基盤が脆弱な種 要注目種【要注目】…府内の生息状況について、今後の動向を注目。	すべき種および情報が不足している種
	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁編)」 で以下に該当する種 (環境省カテゴリーに準ずる)	平成 10 年 3 月 水産庁
6	希少種【希少】…存続基盤が脆弱な種・亜種 危急種【危急】…絶滅の危険が増大している種・亜種 絶滅危惧種【絶滅危惧】…絶滅の危機に瀕している種・亜種	

注:【】は、本書における図表中での略称を示す。

b. 重要な種

重要な植物は表 2.2.5-19 に示すとおり、106 種が抽出された。 このうち、分布情報の精度が区分 A であるものは、キヌヤナギ、ミズタガラシ、ヤマブドウ、ジャコウソウ、クルマバハグマ、ナツエビネの 6 種であった。

表 2. 2. 5-19 (1) 植物の重要な種

	A 1-	er 5			選定	根枷			et e dis	分布情報	日の精度
No.	科名	種名	1	2	3	4	5	6	出典	A	В
1	ゼンマイ	ヤマドリゼンマイ	_		Ü		要注目		資料15		Ō
2	オシダ	コバノカナワラビ					要注目		資料13		Ō
3	メシダ	ハコネシケチシダ					絶滅寸前		資料15		Ô
4	1	イワデンダ					危惧		資料13		Ö
5	ウラボシ	ミヤマノキシノブ					要注目		資料13		Ö
6	ヤナギ	キヌヤナギ					危惧		資料12		
7	カバノキ	ミズメ					進絶		資料13,15	<u> </u>	0
8	ヤドリギ	ヤドリギ					危惧		資料13		0
9	タデ	ナガバノウナギツカミ				NT	危惧		資料15		0
10		サデクサ				111	準絶		資料13		0
11	1	ネバリタデ					危惧		資料13		0
12	1	オオイタドリ					準絶		資料15		0
13		ノダイオウ				VU	4- MC		資料13		0
	マツブサ	マツブサ				***	準絶		資料13,15		0
15		フクジュソウ			指希		絶滅寸前		資料13,15		0
16	インハック	ミスミソウ			1日 4印	NT	危惧		資料13,13 資料13		0
17	1	スペミフリ イヌショウマ				11/1	進絶		資料13,15		0
18	1	サラシナショウマ					要注目		資料13,15 資料13		0
		クサボタン									
19	1	クサボタン トリガタハンショウヅル					準絶		資料13,15 資料15	+	0
20		トリカタハンショリソル					準絶 ^{絶滅寸前}				0
21) W	サンインシロカネソウ							資料13,15	+	0
22		ルイヨウボタン					準絶		資料15	+	0
	ウマノスズクサ						準絶		資料13		0
	オトギリソウ	ミズオトギリ					準絶		資料13		0
	ケシ	キケマン					準絶		資料13		0
	アブラナ	ミズタガラシ					準絶		資料12,13	0	0
27	ベンケイソウ	アポイミセバヤ				DD	Sitta de la		資料13		0
28	ユキノシタ	チシマネコノメ					準絶		資料13		0
29		マルバウツギ					要注目		資料13		0
30		ウメバチソウ					危惧		資料15		0
31		ジンジソウ					準絶		資料13		0
32		ハルユキノシタ					準絶		資料13		0
33	バラ	ヤマブキショウマ					準絶		資料13,15		0
34		オオウラジロノキ					準絶		資料15		0
35		ヤマフジ					準絶		資料13		0
	カエデ	メグスリノキ					危惧		資料13		0
37	ニシキギ	ムラサキマユミ					危惧		資料13,15		0
38							準絶		資料13,15		0
39	ブドウ	ヤマブドウ					要注目		資料12,13	0	0
40	ジンチョウゲ	コショウノキ					準絶		資料15		0
41		カラスシキミ					準絶		資料13		0
42	スミレ	エイザンスミレ					絶滅寸前		資料13		0
43		ヒゴスミレ					準絶		資料13,15		0
44	セリ	ドクゼリ					準絶		資料13,15		0
45		ヌマゼリ				VU	絶滅		資料15		0
46		ヒカゲミツバ					準絶		資料13		0
47	イチヤクソウ	ウメガサソウ					危惧		資料13		0
	ツツジ	レンゲツツジ					準絶		資料13,15		Ö
49	エゴノキ	ハクウンボク					要注目		資料13,15		0
50	ハイノキ	クロミノニシゴリ					絶滅寸前		資料13		Ö
51	リンドウ	リンドウ					要注目		資料13,15		Ö
52	1	ハルリンドウ					絶滅寸前		資料13		Ö
53		フデリンドウ					危惧		資料13		Ö
54		センブリ					要注目		資料13,15		0
55	ミツガシワ	ミツガシワ					要注目		資料13		0
00	<u> </u>	~ / // / /					女山口		東省10		$\overline{}$

表 2. 2. 5-19 (2) 植物の重要な種

					湿定	根拠				分布情報	の特度
No.	科名	種名	1	2	3	4	5	6	出典	A A	B
56	ガガイモ	スズサイコ	1		U	NT	危惧	0	資料13	11	Ö
57	,	コバノカモメヅル				111	危惧		資料15		0
58	ムラサキ	ムラサキ				EN	絶滅寸前		資料13		0
59	シソ	ジャコウソウ				Lit	進絶		資料13,14,15	0	0
60		テンニンソウ					要注目		資料13		Ö
61		ハッカ					準絶		資料13		0
62		タジマタムラソウ				VU	進絶		資料13,15		0
63	ゴマノハグサ	シオガマギク				10	絶滅寸前		資料15		0
64	ハマウツボ	ナンバンギセル					要注目		資料13		0
65	オミナエシ	オミナエシ					準絶		資料13		Ö
66	キキョウ	ソバナ					準絶		資料13,15		0
67	1 1 2 /	ヤマホタルブクロ					危惧		資料13		Ö
68		バアソブ				VU	/L/X		資料13,15		Ö
69		キキョウ				VU	絶滅寸前		資料13		0
70	キク	オクモミジハグマ				- 10	要注目		資料15		Ö
71	'	カワラハハコ					絶滅寸前		資料15		Ö
72		オオヨモギ					要注目		資料15		0
73		オオモミジガサ					危惧		資料15		Ö
74		クルマバハグマ					準絶		資料14	0	
75		ハバヤマボクチ					絶滅寸前		資料13	Ŭ	0
76	オモダカ	ヘラオモダカ					準絶		資料13,15		Ö
77	~ = / /*	アギナシ				NT	危惧		資料13		Ö
78	トチカガミ	ヤナギスブタ				111	危惧		資料13		0
79	ユリ	アサツキ					要注目		資料13		Ö
80	i	シライトソウ					準絶		資料13,15		Ö
81	İ	ノカンゾウ					危惧		資料13		0
82	İ	ツクバネソウ					準絶		資料13,15		Ö
83	İ	ユキザサ					準絶		資料13		Ô
84	†	タマガワホトトギス					要注目		資料15		Ô
85	アヤメ	カキツバタ				NT	準絶		資料15		Ö
86	イグサ	ハリコウガイゼキショウ				111	準絶		資料15		0
87	イネ	ヤマアワ					危惧		資料13		Ô
88	i	シバ					要注目		資料13		Ö
89	サトイモ	ヒロハテンナンショウ					危惧		資料15		Õ
90	ミクリ	ミクリ				NT	危惧		資料13		Ô
91	カヤツリグサ	マツバスゲ				111	要注目		資料15		0
92		アオバスゲ					準絶		資料13		0
93	İ	ミカヅキグサ					危惧		資料15		Õ
94	İ	コマツカサススキ					危惧		資料13		Ö
95	İ	サンカクイ					要注目		資料13,15		0
96	ラン	エビネ				NT	要注目		資料13		0
97	1	ナツエビネ				VU	危惧		資料14,15	0	Ŏ
98	İ	キンラン				VU	危惧		資料13		Ö
99	Ī	カキラン					準絶		資料15		Ö
100	İ	アケボノシュスラン					準絶		資料13,15		Ö
101	Ī	ミズトンボ				VU	危惧		資料15		Ö
102	Ī	ジガバチソウ					危惧		資料15		Ŏ
103	İ	コクラン					要注目		資料13		Ö
104	Ī	コケイラン					危惧		資料13,15		Ö
105	İ	ミズチドリ					絶滅寸前		資料15		Ö
106	Ī	トキソウ				NT	危惧		資料15		Ö
計	50科	106種	0	0	1	18	103	0		6	104
	注1: 上記の選定根拠										

- 注1:上記の選定根拠は以下を示す。

 - 1:「文化財保護法」 (昭和25年 法律第214号 文化庁) 2:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年 法律第75号 文化庁)
 - 3:「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」 (平成19年 条例第51号 京都府)
 - 4: 「環境省レッドリスト2018」 (平成30年環境省)
 - 5:「京都府レッドデータブック2015」(平成27年 京都府)
 - 6:「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁編)」 (平成10年 水産庁)
- 注2:上記の抽出区分及び資料は以下のとおりである。

資料12:「筒川河川企画調査業務委託業務報告書」 (平成10年 京都府宮津土木事務所) 資料13:「ふるさと弥栄の自然 弥栄町自然環境調査報告書」 (平成7年 京都府弥栄町)

資料14: 「一寸法師山・市民風車設置に関する環境影響調査報告書」 (平成21年 自然エネルギー市民の会) 資料15:「上世屋 緑へのいざない 世屋高原自然環境保全事業・植物調査報告書」 (平成7年 京都府)

注3:上記の分布情報の精度は以下を示す。 区分A: 筒川及び一寸法師山周辺 区分B: 旧弥栄町及び世屋高原

注4:科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省)に準拠した。

イ、重要な群落等

a. 重要な群落等の選定根拠

重要な群落等の選定根拠を表 2.2.5-20 に示す。

表 2.2.5-20 重要な群落等の選定根拠

選定 根拠 番号	選定根拠	発行等						
	「文化財保護法」において以下に指定されている種	昭和 25 年 法律第 214 号						
	天然記念物【天】・・・学術上価値の高い植物(自生地を含む)として文化財保護法 特別天然記念物【特天】・・・天然記念物のうち特に重要なもの	に基づき保護・保存を指定されたもの						
	「京都府文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和56年 条例第27号						
	天然記念物【府天】・・・京都府教育委員会が府内に存する学術上価値の高い植物(京都府文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの							
	「伊根町文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和60年 条例第14号						
1	天然記念物【町天】・・・伊根町教育委員会が町内に存する学術上価値の高い植物(伊根町文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの							
	「京丹後市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	平成16年 条例第121号						
	天然記念物【京市天】・・・京丹後市教育委員会が市内に存する学術上価値の高い植 京丹後市文化財保護条例に基づき保護・保存を指定した							
	「宮津市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和58年 条例第35号						
	天然記念物【宮市天】・・・宮津市教育委員会が市内に存する記念物のうち、市にと 宮津市文化財保護条例に基づき指定したもの	って重要なものとして						
	「自然環境保全基礎調査」(環境省)において、以下の「特定植物群落選定基準」 に該当する植物群落または個体群	環境省						
2	 【A】原生林もしくはそれに近い自然林 【B】国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 【C】比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界に体群 【D】砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地の群落の特徴が典型的なもの 【E】郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの 【F】過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって 【G】乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそ 【H】その他、学術上重要な植物群落または個体群 	也に特有な植物群落または個体群で、そ て伐採等の手が入っていないもの						
3	「自然環境保全基礎調査」(環境省) において、 以下の基準に該当する単木、樹林、並木 ・原則として地上から 1.3m の高さでの幹周りが 3m 以上の木	環境省						
4	「自然環境保全基礎調査」(環境省)において、以下に該当する自然植生	環境省						
- I	・植生自然度 10・・・自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区 ・植生自然度 9・・・自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区							
]	林野庁が指定する下記の「保護林」	林野庁						
5	林野庁が原生的な天然林などを保護・管理することにより、森林生態系からなる自 資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的として 【生態系】・・・森林生態系保護地域 【生物群集】・・・生物群集保護林 【希少生物】・・・希少個体群保護林							

注:【】は、本書における図表中での略称を示す。

b. 重要な群落等

重要な群落等の選定状況を表 2.2.5-21 に示す。

基本的な調査対象範囲では、植生自然度 9 以上の植生及び巨樹・巨木林 (1 箇所) が確認された。特定植物群落等、その他の重要な群落等は確認されなかった。

また、対象事業実施区域においては、重要な群落等は確認されなかった。

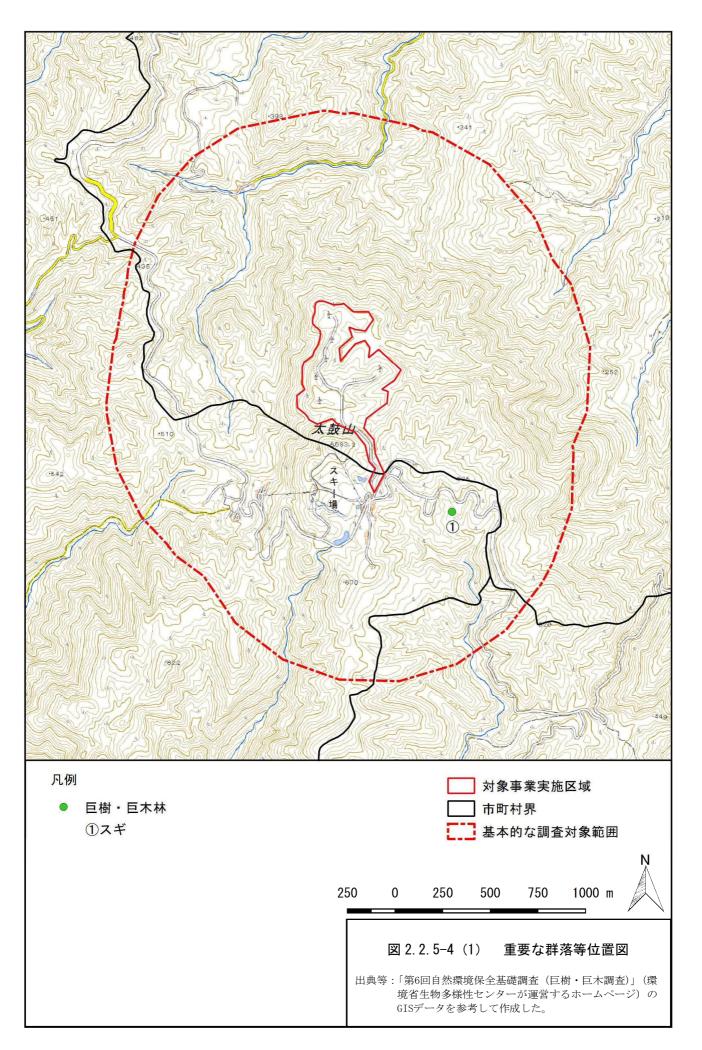
基本的な調査対象範囲で確認された重要な植物群落等(特定植物群落、巨樹・巨木林)を図 2. 2. 5-4 に、植生自然度 9 以上の植生分布を図 2. 2. 5-5 に示す。

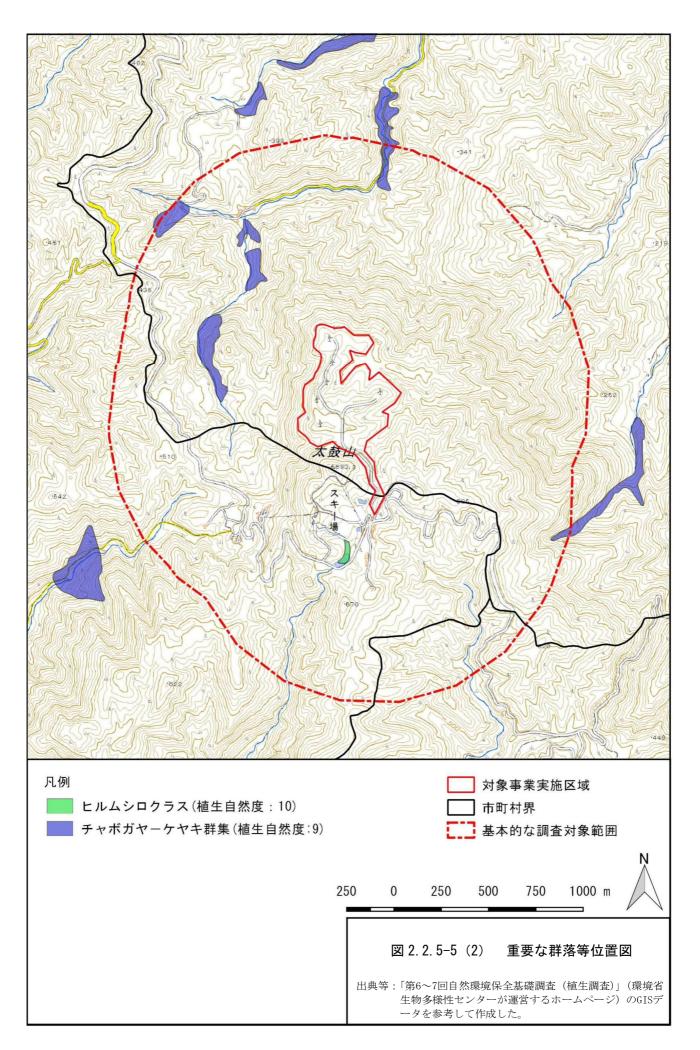
表 2.2.5-21 重要な群落等

名称等		ì	選定根拠	L.		備考	
名	1	2	3	4	5	₩ 石	
スギ			0			幹周310cm、樹高34m	
ヒルムシロクラス				0		植生自然度10	
チャボガヤーケヤキ群集				0		植生自然度9	

上記の選定根拠は、以下を示す。

- 1:「文化材保護法」(昭和25年 法律第214号)、「京都府文化財保護条例」(昭和56年 条例第27号)、「伊根町文化財保護条例」(昭和60年 条例第14号)、「京丹後市文化財保護条例」(平成16年 条例第121号)、「宮津市文化財保護条例」(昭和58年 条例第35号)
- 2:「自然環境保全基礎調査」における特定植物群落(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)
- 3:「自然環境保全基礎調査」における巨樹・巨木林(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)
- 4:「自然環境保全基礎調査」における植生自然度9以上の植生(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)
- 5:「保護林」(林野庁が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)





(3) 生態系の状況

①環境類型区分

環境類型区分は、基本的な調査対象範囲における現存植生(図2.2.5-3)及び植生自然度(表2.2.5-17)のほか、水象の状況(図2.2.2-1)等に基づき区分した。

基本的な調査対象範囲における環境類型区分を表2.2.5-22及び図2.2.5-6に示す。

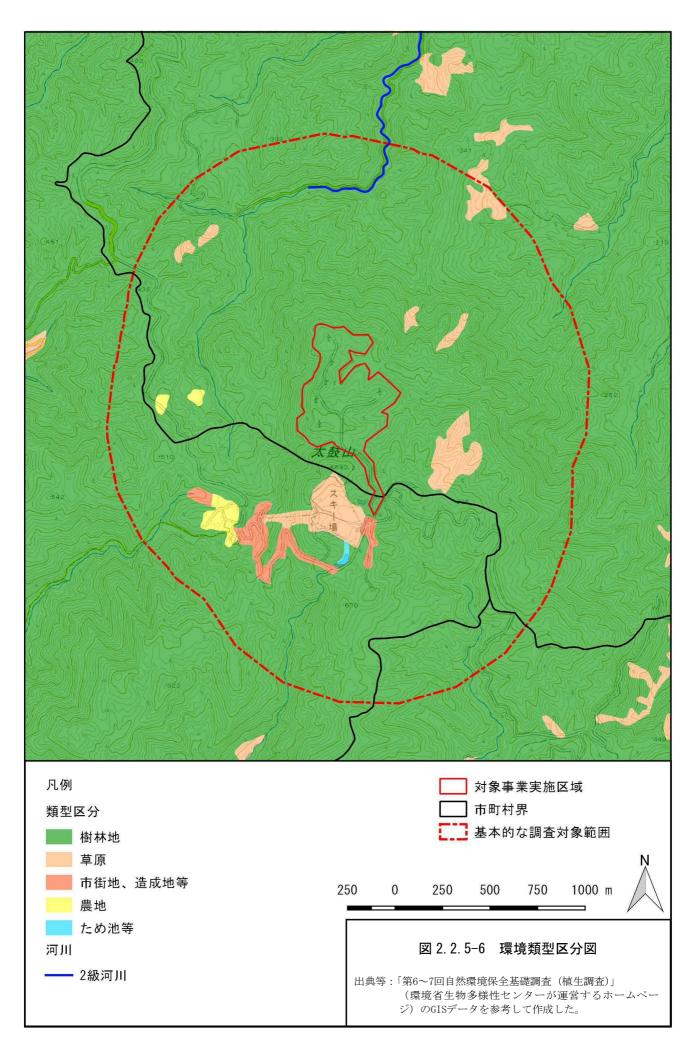
環境類型区分の大部分を占める樹林地には、ヤブツバキクラス域の自然植生(チャボガヤーケヤキ群集)や代償植生(ユキグニミツバツツジーコナラ群集等)である落葉広葉樹林、スギ・ヒノキ・サワラ植林が含まれる。

対象事業実施区域は、全区域が樹林地に分類される。対象事業実施区域内の中央部はヒノキ・サワラ植林であり、北側から西側の斜面は概ねクリーミズナラ群集となっている。

また、基本的な調査対象範囲内に散在する草原は、皆伐後に成立したと思われるススキ群団やスキー場が含まれる。

表2.2.5-22 基本的な調査対象範囲における環境類型区分

環境類型区分	植物群落	植生自然度
	チャボガヤーケヤキ群集	9
樹林地	ユキグニミズバツツジーコナラ群集、クリーミズナラ群 集、ユキグニミツバツツジーアカマツ群集、アカシデー イヌシデ群落、竹林	7
	スギ・ヒノキ・サワラ植林	6
	伐採跡地群落(VII)	4
井匠	ススキ群団(VII)、ススキ群団(V)、	5
∤ 草原 ┃	路傍・空地雑草群落	4
農地	牧草地	2
市街地、造成地等	市街地	2
ため池等	ヒルムシロクラス	10
河川	_	_



②生態系の概要

環境類型区分ごとに、生息及び生育の可能性がある代表的な重要な種を表2.2.5-23に整理した。

基本的な調査対象範囲は、対象事業実施区域境界に位置する太鼓山(標高683m)を 最高峰とする山地であり、北側を流下する筒川(2河川)、南側を流下する須川の支流 が谷を刻んでいる。また、前述のとおり、大部分が落葉広葉樹林及び植林地を占めて いる。そのため、山地・樹林性を中心とした生物群集による生態系が形成されている と考えられる。

樹林地には、主に落葉広葉樹林に生息するツキノワグマ、アカゲラ、オオムラサキ等、渓畔林にみられるアカショウビン、アケボノシュスラン等、伐採跡地で採餌する ヨタカ等が生息及び生育する可能性があると考えられる。

また、筒川の源流域に位置することから、湧水由来の湿地などが分布する可能性もあり、このような場所ではアベサンショウウオ等が生息する可能性があると考えられる。河川には渓流性のヒダサンショウウオ、カジカガエル、アカザ等が生息する可能性があると考えられる。

これらの生物群集の上位には、図2.2.5-7に示す山地性のクマタカや里地に近い場所ではオオタカ等の森林性猛禽類が生息する可能性があると考えられる。

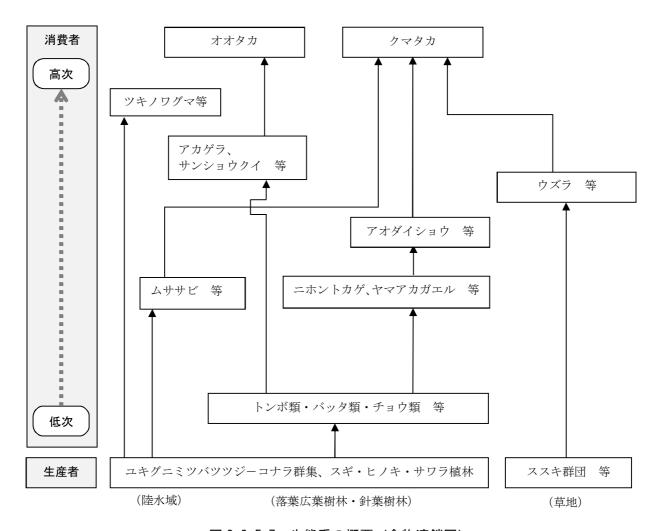


図 2.2.5-7 生態系の概要(食物連鎖図)

表2.2.5-23 環境類型区分における代表的な重要な動植物の生息・生育状況

			環境類型区分		
	樹林地	草地	農地 (水田・畑)	ため池など	河川
哺乳類	スミスネズミ、 ツキノワグマ				
鳥類	アオバト、ヨタカ、ハチ クマ、オオタカ、サシバ、 クマタカ、フクロウ、ア カショウビン、アカゲラ、 サンショウクイ、サンコ ウチョウ	ウズラ	ウズラ、ノスリ	オシドリ、カイツブリ、ミサゴ	ミサゴ、ヤマセミ、カイツブリ
爬虫類	ジムグリ、アオダイショ ウ、ニホンマムシ	ニホントカゲ	ニホンイシガメ、クサガ メ、アオダイショウ、ニ ホンマムシ	ニホンイシガメ、クサガメ	
両生類	アベサンショウウオ、ヤ マアカガエル		アカハライモリ、ヤマア カガエル、トノサマガエ ル、ツチガエル、シュレ ーゲルアオガエル	アカハライモリ、ヤマアカガエル	ヒダサンショウウオ、ハ コネサンショウウオ、カ ジカガエル、ツチガエル
淡水魚類			ドジョウ		スナヤツメ、アカザ
昆虫類	オオムラサキ、トラマル ハナバチ、ヘリグロツユ ムシ、シワナガキマワリ、 オオイシアブ	ウラギンスジヒョウモン	ハッチョウトンボ、カト リヤンマ、ヒラサナエ、 ケラ、オグラヒラタゴミ ムシ、ガムシ	ゲンゴロウ、マダラシマ ゲンゴロウ、イトアメン ボ、ミズスマシ、アロカネ ンゴロウ、ミヤマガネ、 ンゴロウ、ミヤマボ、アカネ ハッチョウトンボ、オオト ドンボ、カトリヤンマ、 オグラヒラタゴミムシ、 ガムシ、ヘイケボタル	ミズスマシ、キイロサナ エ、オオイトトンボ、ミ ヤマサナエ、ヒメサナエ、 ゲンジボタル、ミカドガ ガンボ
植物	イワデンダ、ミズメ、ヤドリギ、マツブサ、ルイヨウボタン、ハルユキ、シタ、コウナキ、カラスシャキ、カランボク、ジャク、シライトソウ、ブイン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファ	ネバリタデ、オオイタドリ、クサボタン、ヒゴスミレ、リンドウ、フデリンドウ、オシブリ、ソバナ、オミナエシ	ヘラオモダカ、コマツカ サススキ、オミナエシ	ミズオトギリ、ミツガシ ワ、ヘラオモダカ、コマ ツカサススキ、アギナシ	ヘラオモダカ、カワラハ ハコ

注:環境類型区分への重要な動植物の振分けは、「京都府レッドデータブック2015」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考とした。

(4) 情報整備モデル事業における動植物調査結果

対象事業実施区域及びその周囲では、質の高い環境影響評価を効率的に実施できる 条件整備を行うための情報整備モデル事業が実施されている。情報整備モデル事業は、 環境影響評価に活用できる環境基礎情報(貴重な動植物の生息・生育状況等の情報) のデータベース化及びその提供を通じて、質が高く効率的な環境影響評価の実施を促 進することを目的としている。情報整備モデル事業では、風力発電等について適正な 環境配慮を確保した健全な立地を円滑に進めていくための「情報整備モデル地区」を 設定し、現地調査により貴重な動植物の生息・生育状況等を整理している。

本項では、情報整備モデル事業における調査方法の概要及び重要種の生息・生育状況を記載することとする。ただし、詳細な調査方法、調査地点等については「第6章環境影響評価の調査、予測及び評価の手法」に記載する。なお、野生生物保護の観点から、重要な種の種名及び確認位置は秘匿とした。

①調査方法の概要

ア. 哺乳類

哺乳類の調査方法を表2.2.5-24に示す。

表2.2.5-24 哺乳類の調査方法

11土土4日	調木字长 口	工品	細木山穴
時期	調査実施日	天候	調査内容
	平成 27 年 5 月 27 日	晴	フィールドサイン、トラップ調査(設置)
春季	28 日	曇	フィールドサイン、無人撮影(設置)、バットディテクター
н,	29 日	晴	フィールドサイン、トラップ調査(回収)、 無人撮影(カメラ回収)
= 1.	平成 27 年 7 月 15 日	晴	フィールドサイン、無人撮影 (設置)、トラップ調査 (設置)、バットディテクター
夏季	16 日	曇	フィールドサイン、無人撮影(回収)
	17 日	雨	トラップ調査(回収)
	平成 27 年 9 月 14 日	晴	フィールドサイン、無人撮影(設置)、トラップ調査(設置)、バットディテクター
 秋季	15 日	晴	フィールドサイン
	16 日	曇	フィールドサイン、無人撮影(回収)、トラップ調査(回収)
	17 日	晴	フィールドサイン
	平成 27 年 12 月 2 日	曇	フィールドサイン、無人撮影(設置)、トラップ調査(設置)
冬季	3 日	曇	フィールドサイン、無人撮影(回収)
	4 日	雨	フィールドサイン、トラップ調査(回収)

出典等:「平成27年度 風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(京都府伊根町情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業)委託業務報告書」(平成28年 株式会社東洋設計)を参考に作成した。

イ. 鳥類

鳥類の調査方法を表2.2.5-25に示す。

表2.2.5-25 鳥類の調査方法

時期	調査実施日	天候	調査内容
	平成 27 年 5 月 8 日	晴	任意調査(夜間調査を含む)
春季	9 日	晴	任意調査(夜間調査を含む)
	10 日	曇	ラインセンサス、定点センサス
	平成 27 年 6 月 4 日	晴	任意調査(夜間調査を含む)
繁殖期	5 日	曇	ラインセンサス、任意調査(夜間調査を含む)、定点センサス
	7 日	曇	ラインセンサス
	平成 27 年 7 月 1 日	晴	任意調査(夜間調査を含む)
夏季	2 日	晴	ラインセンサス、定点センサス
	3 日	曇	ラインセンサス、任意調査(夜間調査を含む)
	平成 27 年 9 月 14 日	晴	定点センサス、任意調査(夜間調査を含む)
秋季	15 日	曇	ラインセンサス
	16 日	曇	ラインセンサス
冬季	平成 27 年 12 月 3 日	曇	ラインセンサス、定点センサス、任意調査

出典等:「平成 27 年度 風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(京都府伊根町情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業)委託業務報告書」(平成 28 年 株式会社東洋設計)を参考に作成した。

ウ. 希少猛禽類

希少猛禽類の調査方法を表2.2.5-26に示す。

また、希少猛禽類調査時に重要な鳥類が確認された場合は、確認位置及び出現状況(飛翔状況)を記録した。

表2.2.5-26 希少猛禽類の調査方法

時期	調査方法	調査実施日	時期	調査方法	調査実施日
		平成 27 年 5 月 7 日			平成 27 年 9 月 14 日
		8 日			15 日
		9 日			16 日
		6月4日			平成 28 年 2 月 14 日
		5 日		定点法	15 日
繁殖期	 定点法	6 日	繁殖期		16 日
※ 雅州		7月1日	※ 雅州	上 上 点 伝	3月5日
		2 日			6 日
		3 日			7 日
		8月24日			
		25 日	25 日		
		26 日			

出典等:「平成27年度 風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(京都府伊根町情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業)委託業務報告書」(平成28年 株式会社東洋設計)を参考に作成した。

工. 爬虫類•両生類

爬虫類・両生類の調査方法を表2.2.5-27に示す。

表2.2.5-27 爬虫類・両生類の調査方法

時期	調査実施日	天候	調査内容
	平成 27 年 5 月 27 日	晴	直接観察
春季	28 日	曇	直接観察
	29 日	晴	直接観察
	平成 27 年 7 月 15 日	晴	直接観察
夏季	16 日	曇	直接観察
	17 日	雨	直接観察
	平成 27 年 9 月 14 日	晴	直接観察
ひそ	15 日	晴	直接観察
秋季	16 日	曇	直接観察
	17 日	晴	直接観察

出典等:「平成 27 年度 風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(京都府伊根町情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業)委託業務報告書」(平成 28 年 株式会社東洋設計)を参考に作成した。

才. 魚類

魚類の調査方法を表2.2.5-28に示す。

表 2.2.5-28 魚類の調査方法

時期	調査実施日	天候	調査内容
± 4 -	平成 27 年 5 月 27 日	晴	捕獲調査
春季	28 日	曇	捕獲調査、任意採集
古手	平成 27 年 7 月 15 日	晴	捕獲調査、任意採集
夏季	16 日	曇	捕獲調査、任意採集
1.4	平成 27 年 9 月 15 日	晴	捕獲調査
秋季	16 日	曇	捕獲調査、任意採集

出典等:「平成 27 年度 風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(京都府伊根町情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業)委託業務報告書」(平成 28 年 株式会社東洋設計)を参考に作成した。

力. 昆虫類

昆虫類の調査方法を表2.2.5-29に示す。

表2.2.5-29 昆虫類の調査方法

時期	調査実施日	天候	調査内容
	平成 27 年 5 月 27 日	晴	任意採集、ライトトラップ(設置)、ベイトトラップ(設置)
春季	28 日	曇	任意採集、ライトトラップ(回収)、ベイトトラップ(回収)
	29 日	晴	任意採集
	平成 27 年 7 月 15 日	晴	任意採集、ライトトラップ(設置)、ベイトトラップ(設置)
夏季	16 日	曇	任意採集、ライトトラップ(回収)、ベイトトラップ(回収)
	17 日	雨	任意採集
	平成 27 年 9 月 15 日	晴	任意採集
秋季	16 日	曇	任意採集、ライトトラップ(設置)、ベイトトラップ(設置)
	17 日	晴	任意採集、ライトトラップ(回収)、ベイトトラップ(回収)

出典等:「平成 27 年度 風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(京都府伊根町情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業)委託業務報告書」(平成 28 年 株式会社東洋設計)を参考に作成した。

キ. 植物:植物相

植物相の調査方法を表2.2.5-30に示す。

表 2.2.5-30 植物相の調査方法

時期	調査実施日	天候	調査内容
口去手	平成 27 年 4 月 23 日	晴	任意踏査
早春季	24 日	晴	任意踏査
	平成 27 年 5 月 27 日	晴	任意踏査
春季	28 日	曇	任意踏査
	29 日	晴	任意踏査
	平成 27 年 7 月 15 日	晴	任意踏査
夏季	16 日	16 日	任意踏査
	17 日	雨	任意踏査
	平成 27 年 9 月 14 日	晴	任意踏査
ルチ	15 日	晴	任意踏査
秋季	16 日	曇	任意踏査
	17 日	晴	任意踏査

出典等:「平成27年度 風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(京都府伊根町情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業)委託業務報告書」(平成28年 株式会社東洋設計)を参考に作成した。

ク. 植物:植生

植生の調査方法を表2.2.5-31に示す。

表2.2.5-31に加え、既存資料、空中写真を参考に、植生や土地利用の状況によって現存植生図を作成した。

表 2.2.5-31 植生の調査方法

時期	調査実施日	天候	調査内容
	平成 27 年 9 月 14 日	晴	コドラート調査
初秋	15 日	晴	コドラート調査
	16 日	曇	コドラート調査

出典等:「平成 27 年度 風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(京都府伊根町情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業)委託業務報告書」(平成 28 年 株式会社東洋設計)を参考に作成した。

ケ. 生態系:地域を特徴づける生態系

地域を特徴づける生態系の調査方法を表2.2.5-32に示す。

現地踏査ルートは、情報整備モデル地区における風力発電機の立地を考慮し、尾根地形を中心とし、かつ、さまざまな環境類型区分が含まれるように設定し、微地形や水系、土地利用等の目視確認を行った。

表 2.2.5-32 地域を特徴づける生態系の調査方法

時期	調査実施日	天候	調査内容
日本壬	平成 27 年 4 月 23 日	晴	現地踏査
早春季	24 日	晴	現地踏査

出典等:「平成 27 年度 風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(京都府伊根町情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業)委託業務報告書」(平成 28 年 株式会社東洋設計)を参考に作成した。

②調査結果の概要

ア. 哺乳類

情報整備モデル事業による調査の結果、「京都府レッドデータブック2015」に記載されている5種の重要種が確認された。重要種の確認結果を表2.2.5-33、確認位置を図2.2.5-8に示す。

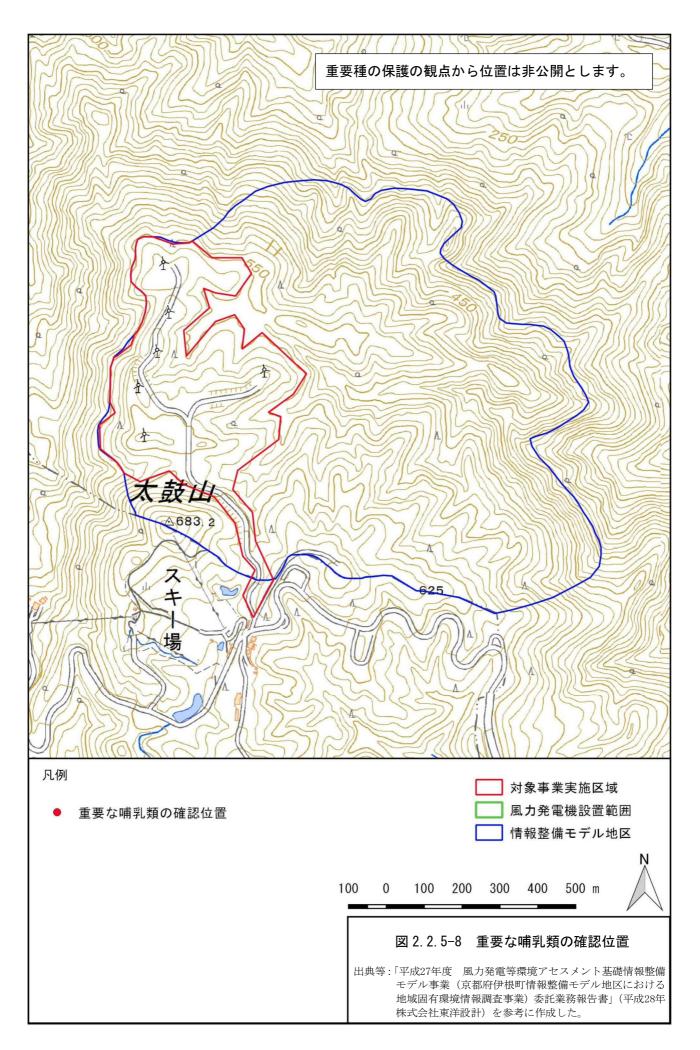
対象事業実施区域及びその周囲において、重要な哺乳類が確認されている。

表 2.2.5-33 情報整備モデル事業において確認された哺乳類の重要な種

N -	種名	学名			重要種	の選定	艮拠		確認	
No.	1944 774	子名	1	2	3	4	5	6	時期	1/11/5
1										_
2										_
3										_
4										_
5										_
	計 5 種									

注1:上記の選定根拠は以下を示す。

- 1:「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号 文化庁)
- 2:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年 法律第75号 文化庁)
- 3:「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」(平成19年 条例第51号 京都府)
- 4:「環境省レッドリスト2018」(平成30年環境省)
- 5:「京都府レッドデータブック2015」(平成27年 京都府)
- 6:「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁編)」(平成10年 水産庁)
- 注2:科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省)に準拠した。
- 注3:表中のNo.は、図中の番号と対応する。



イ. 鳥類

情報整備モデル事業による調査の結果、「環境省レッドリスト」及び「京都府レッドデータブック2015」に記載されている14種の重要種が確認された。重要種の確認結果を表2.2.5-34、重要種の確認位置を図2.2.5-9に示す。

対象事業実施区域及びその周囲において、重要な鳥類が確認されている。ただし、 重要種が主に確認された位置は対象事業実施区域外であり(対象事業実施区域内: 4種、対象事業実施区域外:14種)、当該区域の東~南東側の樹林地帯である。

対象事業実施区域及びその周囲における重要な鳥類の繁殖の可能性を、「種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書」(平成16年 環境省自然環境局生物多様性センター)に示される繁殖可能性のランクにより把握した。

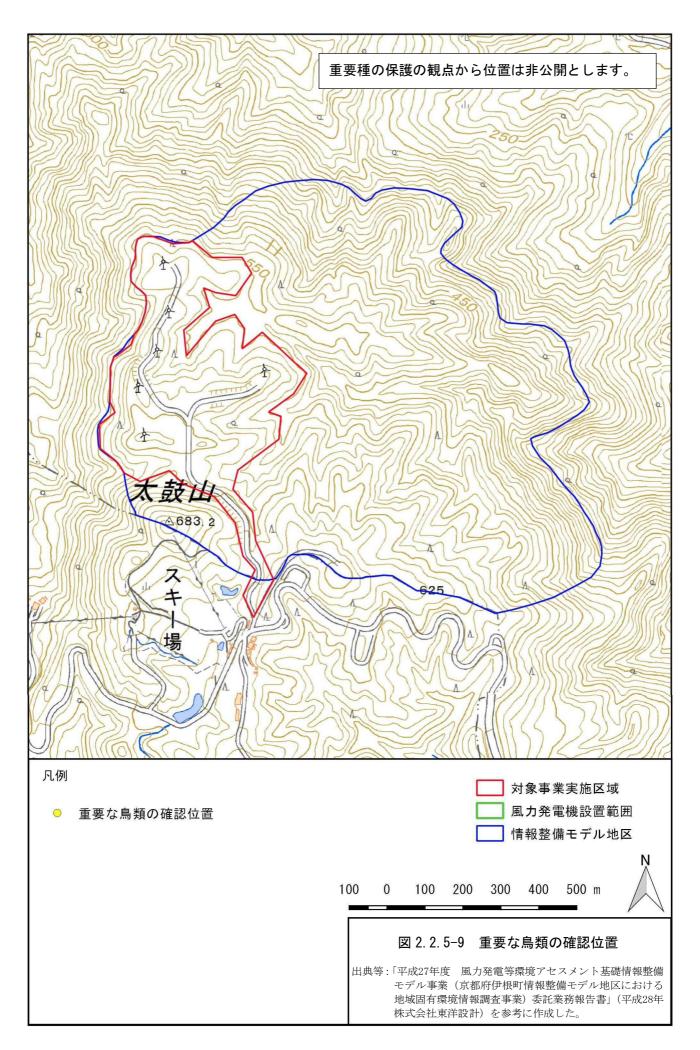
対象事業実施区域内で確認された4種のうち、ランクB(繁殖の可能性がある)と判定された種は、・・・・、・・・及び・・・・であった。ただし、これらの種は対象事業実施区域外においても確認されており、繁殖可能性も同ランクである。また、・・・については、対象事業実施区域内での繁殖可能性ランクはC(繁殖の可能性は、何ともいえない)であったが、対象事業実施区域外ではランクBとなっており、繁殖の可能性が示唆される。なお、本種については、対象事業実施区域外において巣立ち後の幼鳥を確認しているが、当該個体の巣を確認できなかったことから繁殖可能性ランクをBとしている**。なお、・・・は越冬のために日本に飛来する冬鳥であるが、繁殖期である6月にも確認されている。ただし、いずれも地鳴きでの確認であったことから繁殖の可能性は不明である。

※「種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書」では、ヒナについては、巣からほ とんど移動していないと思われる巣立ちヒナを見た場合に、ランクをA(繁殖を 確認した)としている。

表 2.2.5-34 情報整備モデル事業において確認された鳥類の重要な種

No.	種名	学名		重	要種の	選定根	拠		確認時期	渡り	繁殖市	可能性
NO.	性 名	子名	1	2	3	4	5	6	惟祕时朔	(後り	内	外
1											_	С
2											_	С
3											_	В
4											В	В
5											В	В
6											_	В
7											_	С
8											С	В
9											_	В
10											_	В
11											В	В
12											_	В
13											_	С
14											_	С
	計1	4種										

- 注1:上記の選定根拠は以下を示す。
 - 1:「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号 文化庁)
 - 2:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年 法律第75号 文化庁)
 - 3:「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」(平成19年 条例第51号 京都府)
 - 4:「環境省レッドリスト2018」(平成30年環境省)
 - 5:「京都府レッドデータブック2015」(平成27年 京都府)
 - 6:「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁編)」(平成10年 水産庁)
- 注2: 渡りの区分については、「京都府産鳥類リスト」(京都府 平成5年)を参考とし、京都府内での次の渡り区分を記載した。 留…府内において周年生息し繁殖する鳥
 - 夏…春、府内に渡来し繁殖、秋に渡去する鳥
 - 冬…秋、府内に渡来し越冬、春に渡去する鳥
- 注3:科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省)に準拠した。
- 注4:繁殖可能性は、「種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書」(平成16年 環境省自然環境局生物多様性センター)に示される以下の繁殖可能性のランクを参考とした。
 - A:繁殖を確認した。
 - B:繁殖の確認はできなかったが、繁殖の可能性がある。
 - C: 生息を確認したが、繁殖の可能性は、何ともいえない。
 - D: 姿・声を確認したが、繁殖の可能性は、おそらくない。
 - E:生息は確認できなかったが、環境から推測して、繁殖期における生息が考えられる。
 - F:繁殖期における生息を確認できず、繁殖については何ともいえない (上記のランク以外のものに相当)。
- 注5:繁殖可能性の「内/外」は、それぞれ「対象事業実施区域内/対象事業実施区域外」を示す。また、「一」は、当該区域で 確認されなかったことを示す。
- 注6:表中のNo.は、図中の番号と対応する。



ウ. 希少猛禽類

a. 確認種の状況

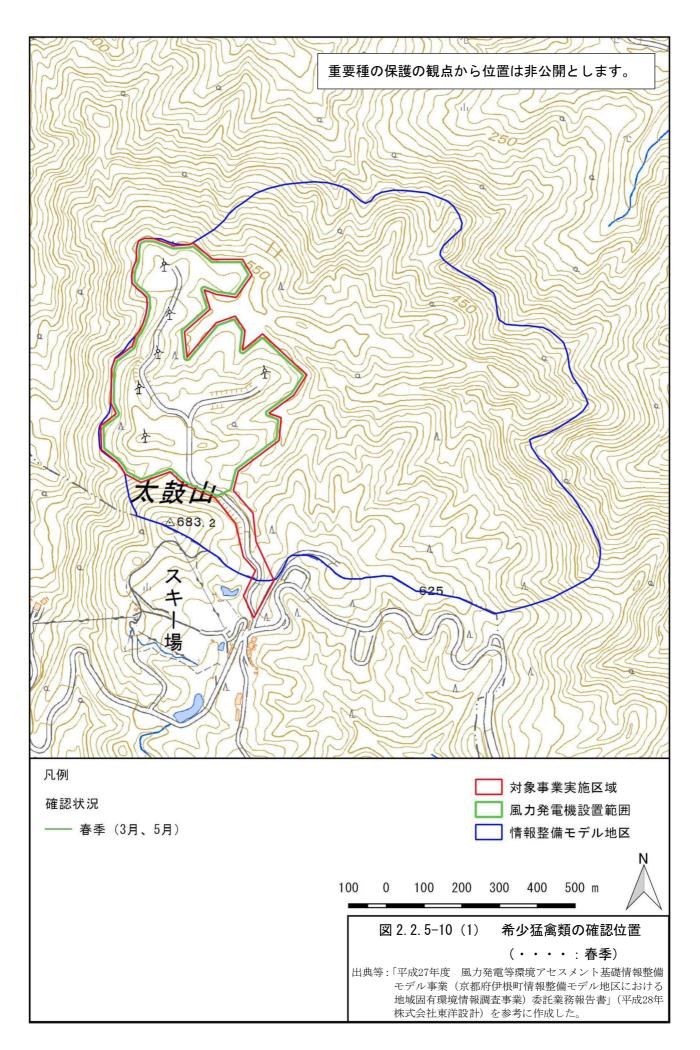
情報整備モデル事業による調査の結果、表2.2.5-35に示す3科9種の希少猛禽類が確認された。本図書においては、情報整備モデル地区及びその近傍の上空での飛翔が確認された・・・、・・・、・・・及び・・・の出現状況を、図2.2.5-10から図2.2.5-13に示す。

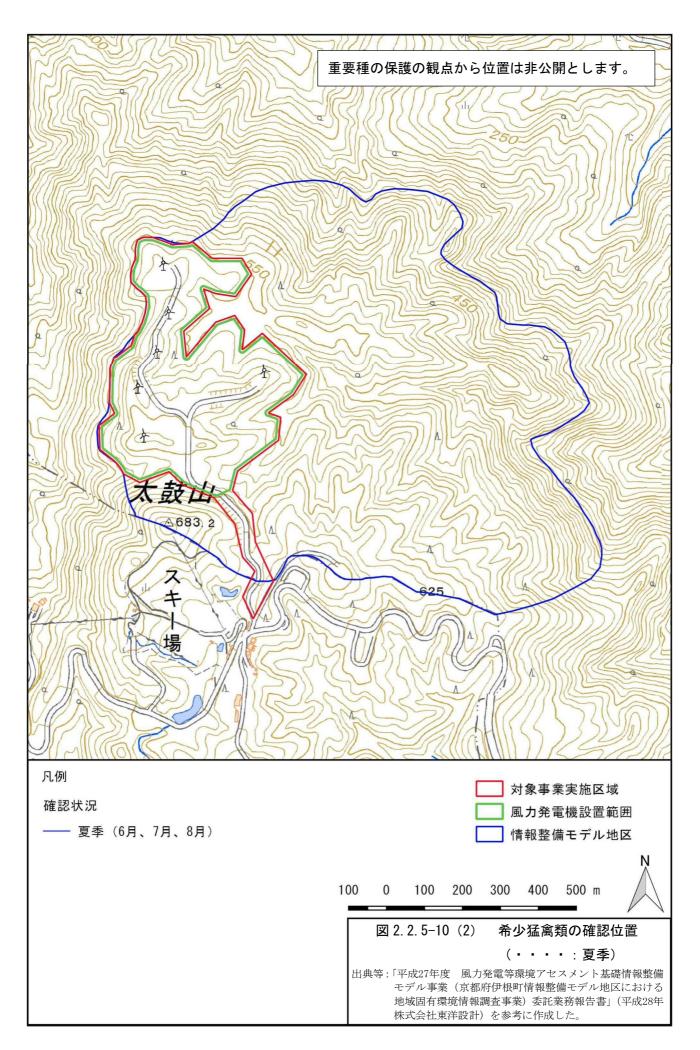
全調査時期を通して情報整備モデル地区の上空で主に見られた種は・・・・であり、その他の希少猛禽類の飛翔は数例であった。・・・・は情報整備モデル地区上空で主に飛翔が確認されたが、情報整備モデル地区及びその周囲において、営巣地は確認されていない。なお、本種については幼鳥が確認されているが、情報整備モデル地区から南西約3kmの位置であった。

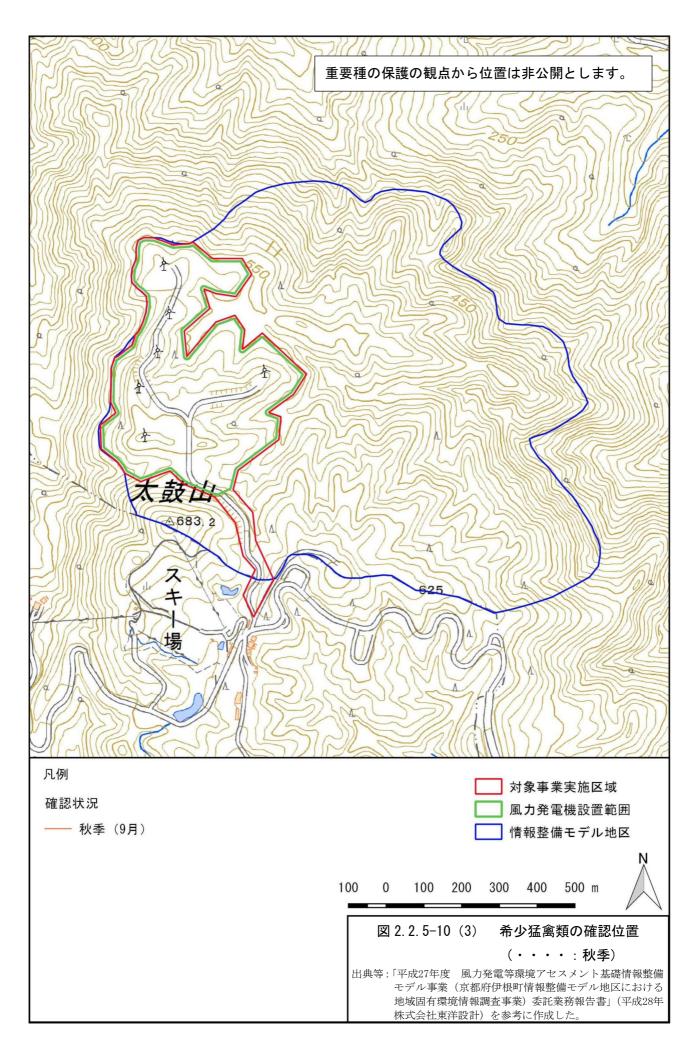
表 2.2.5-35 情報整備モデル事業において確認された希少猛禽類

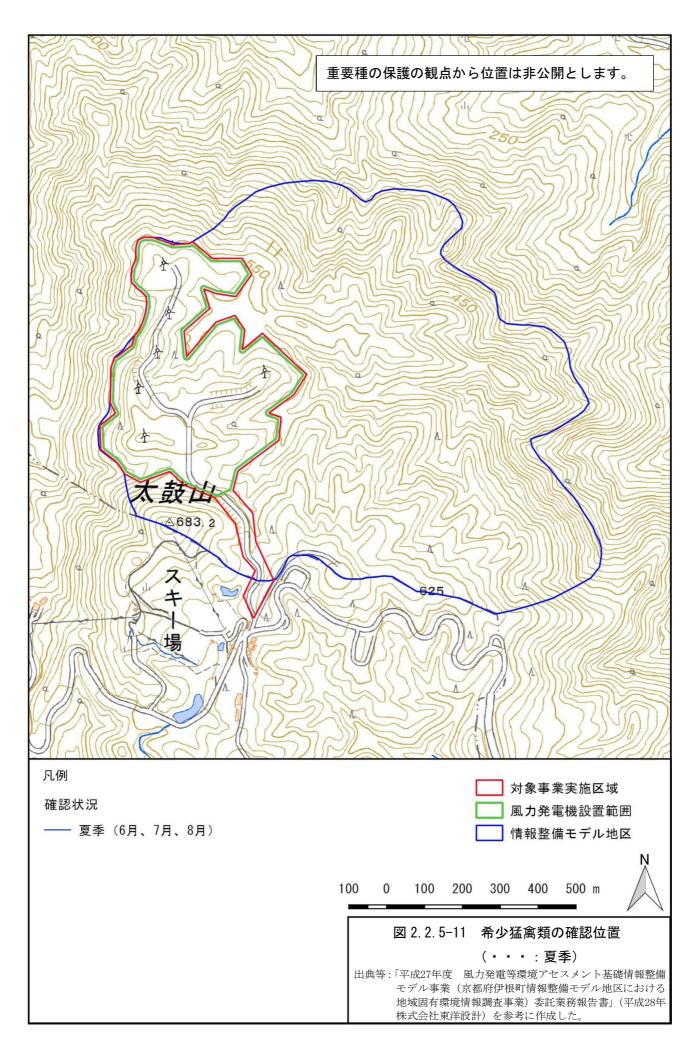
任力	ሥ- 57		希	少猛禽類	類の選定	根拠		かまれた出	/±± ±z.
種名	学名	1	2	3	4	5	6	確認時期	備考
	計9種								

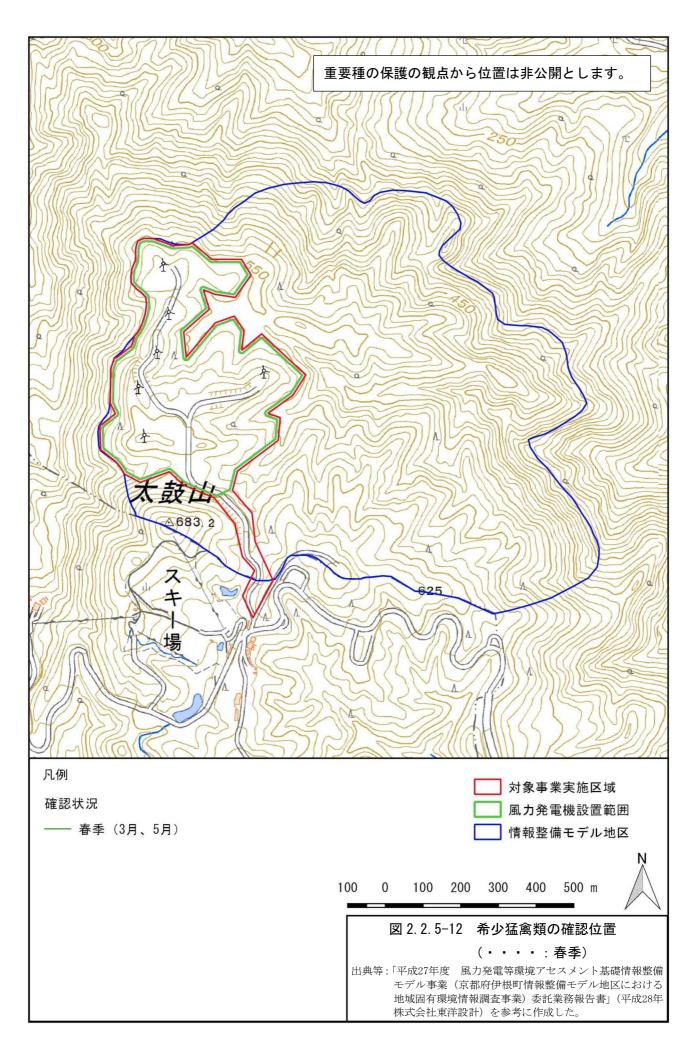
- 注1:上記の選定根拠は以下を示す。
 - 1:「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号 文化庁)
 - 2:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年 法律第75号 文化庁)
 - 3:「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」(平成19年 条例第51号 京都府)
 - 4:「環境省レッドリスト2018」(平成30年環境省)
 - 5:「京都府レッドデータブック2015」(平成27年 京都府)
 - 6:「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁編)」(平成10年 水産庁)
- 注2:科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省)に準拠した。

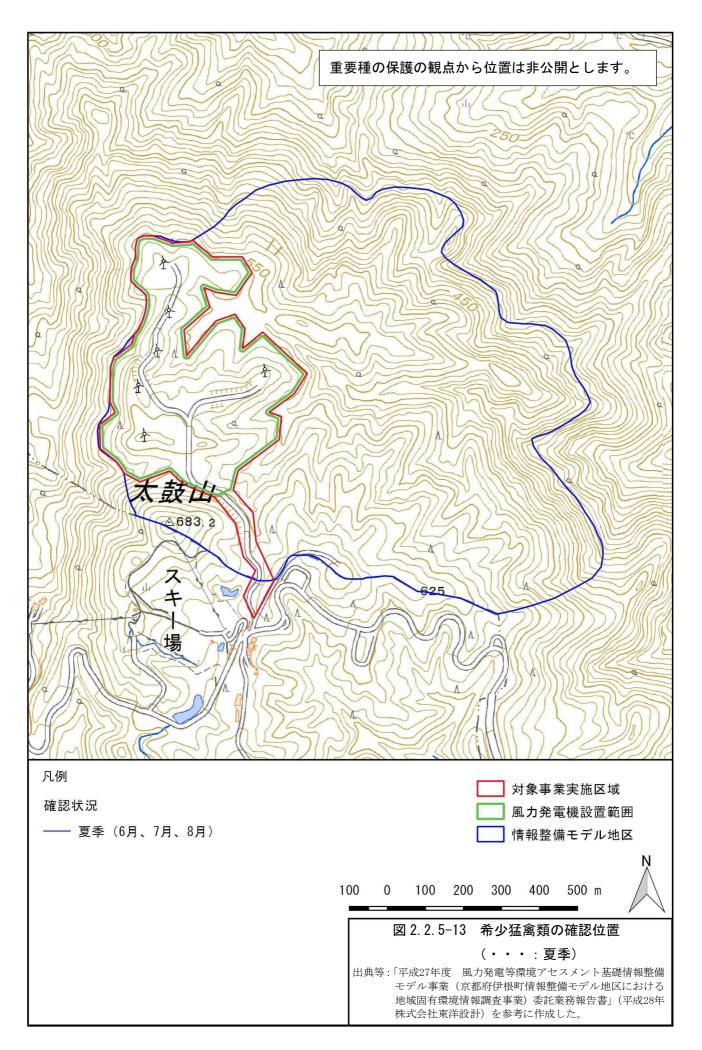












b. 希少猛禽類等の飛翔高度

本図書においては、調査期間において最も多くの飛翔を確認した(59例)・・・・の飛翔高度を図2.2.5-14に示す。

・・・は、主に標高 350m 前後を飛翔しており、飛翔標高は 300m 以上の確認 例数が全体の 9 割を占め、平均飛翔標高は約 430m、最低飛翔標高は約 170m、最高 飛翔標高は約 1,250m であった。

また、情報整備モデル地区におけるブレード回転域*に相当する標高を飛翔したのは11例であった。

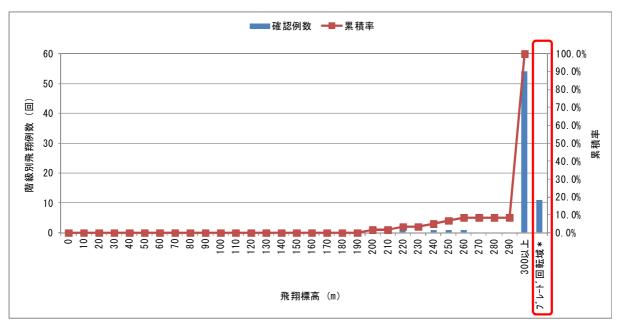


図 2. 2. 5-14 ・・・の飛翔標高

注:ブレード回転域は、以下のとおり仮定した。

情報整備モデル地区 (標高 500~600m) において、地上高 120m、ハブ高さ 75m、ブレード直径 90m 程度の風車を建設した場合のブレード回転域 (標高 530~720m)

出典等:「平成27年度 風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(京都府伊根町情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業)委託業務報告書」(平成28年 株式会社東洋設計)を参考に作成した。

工. 爬虫類•両生類

情報整備モデル事業による調査の結果、爬虫類については「京都府レッドデータブック 2015」に記載されている 4 種の重要種が確認された。また、両生類については、「環境省レッドリスト」及び「京都府レッドデータブック 2015」等に記載されている 8 種の重要種が確認された。重要種の確認結果を表 2.2.5-36、重要種の確認位置を図 2.2.5-15 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲において、重要な爬虫類・両生類が確認されている。ただし、重要種が主に確認された位置は対象事業実施区域外であり、当該区域の東側及び南側の湿地環境である。

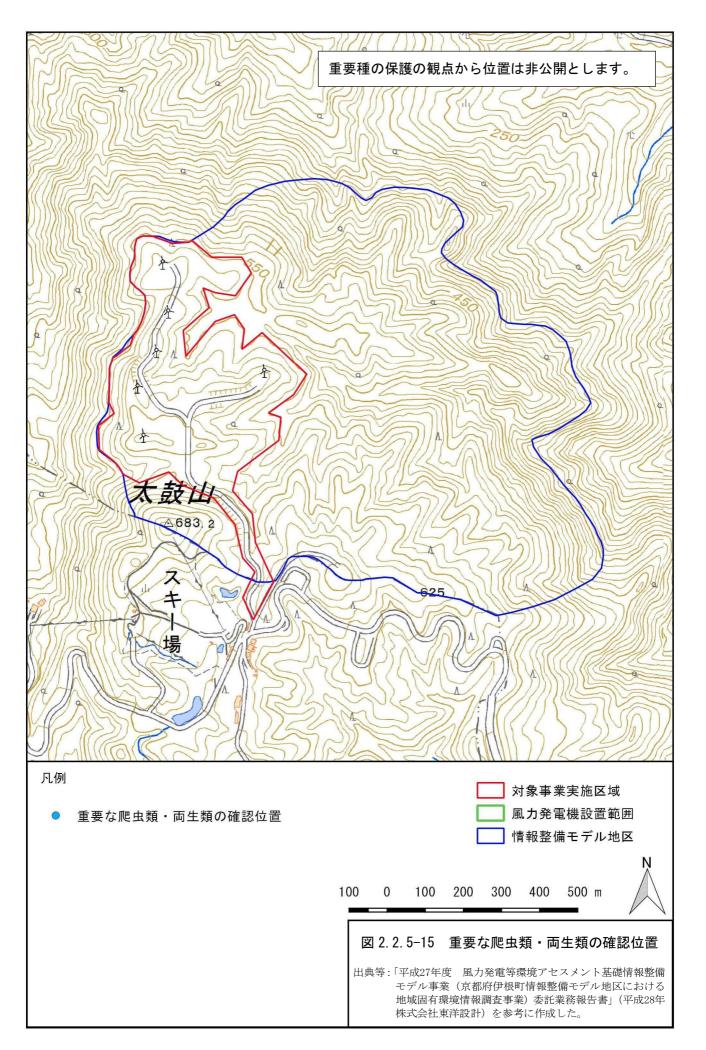
表 2.2.5-36 情報整備モデル事業において確認された爬虫類・両生類の重要な種

No.	種名	学名			重要種	重の選定	官根拠		確認時期	備考
NO.	性石	子'名 	1	2	3	4	5	6	唯心时期	1佣石
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
	計 1:	2 種								

注1:上記の選定根拠は以下を示す。

- 1:「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号 文化庁)
- 2:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年 法律第75号 文化庁)
- 3:「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」(平成19年 条例第51号 京都府)
- 4: 「環境省レッドリスト2018」(平成30年環境省)
- 5:「京都府レッドデータブック2015」(平成27年 京都府)
- 6:「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成10年 水産庁)
- 注2:科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省) に準拠した。

注3:表中のNo.は、図中の番号と対応する。



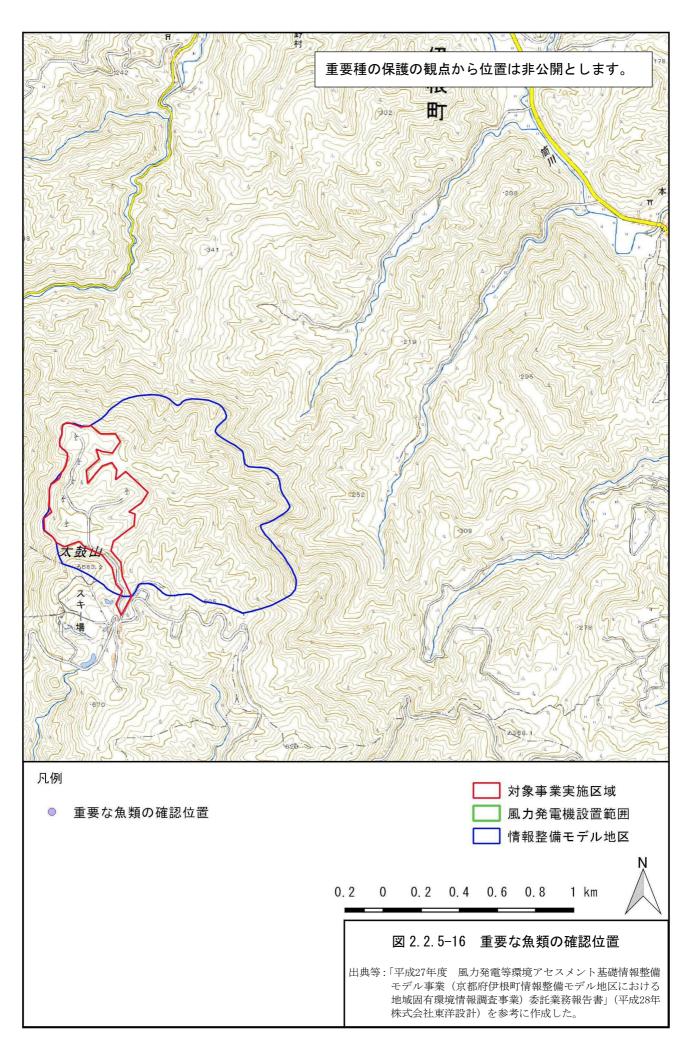
才. 魚類

情報整備モデル事業による調査の結果、魚類については「環境省レッドリスト」に記載されている2種の重要種が確認された。重要種の確認結果を表2.2.5-37に、確認地点を図2.2.5-16に示す。

表 2.2.5-37 情報整備モデル事業において確認された魚類の重要な種

N	廷力	学名		重	重要種の	選定根	処		確認	/± ±
No.	種名	学 名	1	2	3	4	5	6	時期	備考
1										
2										
	計	2種								

- 注1:上記の選定根拠は以下を示す。
 - 1:「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号 文化庁)
 - 2:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年 法律第75号 文化庁)
 - 3:「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」(平成19年 条例第51号 京都府)
 - 4:「環境省レッドリスト2018」(平成30年環境省)
 - 5: 「京都府レッドデータブック2015」(平成27年 京都府)
 - 6:「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成10年 水産庁)
- 注2: 科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省) に準拠した。
- 注3:表中のNo.は、図中の番号と対応する。



力. 昆虫類

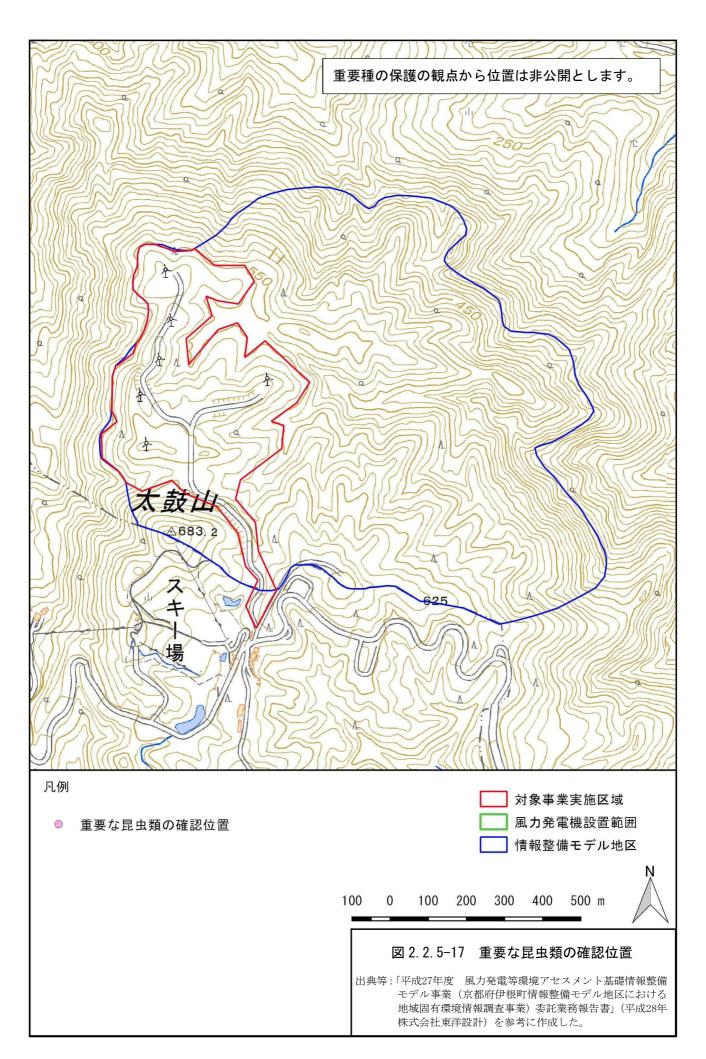
情報整備モデル事業による調査の結果、「環境省レッドリスト」及び「京都府レッドデータブック 2015」に記載されている 14 種の重要種が確認された。重要種の確認結果を表 2. 2. 5-38、重要種の確認位置を図 2. 2. 5-17 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲において、重要な昆虫類が確認されている。ただ し、主に確認された位置は対象事業実施区域南のスキー場周辺であり、対象事業実 施区域内での確認は少ない傾向にある。

表 2.2.5-38 情報整備モデル事業において確認された爬虫類・両生類の重要な種

No.	種名	学名			重要種	の選定権	艮拠		確認	備考
NO.	(里石	一 一一一一一一一一一一	1	2		4	5	6	時期	加力
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
	· 計	├ 14 種								

- 注1:上記の選定根拠は以下を示す。
 - 1:「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号 文化庁)
 - 2:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年 法律第75号 文化庁)
 - 3:「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」(平成19年 条例第51号 京都府)
 - 4: 「環境省レッドリスト2018」(平成30年環境省)
 - 5:「京都府レッドデータブック2015」(平成27年 京都府)
 - 6:「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁編)」(平成10年 水産庁)
- 注2:科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省)に準拠した。
- 注3:表中のNo.は、図中の番号と対応する。



キ. 植物:植物相

情報整備モデル事業による調査の結果、「環境省レッドリスト」及び「京都府レッドデータブック 2015」に記載されている 54 種の重要種が確認された。重要種の確認結果を表 2. 2. 5-39、重要種の確認位置を図 2. 2. 5-18 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲において、重要な植物が確認されている。主に確認された位置は、対象事業実施区域の東側にある湿地環境と南側のスキー場周辺であるが、既設の太鼓山風力発電所用地の周辺でも確認されている。

表 2.2.5-39(1) 情報整備モデル事業において確認された植物の重要な種

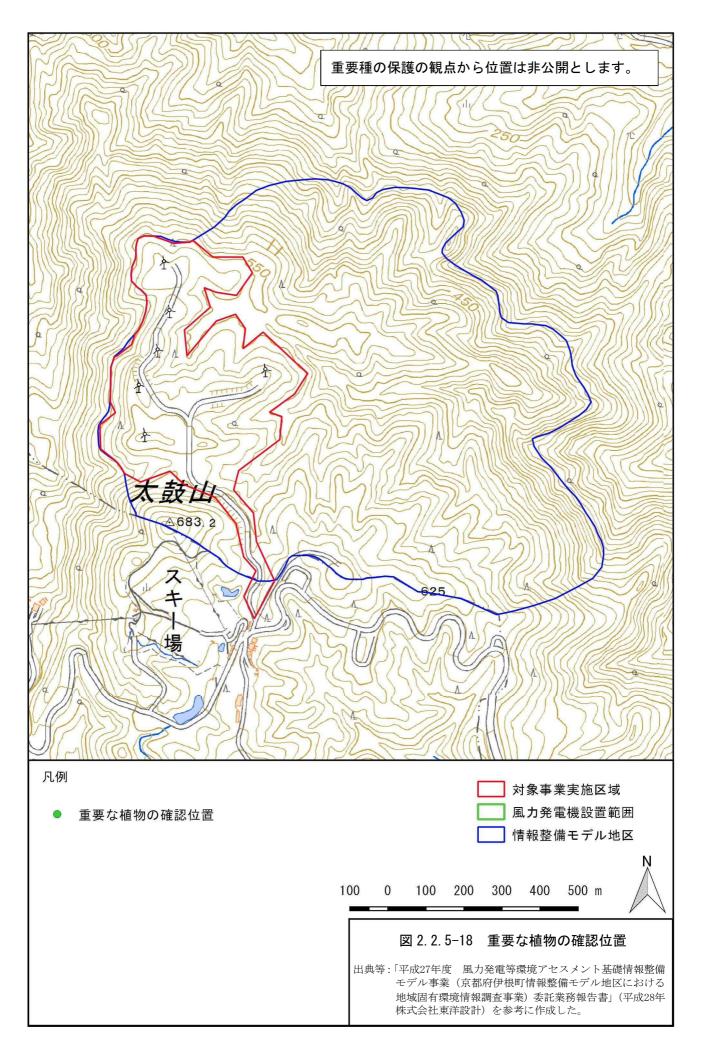
N	任力	兴力			重要種	の選定	根拠		確認	洪士
No.	種名	学名	1	2	3	4	5	6	時期	備考
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22 23										
23										
24										
25										
26										
27										
28										

表 2.2.5-39(2) 情報整備モデル事業において確認された植物の重要な種

N	任 以	学名			重要種	の選定	退拠		確認	備考
No.	種名	- 子 名 -	1	2	3	4	5	6	時期	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										
41										
42										
43										
44										
45										
46										
47										
48										
49										
50										
51										
52										
53										
54										
	計	54 種								

注1:上記の選定根拠は以下を示す。

- 1:「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号 文化庁)
- 2:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年 法律第75号 文化庁)
- 3:「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」(平成19年 条例第51号 京都府)
- 4:「環境省レッドリスト2018」(平成30年環境省)
- 5:「京都府レッドデータブック2015」(平成27年 京都府)
- 6:「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁編)」(平成10年 水産庁)
- 注2:科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省) に準拠した。
- 注3:表中のNo.は、図中の番号と対応する。



ク. 植物:植生

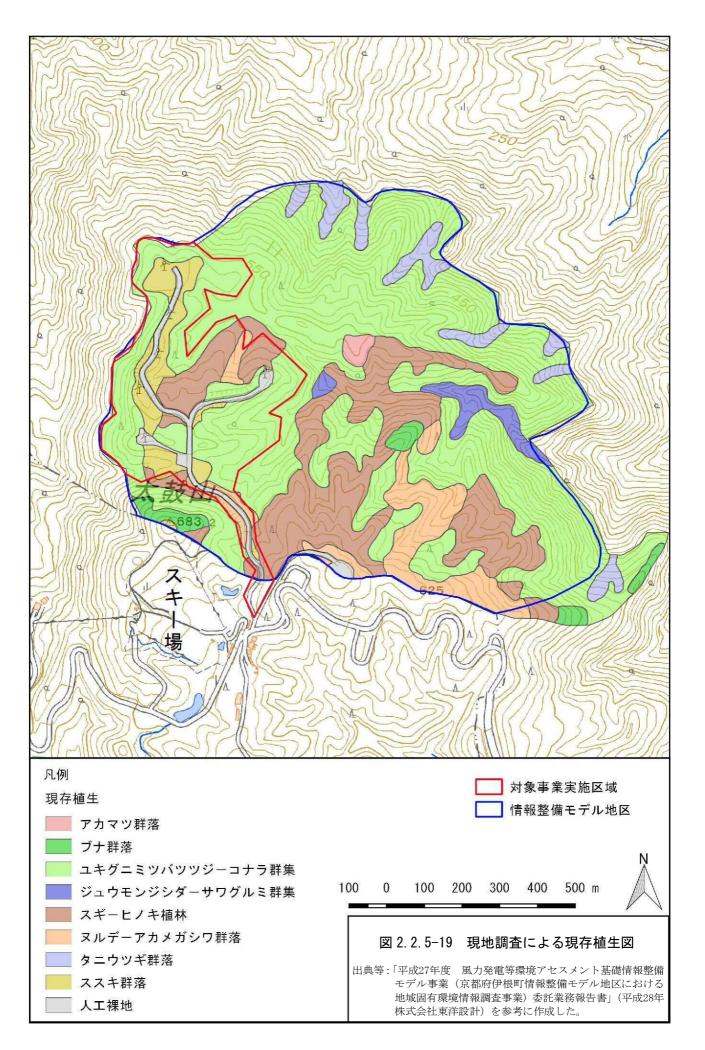
植物群落区分及び群落の概要を表 2.2.5-40 に、空中写真判読により作成した現存植生図を図 2.2.5-19 に示す。なお、一部のコドラート調査地点を情報整備モデル地区外に設定したため、現存植生図の一部には、情報整備モデル地区外が含まれている。

表 2.2.5-40 植物群落区分の概況

区分	群落名	群落概要	面積 (ha)
落葉広葉樹林	ブナ群落	主に尾根筋や太鼓山北側斜面に成立し、高木層にブナ、草本層にチシマザサ等が優占する群落	0.7
渓畔林	ジュウモンジシダー サワグルミ群集	情報整備モデル地区内の谷(渓流)に成立し、高木層にサワグルミ、草本層にチマキザサなどが優占する。	2. 2
なだれ地自然 低木群落	タニウツギ群落	情報整備モデル地区内北側の急傾斜地(谷部)に成立するタニウツギ等がみられる低木林	3. 2
落葉広葉樹二 次林	ユキグニミツバツツ ジーコナラ群集	情報整備モデル地区内の大部分を占め、斜面などに 成立する落葉広葉樹林であり、高木層にコナラ、草 本層にチマキザサなどが優占する。	57. 4
	ヌルデー アカメガシワ群落	林縁部に成立する低木林であり、ヌルデやアカメガ シワが優占する。	6.8
常緑針葉樹二 次林	アカマツ群落	主に尾根に成立し、高木層にアカマツが優占する。	0.6
植林地	スギーヒノキ植林	情報整備モデル地区内の斜面を利用したスギ、ヒノ キ植林であり、低木層にクロモジ、草本層にミヤマ カンスゲなどが優占する。	21. 0
二次草原	ススキ群落	主に太鼓山風力発電所敷地に成立するススキが優占 する群落	3. 9
市街地等	人工裸地	主に太鼓山風力発電所の構内の舗装道路	2. 5
		合計	100.0

注:区分及び配列は、自然環境保全基礎調査植生調査の統一凡例を参考とした。

出典等:「平成 27 年度 風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(京都府伊根町情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業)委託業務報告書」(平成 28 年 株式会社東洋設計)を参考に作成した。



ケ. 生態系: 地域を特徴づける生態系

a. 基盤環境の状況

情報整備モデル地区は、丹後半島北東部の孤峰である太鼓山に位置する。標高は 山頂 (683.0m) を含む500~600m程度であり、ヤブツバキクラス域からブナクラス 域の植生となっている。

情報整備モデル地区における基盤環境の状況を図2.2.5-20に示す。

情報整備モデル地区内の西側は尾根が南北に縦走しており、太鼓山風力発電所の風力発電機 (1~6号機、現在は3基) が設置されている。また、この尾根の北端及び南端からそれぞれ東側に尾根が伸び、その間は一部に渓流を含む谷地形となっている。また、モデル地区内北側及び北東側は、平均傾斜角が25~40度の急傾斜地となっている。

なお、既設風力発電機の4号機東側には、小規模な湿地がある。

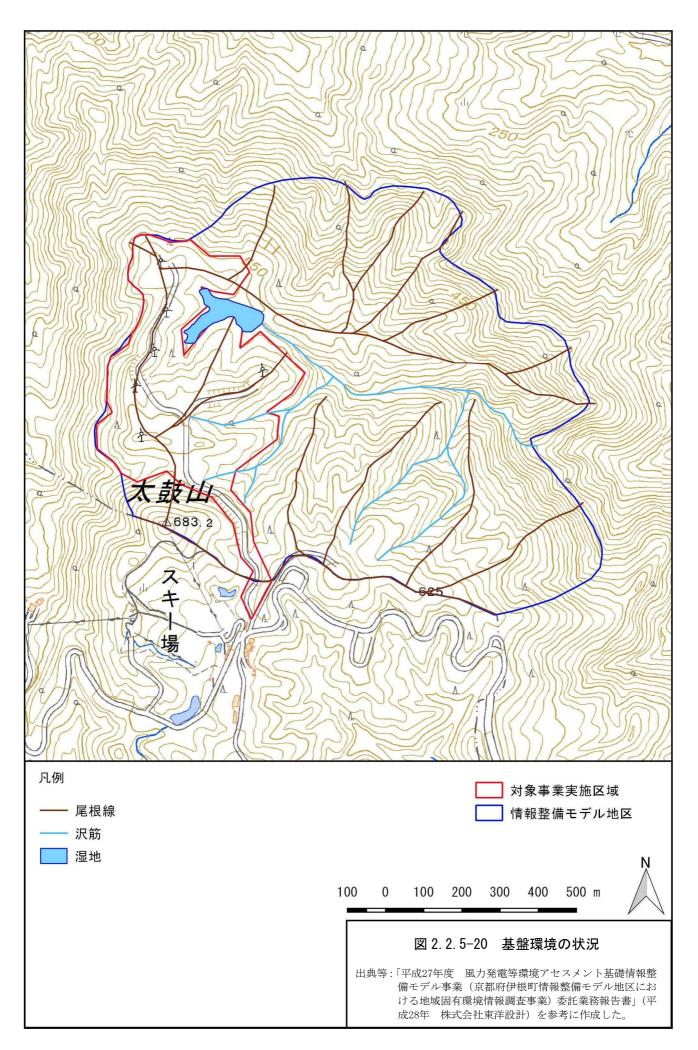
b. 地域を特徴づける生態系の状況

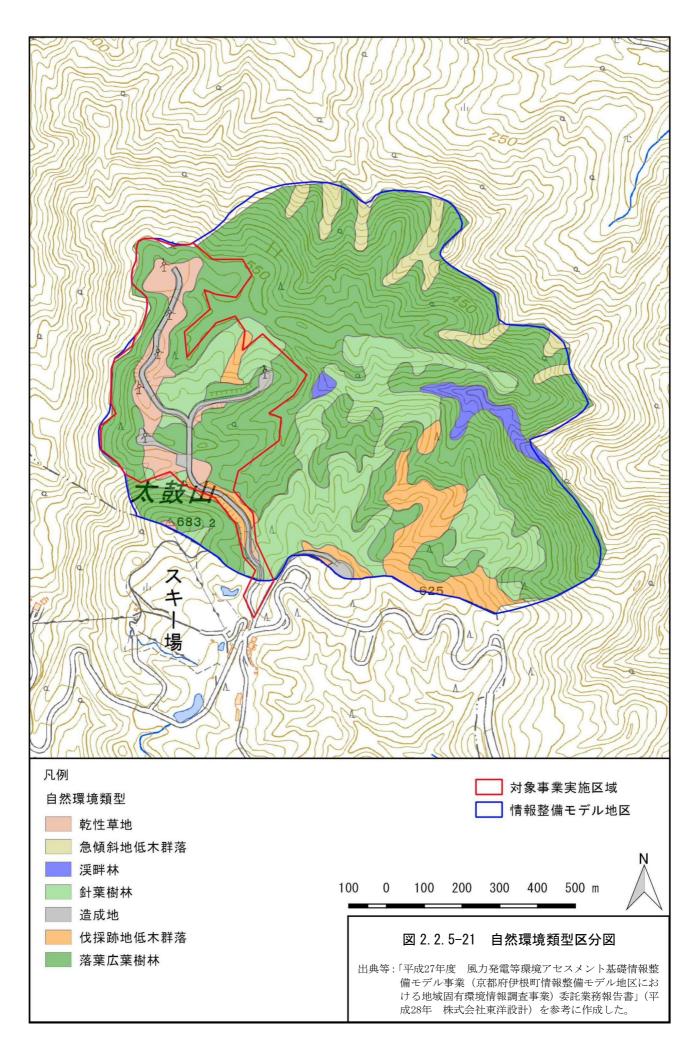
地域を特徴づける生態系の状況を把握するため、情報整備モデル地区における環境類型区分を行った。環境類型区分は、地形分類図、土地利用現況図、植生図等を重ね合わせ、類型区分単位の抽出を行った。環境類型区分の区分状況を表2.2.5-41に、環境類型区分図2.2.5-21に示す。

情報整備モデル地区における生態系は、主に森林の生態系を示すが、渓流や小規模な湿地といった陸水環境、乾性草地を含むことが特徴であると整理された。

環境類型区分	植物群落	植生 自然度	地形	土地利用	面積 (ha)
落葉広葉樹林	ブナ群落	9	尾根、斜面	森林地域	1. 3
	ユキグニミツバツツジーコ ナラ群集	7	尾根、斜面	森林地域	64. 4
針葉樹林	アカマツ群落	9	尾根	森林地域	0.6
	スギーヒノキ植林	6	斜面	森林地域(植林地)	21.3
渓畔林	ジュウモンジシダーサワグ ルミ群集	9	谷	森林地域	2. 2
急傾斜地低木群落	タニウツギ群落	9	谷	森林地域	3. 7
伐採跡地低木群落	ヌルデーアカメガシワ群落	5	斜面	森林地域	7. 0
乾性草地	ススキ群落	5	尾根	風力発電所敷地	3. 9
造成地	人工裸地	1	尾根	管理道路等	2. 5

表 2.2.5-41 環境類型区分





c. 環境類型区分ごとの主な構成種

環境類型区分ごとの主な構成種を表2.2.5-42に示す。

表 2.2.5-42 環境類型区分ごとの主な構成種

環境類型区分	主な構成種
	【哺乳類】・・・・、ニホンリス、・・・・、ヒメネズミ、・・・・・、テン、ホンドジカ、 イノシシ 等
*	【鳥 類】・・・・、コゲラ、・・・・、・・・・・、キビタキ、イカル 等
落葉広葉樹林	【両生類】・・・・・・・、・・・・・、モリアオガエル 等
	【昆虫類】マヤサンオサムシ、スジクワガタ、コムラサキ、ミドリヒョウモン、コミスジ 等
	【植物】ブナ、コナラ、アズキナシ、エゾユズリハ、チマキザサ等
	【哺乳類】・・・・、ニホンリス、タヌキ、・・・、テン、イノシシ、ホンドジカ 等
】 針葉樹林	【鳥 類】コゲラ、・・・・・・、コガラ、ヤマガラ、シジュウカラ、メボソムシクイ 等
	【昆虫類】マヤサンオサムシ、スジアオゴミムシ、ネアカマルクビハネカクシ、センチコガネ 等
	【植 物】アカマツ、スギ、コハウチワカエデ、タンナサワフタギ 等
	【鳥 類】・・・・・、ミソサザイ、キセキレイ 等
渓畔林	【両生類】・・・・・・・、タゴガエル 等
	【植 物】サワグルミ、トチノキ、ツリバナ、ツルアジサイ、チマキザサ 等
 急傾斜地	【鳥 類】・・・、・・・、モズ、ウグイス、カシラダカ 等
低水群落	【爬虫類】・・・・・、ニホンカナヘビ 等
P30 1 81 1 B	【植物】クサギ、タニウツギ、フジ、ボタンヅル、ウツギ、イタドリ、クマイチゴ等
	【哺乳類】モグラ属、イタチ属、イノシシ、ホンドジカ 等
伐採跡地	【鳥 類】・・・、・・・、モズ、ウグイス、カシラダカ 等
低木群落	【爬虫類】・・・・・、ニホンカナヘビ 等
	【植物】ヌルデ、アカメガシワ、タラノキ、ススキ、チマキザサ、ゼンマイ、イワガラミ等
	【哺乳類】・・・・、ノウサギ、アカネズミ、タヌキ、イタチ、イノシシ、ホンドジカ 等
	【鳥 類】モズ、ヒバリ、ホオジロ、カシラダカ 等
乾性草地	【爬虫類】・・・・・、ニホンカナヘビ、・・・・・等
	【昆虫類】エンマコオロギ、シバスズ、ハラヒシバッタ、・・・・、アサギマダラ 等
	【植 物】ススキ、オトギリソウ、ヒメスイバ、ノブドウ 等
	【哺乳類】・・・・、・・、テン、ホンドジカ 等
造成地	【鳥 類】ハクセキレイ 等
	【爬虫類】・・・・・、ニホンカナヘビ、・・・・ 等

d. 生態系の模式断面

情報整備モデル地区における生態系の模式断面を図2.2.5-22に示す。

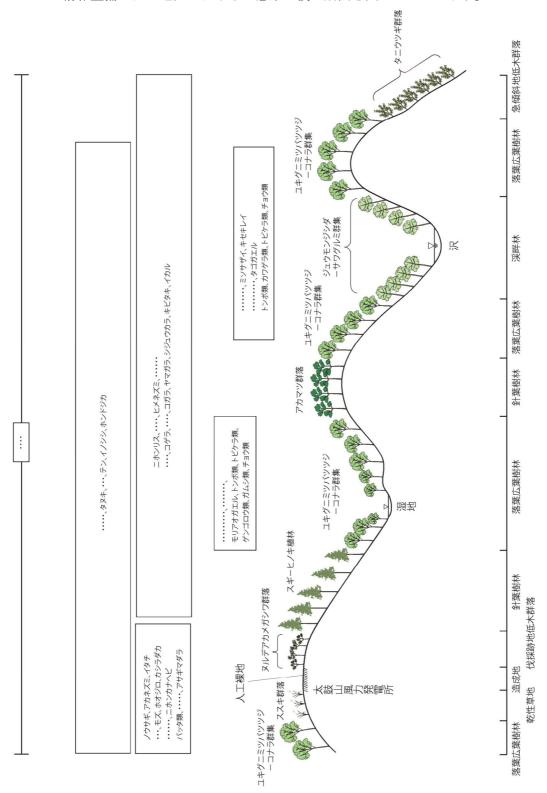


図 2.2.5-22 情報整備モデル地区における生態系の模式断面

e. 生態系の食物連鎖

情報整備モデル地区における生態系の食物連鎖を図2.2.5-23に示す。

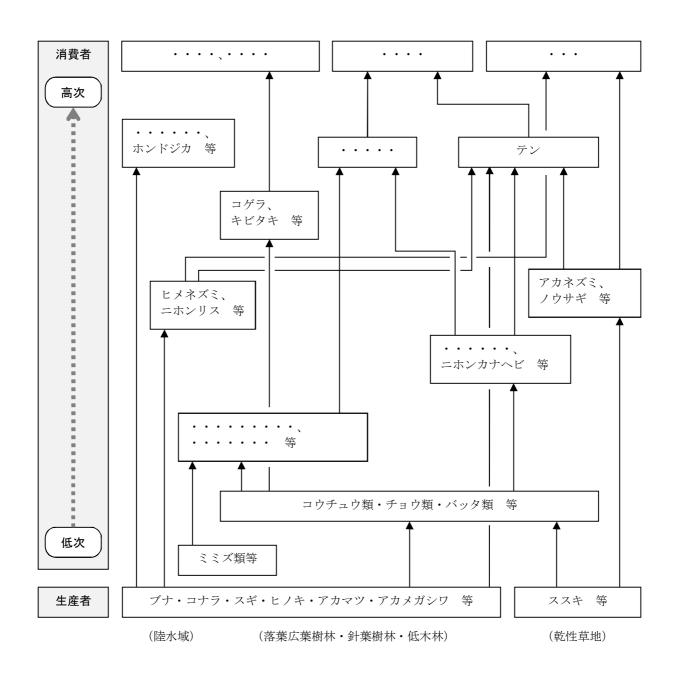


図 2.2.5-23 情報整備モデル地区における食物連鎖

2.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観の状況

①景観資源

景観の調査対象範囲(対象事業実施区域及びその9kmの範囲)において、表2.2.6-2に示す資料等をもとに、表2.2.6-1に該当する景観資源の分布状況を把握した。

景観資源の概要を表2.2.6-3に、位置を図2.2.6-1に示す。

なお、対象事業実施区域が位置する京丹後市は、その全域が山陰海岸ジオパークに認定されている。山陰海岸ジオパークは、約2,500万年前にさかのぼる日本海形成に関わる火成岩類や地層、日本海の海面変動や地殻変動によって形成されたリアス海岸や砂丘をはじめとする多彩な海岸地形など、貴重な地形・地質遺産が数多く観察できる。調査対象範囲においても多くの景観資源が含まれていることから、参考として当該エリアのマップ図を図2.2.6-2に示す。

表 2.2.6-1 景観資源の選定根拠

資料等の名称	発行等	選定根拠	区分
		景勝地であって芸術上、観賞上価値が大 きいもの	名勝
文化財保護法	昭和 25 年	歴史的な集落・町並み	伝統的建造物 群保存地区
	法律第 214 号	地域における人々の生活又は生業及び 当該地域の風土により形成された景観 地で、国民の生活又は生業の理解のため 欠くことのできないもの	文化的景観
自然環境保全基礎調查 自然景観資源調查	環境省が運営する ホームページ	自然環境保全上重要な要素である自然 景観	自然景観資源

表 2.2.6-2 景観資源を把握するために確認した記載場所等

資料等	記載場所等
丹後天橋立大江山国定公園	京都府が運営するホームページ
伊根町伊根浦伝統的建造物保存地区	伊根町が運営するホームページ
京都府レッドデータブック 2015	京都府が運営するホームページ
京都府丹後広域振興局	京都府が運営するホームページ
伊根浦ゆっくり観光	伊根浦ゆっくり観光の会が運営するホームページ
山陰海岸ジオパークまるごと体感 MAP	山陰海岸ジオパーク推進協議会が運営するホームページ

表 2. 2. 6-3 (1) 景観資源の概要

	5 - 1	我 2. 2. 0	
	名称	区分	選定根拠及び概要
1	太鼓山	自然景観資源 (非火山性孤峰)	<選定根拠> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <概要> ・太鼓山の京丹後市側には、森林公園スイス村(野外レクリエーション施設)があり、高い頻度で利用されている。 ・孤峰であり、地域のランドマークとなっている。
2	依遅ヶ尾山	自然景観資源 (非火山性孤峰)	<選定根拠> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <概要> ・京丹後市丹後町乗原の南方に位置する標高 540m の独立峰。 ・山頂部から経ヶ岬や丹後松島など日本海の眺望がよく、登山道が整備されている。
3	布引滝	自然景観資源 (滝)	<選定根拠> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <概要> ・伊根町本庄上から西方の標高 240m の地点に見られる丹後 半島最大の滝。
4	犬ヶ岬	自然景観資源 (海食崖)	<選定根拠> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <概要> ・丹後半島北西に位置し、日本海に面する岬。
(5)	経ヶ岬	自然景観資源 (海食崖)	<選定根拠> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <概要> ・丹後半島の先端に突き出した近畿地方北端の岬。岬の周囲には、安山岩からなる柱状節理の発達する海食崖が見られる。 ・駐車場から、経ヶ岬を回る遊歩道が整備されている。
6	袖志の棚田	文化的景観	<選定根拠> ・文化的景観 ・杖化的景観 <概要> ・扇状地に開けた約4百枚の棚田からは日本海を望むことができ、棚田と海、集落が調和した美しい景観は、「日本の棚田百選」に選定されている。
7	穴文殊	自然景観資源 (海食崖)	<選定根拠> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <概要> ・尾和の海食崖にできた高さ約10mの海食洞。 ・洞窟付近には丹後三文殊のひとつ清涼山九品寺の本堂及び山門がある。
8	屏風岩	自然景観資源 (海食崖)	<選定根拠> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <概要> ・地層中にマグマが板状に入り込んでできた岩脈で、その後の波の侵食によってまわりの柔らかい岩石が削り取られ残されてできたものである。 ・夕日を背にした姿は自然の造形美を醸し出している。

表 2. 2. 6-3 (2) 景観資源の概要

	名称	区分	選定根拠及び概要
9	世屋高原	自然景観資源 (非火山性高原)	<選定根拠> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <概要> ・丹後半島のほぼ中央に位置し、標高500m~600mの稜線が連なる高原。近畿地方でも有数のブナ・ミズナラ等の落葉広葉樹林や希少な動植物、渓流、湿原などがある。
10	丹後松島	自然景観資源(多島海)	<選定根拠> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <概要> ・奇岩が連なるリアス式の海岸。 ・日本三景である宮城県の松島の景観と似ていることが名前の由来となっている。
11)	浦入海岸	自然景観資源(断層海岸)	<選定根拠> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <概要> ・断崖絶壁のリアス式海岸が連続する。
12	伊根の舟屋群と 青島	伝統的建造物群 保存地区 (重要伝統的建 造物保存地区)	<選定根拠> ・歴史的な集落・町並み <概要> ・江戸時代末期から昭和初期に建てられた伊根湾沿いに連続して建つ舟屋及び主屋、蔵、寺社などの伝統的建造物を残す漁村であり、青島と伊根湾およびこれらを囲む魚付林などの周辺の環境と一体となって歴史的風致を今日に良く伝える。

出典等:「丹後天橋立大江山国定公園」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)、「伊根町伊根浦伝統的建造物保存地区」(伊根町が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)、「京都府レッドデータブック2015(平成27年 京都府)」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)、「京都府丹後広域振興局」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)、「伊根浦ゆっくり観光」(伊根浦ゆっくり観光の会が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)、「山陰海岸ジオパーク」(山陰海岸ジオパーク推進協議会が運営するホームページ最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

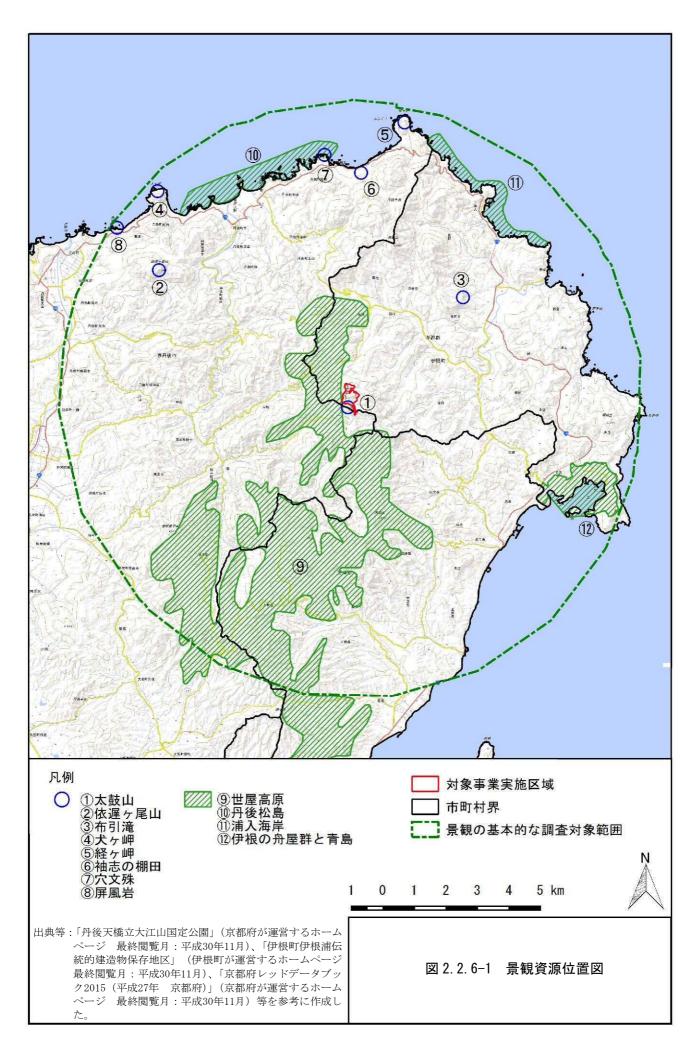




図 2. 2. 6-2 山陰海岸ジオパークエリア図

②眺望点

景観の調査対象範囲において、表2.2.6-5に示す資料等をもとに、表2.2.6-4に該当する眺望点の分布状況を把握した。眺望点の概要を表2.2.6-6に、位置を図2.2.6-3に示す。

表 2. 2. 6-4 眺望点の選定根拠

	選定根拠
1	関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている展望施設
2	関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている施設のうち、対象事業実施区域への眺望 が良いと想定される施設
3	地域住民が利用する施設のうち、対象事業実施区域への眺望が良いと想定される施設
4	関係自治体へのヒアリングによって得られた、対象事業実施区域への眺望が良いと想定される施設

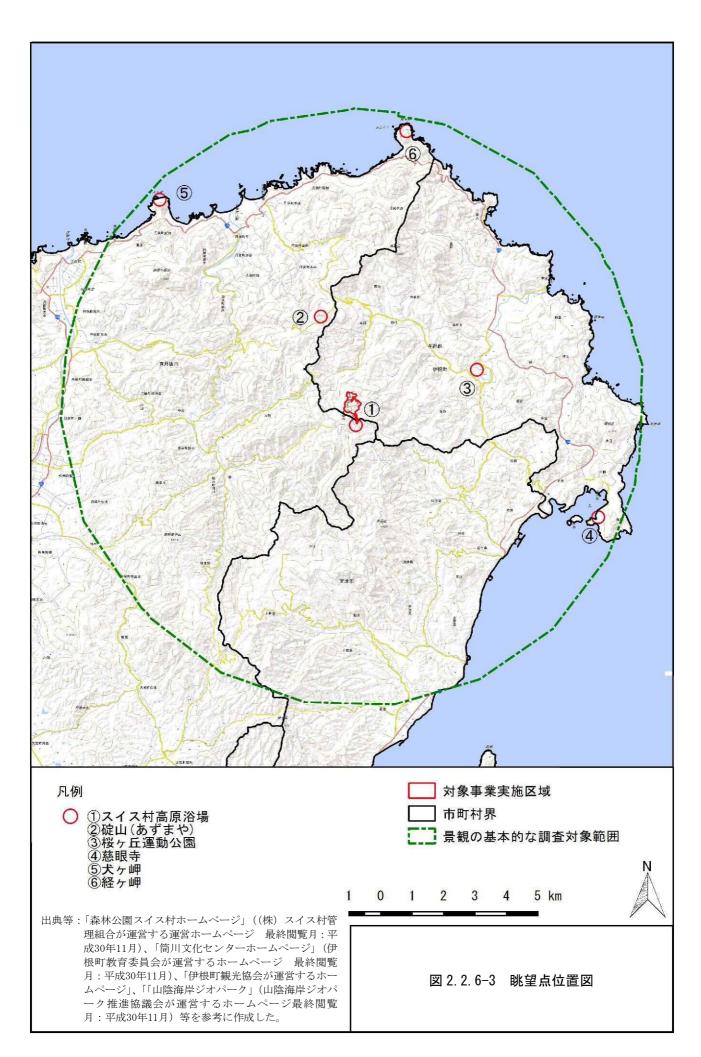
表 2.2.6-5 眺望点を把握するために確認した記載場所等

資料等	記載場所等
森林公園スイス村ホームページ	(株) スイス村管理組合が運営する運営ホームページ
筒川文化センターホームページ	伊根町教育委員会が運営するホームページ
伊根町観光協会が運営するホームページ	同左
京都府丹後広域振興局	京都府が運営するホームページ
観るなび	(公社) 日本観光振興協会が運営するホームページ
京丹後ナビ	(一社) 京丹後市観光協会が運営するホームページ
山陰海岸ジオパークまるごと体感 MAP	山陰海岸ジオパーク推進協議会が運営するホームページ

表2.2.6-6 眺望点の状況

	名称	選定根拠及び概要
1)	スイス村高原浴場	<選定根拠> ・関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている施設のうち、対象事業 実施区域への眺望が良いと想定される施設 <概要> ・スイス村園内にある温浴施設。園内のキャンプ客、スキー客などが利用する。
2	碇山 (あずまや)	<選定根拠> ・関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている展望施設 <概要> ・碇高原牧場に整備された展望台。日本海側を望む良好な展望地となっている。
3	桜ヶ丘 運動公園	<選定根拠> ・地域住民が利用する施設のうち、対象事業実施区域への眺望が良いと想定される施設 <概要> ・運動場、研修施設、テニスコート、アスレチック施設。伊根町民は半額の料金で使用することができる。
4	慈眼寺	<選定根拠> ・関係自治体へのヒアリングによって得られた、対象事業実施区域への眺望が良いと想定される施設 <概要> ・「伊根町伊根浦伝統的建造物保存地区」内にあるお寺。
(5)	犬ヶ岬	<選定根拠> ・関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている施設のうち、対象事業 実施区域への眺望が良いと想定される施設 <概要> ・遊歩道が整備されており、岬付け根の東側地点は、丹後松島のビューポイントである。
6	経ヶ岬	<選定根拠> ・関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている施設のうち、対象事業 実施区域への眺望が良いと想定される施設 <概要> ・安山岩の柱状節理が美しい、近畿最北端の岬。岬の周囲は、波の浸食作用によっ て断崖絶壁となっており、駐車場や経ヶ岬展望台、展望台からの絶景が望める。

出典等:「森林公園スイス村ホームページ」((株) スイス村管理組合が運営する運営ホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)、「筒川文化センターホームページ」(伊根町教育委員会が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)、「伊根町観光協会が運営するホームページ」、「京都府丹後広域振興局」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)、「観るなび」((公社)日本観光振興協会が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)、「京丹後ナビ」((一社)京丹後市観光協会が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)、「山陰海岸ジオパーク」(山陰海岸ジオパーク推進協議会が運営するホームページ最終閲覧月:平成30年11月)、「山陰海岸ジオパーク」(山陰海岸ジオパーク推進協議会が運営するホームページ最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。



(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

人と自然との触れ合いの活動の場の状況の調査対象範囲において、表2.2.6-7に示す関係自治体又は観光協会が運営するホームページで紹介されている施設のうち、表2.2.6-8に示す区分に該当する施設等の分布状況を把握した。

人と自然との触れ合いの活動の場の概要を表2.2.6-9に、位置を図2.2.6-4に示す。

表 2.2.6-7 人と自然との触れ合いの活動の場を把握するために確認した資料等

資料等	発行等
京都府観光ガイド	(公社)京都府観光連盟公式サイト
観るなび	(公社)日本観光振興協会が運営するホームページ
伊根町観光協会ホームページ	同左
京丹後ナビ	(一社) 京丹後市観光協会が運営するホームページ
天橋立観光ガイド	(一社) 天橋立観光協会が運営するホームページ

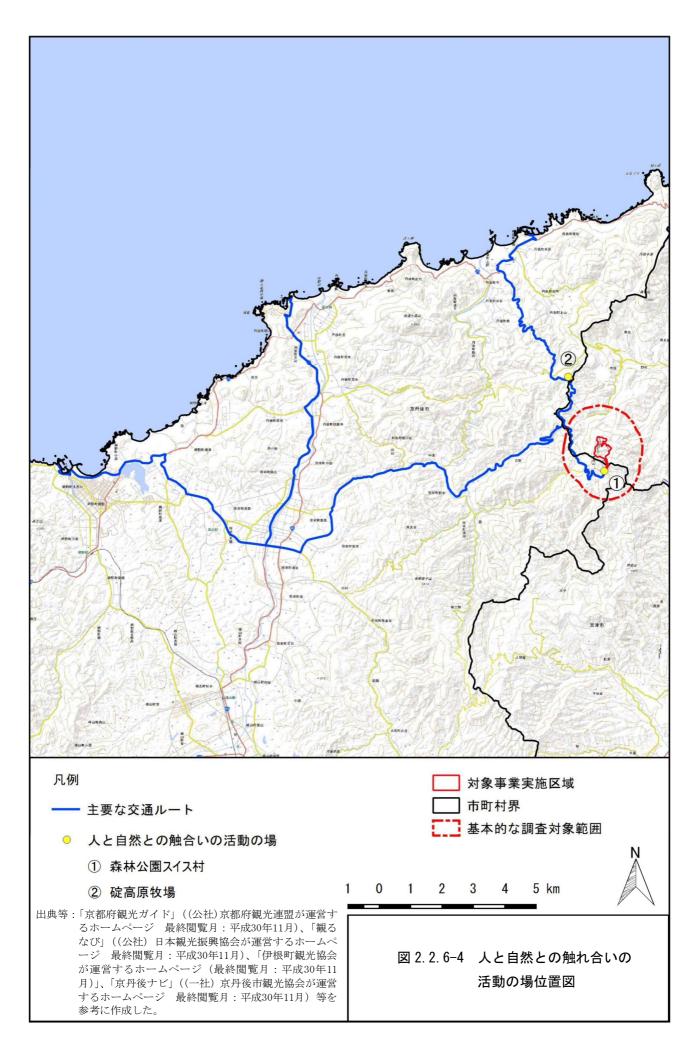
表 2.2.6-8 施設の区分

	施設の区分
1	公園施設
2	レクリエーション施設
3	自然步道、遊歩道

表 2.2.6-9 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

No.	名称	区分	選定根拠及び概要
1)	森林公園スイス村	レクリエーション 施設	<選定根拠> ・不特定多数の人が四季を通じて利用している。 <概要> ・宿泊施設(風のがっこう京都、山の家、コテージ、バンガロー、キャンプ場)、ハイキングコース、スキー場、テニスコートがある。 ・5 月にはゲレンデを利用した「芝桜まつり」が開催される。
2	碇高原牧場	レクリエーション 施設	<選定根拠> ・不特定多数の人が利用している。 <概要> ・台地上の地形を利用した牧場 ・遊歩道、展望台、トイレ、キャンプ場等の施設が整備 されており、レクリエーションの場となっている。

出典等:「京都府観光ガイド」((公社)京都府観光連盟が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)、「観るなび」((公社)日本観光振興協会が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)、「伊根町観光協会が運営するホームページ (最終閲覧月:平成30年11月)」、「京丹後ナビ」((一社)京丹後市観光協会が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)、「天橋立観光ガイド」((一社)天橋立観光協会が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。



2.3 社会的·文化的状況

2.3.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

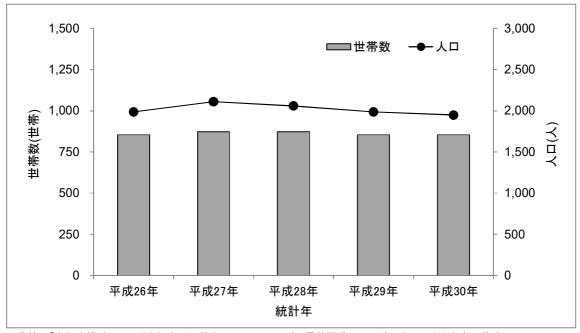
基本的な調査対象範囲における人口及び世帯数を表2.3.1-1に、各市町全体の人口及び世帯数の経年変化の経年変化を図2.3.1-1に示す。

基本的な調査対象範囲には4地区が含まれており、地区の人口比較では京丹後市野間須川が75人、35世帯と最も多かった。また、伊根町、京丹後市及び宮津市における世帯数は平成25年度からほぼ横ばいであるが、人口はやや減少傾向である。

市町名 字名 人口 世帯数 筒川吉谷 伊根町 筒川足谷 全体 2, 110 873 野間須川 75 35 京丹後市 全体 55,054 20, 469 日ケ谷藪田 宮津市 全体 18, 426 7,738

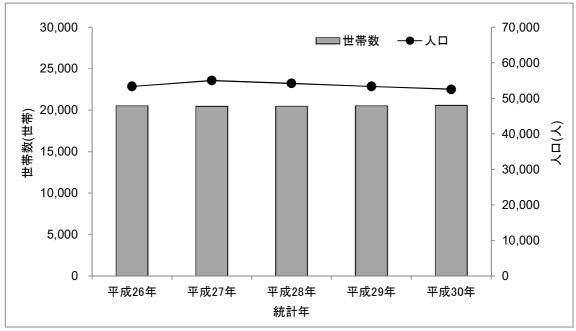
表2.3.1-1 基本的な調査対象範囲における人口及び世帯数

出典等:「平成27年 国勢調査」(平成27年 総務省が運営するホームページ)を参考に作成した。



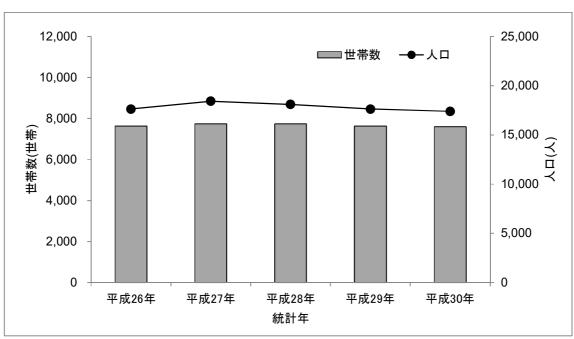
出典等:「京都府推計人口」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

図2.3.1-1(1) 伊根町の世帯数及び人口の経年変化



出典等:「京都府推計人口」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

図2.3.1-1(2) 京丹後市の世帯数及び人口の経年変化



出典等:「京都府推計人口」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

図 2.3.1-1 (3) 宮津市の世帯数及び人口の経年変化

(2) 産業の状況

平成26年度の伊根町、京丹後市及び宮津市における産業別の生産高を表2.3.1-2に示す。

分類別では、第三次産業の占める割合が最も大きかった。

業種別でみると、伊根町においては建設業の割合が最も大きく28.7%、次いで政府サービス生産者で19.3%、サービス業で14.6%であった。京丹後市においてはサービス業の割合が最も大きく21.2%、次いで不動産業で16.2%、政府サービス生産者で14.4%であった。宮津市においてはサービス業が最も大きく20.3%、次いで不動産業で18.5%、政府サービス生産者で15.6%であった。

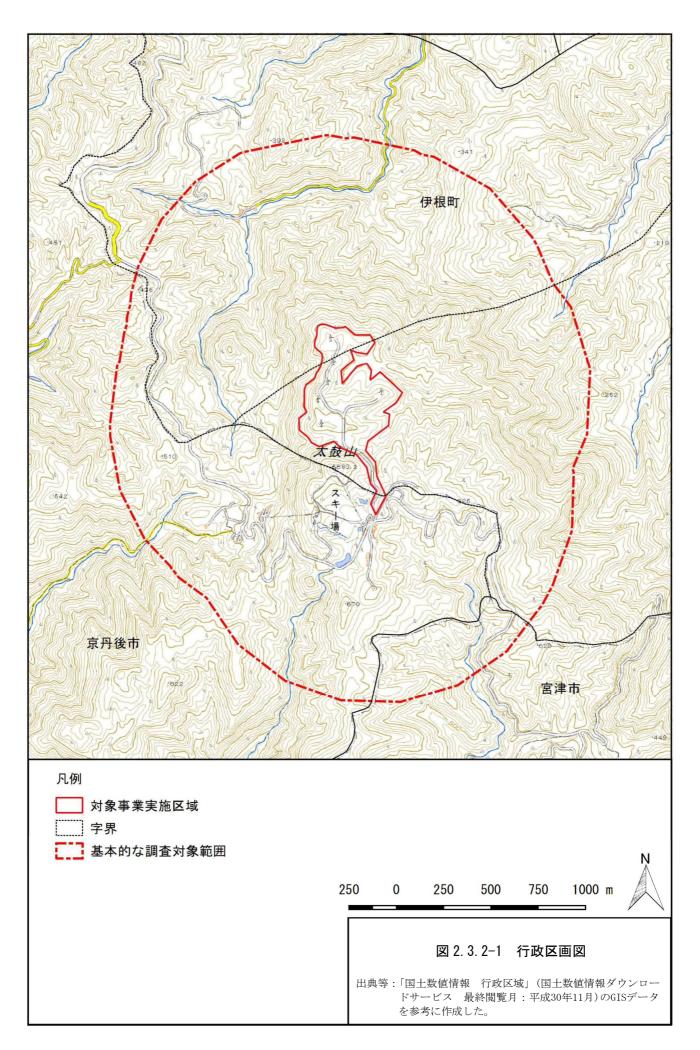
表2.3.1-2 平成26年度の伊根町、京丹後市及び宮津市における産業別の生産高

_	▼ 22.0.1 2 十成20千度の所収明、示月後申及び占件申に6317の産未別の主座同									
	市町村	伊根町		京丹征	 後市	宮津市				
項		(百万円)	(%)	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)			
第	一次産業	755	10.3	4,014	2. 3	1,070	1.5			
	農林水産業	755	10.3	4,014	2. 3	1,070	1.5			
第	二次産業	2, 229	30. 3	40, 136	23. 4	10, 438	15. 0			
	鉱業及び製造業	120	1.6	22, 998	13. 4	6, 099	8.8			
	建設業	2, 109	28. 7	17, 138	10.0	4, 339	6.2			
第	三次産業	4, 274	58.3	125, 513	73. 2	57, 319	82. 3			
	電気・ガス・水道業	107	1.5	3, 354	2. 0	1, 393	2.0			
	卸売・小売業	129	1.8	15, 326	8. 9	6, 560	9. 4			
	金融・保険業	145	2.0	5, 792	3. 4	3, 881	5.6			
	不動産業	836	11.4	27, 834	16. 2	12, 844	18. 5			
	運輸業	163	2. 2	2, 958	1. 7	3, 627	5. 2			
	情報通信業	136	1.9	3, 887	2. 3	1,346	1.9			
	サービス業	1,075	14. 6	36, 354	21. 2	14, 158	20.3			
	政府サービス生産者	1,420	19.3	24, 699	14. 4	10,870	15.6			
	対家計民間非営利サービス	263	3.6	5, 309	3. 1	2,640	3.8			
総	生産(控除含まず)	7, 259	100.0	169, 663	100.0	. 0 68, 827 100.				
(:	控除)帰属利子等	50		1, 158		470				
総	生産(控除後)	7, 340		171, 558		69, 595				

出典等:「平成26年度 市町村民経済計算」(京都府が運営するホームページ)を参考に作成した。

2.3.2 行政区画の状況

基本的な調査対象範囲の行政区画を図2.3.2-1に示す。対象事業実施区域は主に伊根町内で、南端部は京丹後市に位置している。



2.3.3 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

基本的な調査対象範囲における土地利用現況図を図2.3.3-1に示す。

対象事業実施区域内の土地利用区分は主に森林であるが、約3haが既設太鼓山風力 発電所の用地であり、一部建物用地が含まれている。また、対象事業実施区域に近接 する建物用地とは、森林公園スイス村である。

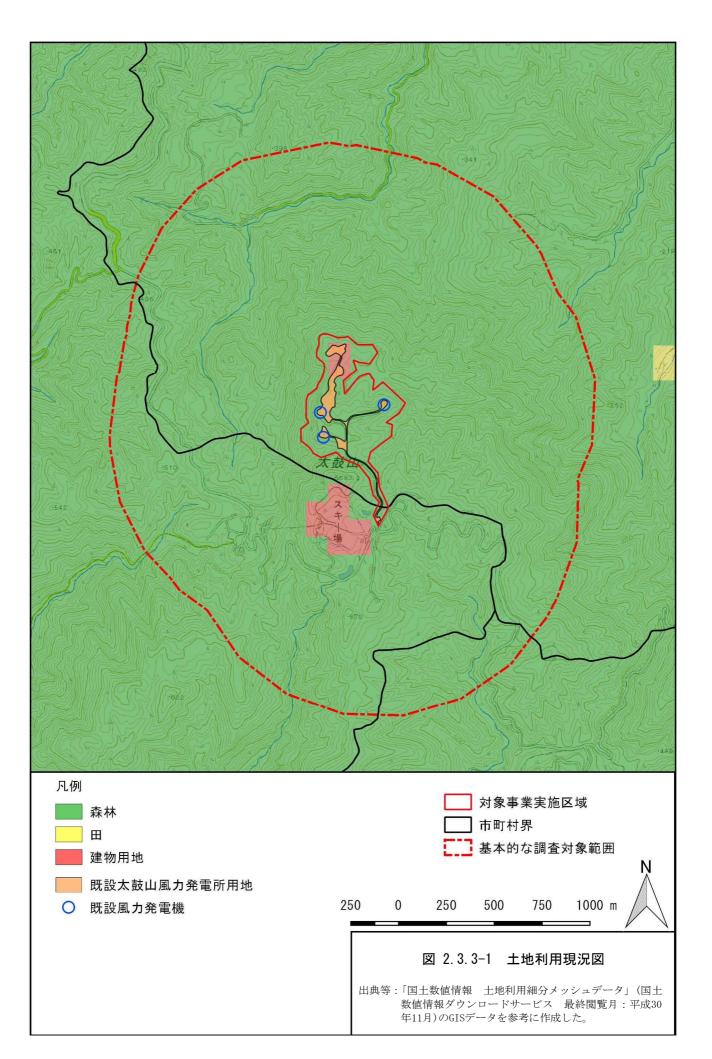
(2) 既存の風力発電施設の状況

対象事業実施区域では、既設太鼓山風力発電所が稼働している。風力発電施設の概要を表2.3.3-1に、位置を図2.3.3-1に示す。

表2.3.3-1 既存の風力発電施設の概要

名称	太鼓山風力発電所
事業場所	京都府与謝郡伊根町字野村小字太鼓山地内
運転開始	平成13年11月
設置台数	3基
出力 2,250kW (750kW×3基)	
運転管理 京都府公営企業管理事務所	

出典等:「太鼓山風力発電所の概要」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に 作成した。



2.3.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

基本的な調査対象範囲には湖沼、海域が存在しないため、本項では河川及び地下水の利用状況を整理する。

(1) 河川の利用状況

①漁業権

基本的な調査対象範囲においては、対象事業実施区域の南西側へ流下する宇川の支流である3河川が水面漁業権設定区域に含まれている。当該区域の内水面漁業権の概要を表2.3.4-1に、内水面漁業権の設定区域を図2.3.4-1に示す。

なお、対象事業実施区域は主に筒川の流域に位置している。

表2.3.4-1 調査対象範囲における内水面漁業権の概要

漁業権者	住所	漁業権漁種	漁業権区域
野間漁業協同組合	京丹後市弥栄町野中	あゆ、うなぎ、ます類	京丹後市丹後町小脇から 上流の宇川本支流

出典等:「京都府内の第5種共同漁業権の概要」(京都府内水面漁業協同組合連合会が運営するホームページ 最終閲覧 月:平成30年11月)を参考に作成した。

②水源

基本的な調査対象範囲内では、表流水を水源とする簡易水道事業は行われていなかった。参考として、最寄りの簡易水道である伊根中央簡易水道(対象事業実施区域の北東約6kmに位置)の概要を表2.3.4-2に、位置を図2.3.4-2に示す。なお、平成30年度に伊根中央簡易水道を含む4つの簡易水道と1つの飲料水供給施設が統合され、名称としては伊根町簡易水道となっている。

対象事業実施区域は主に筒川の流域に位置しており、伊根町簡易水道は筒川の河川 水を地域住民に供給している。

表2.3.4-2 調査対象範囲における簡易水道事業の概要 (河川水等利用)

名称	給水区域	計画給水 人口	計画日最大 給水量	水源	浄水方法
伊根町簡易水道	本庄宇治、本庄浜、本庄上、 峠、津母、六万部、井室、 大原、新井、伊根、本坂、 越山、滝根、湯之山、菅野、 成蒲入、寺領、野村	2, 018人	1, 158t	表流水湧水	凝集沈殿急速ろ過、 前処理+緩速ろ過 凝集沈殿ろ過 消毒

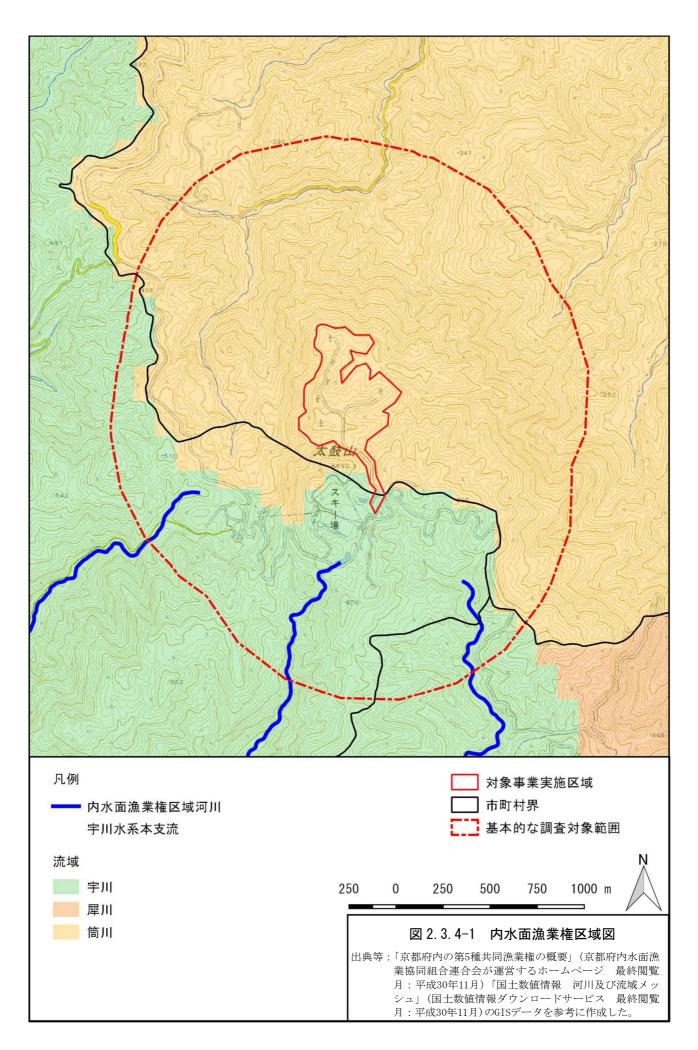
備考:伊根町簡易水道は、4 つの簡易水道(伊根中央簡易水道、筒川南簡易水道、蒲入簡易水道、寺領簡易水道)と野村飲料水供給施設が統合された名称である。

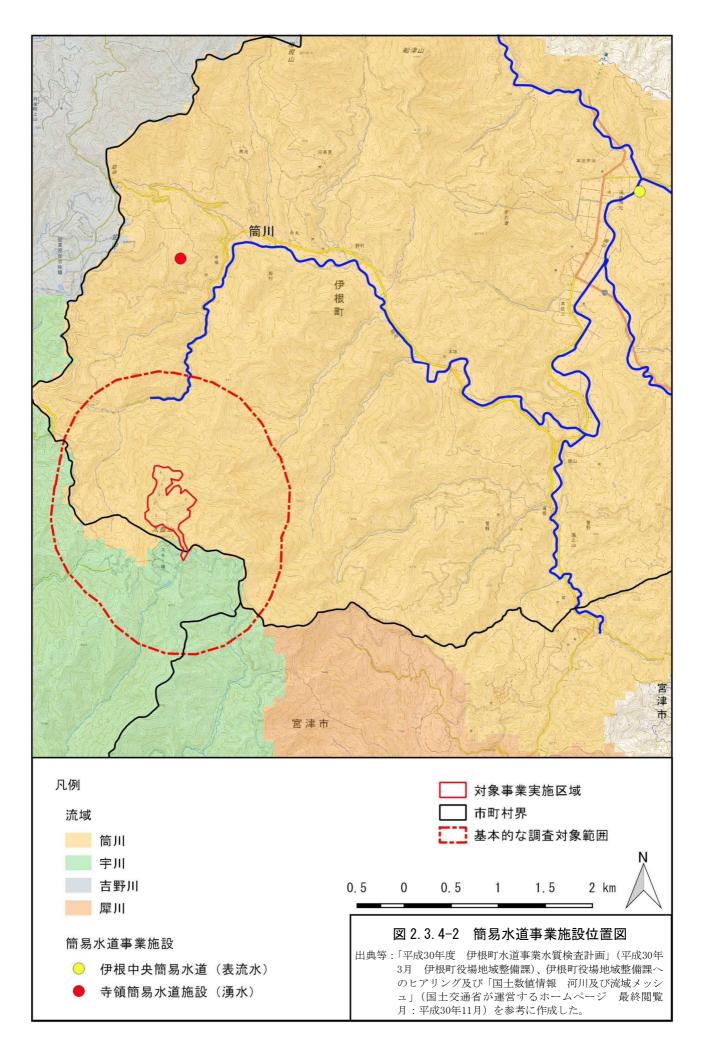
出典等:「平成30年度 伊根町水道事業水質検査計画」(平成30年3月 伊根町役場地域整備課)及び伊根町役場地域 整備課へのヒアリングを参考に作成した。

(2) 地下水の利用状況

基本的な調査対象範囲内では、地下水 (湧水)を水源とする簡易水道及び小規模水道事業は行われていなかった。参考として、最寄りの簡易水道である寺領簡易水道 (対象事業実施区域の北約2kmに位置)の位置を図2.3.4-2に示す。なお、「(1)河川の利用状況」に記載のとおり、平成30年度に寺領簡易水道を含む4つの簡易水道と1つの飲料水供給施設が統合され、名称としては伊根町簡易水道となっている。

対象事業実施区域は主に筒川の流域に位置しており、寺領簡易水道は筒川流域内に おける湧水を地域住民に供給している。





2.3.5 交通の状況

基本的な調査対象範囲における交通の状況の調査結果を表2.3.5-1に、調査路線及 び調査地点位置を図2.3.5-1に示す。

基本的な調査対象範囲において最も交通量が多い路線は一般国道178号であり、昼間12時間交通量(平日)が7,289台、24時間自動車類交通量(平日)が9,549台であった。

表2.3.5-1 交通量調査結果(平日)

			昼間12時間交通量		24時間 自動車類交通量				昼ピ 間 —	昼大 間型 12束	
		路線名	上下合計			上下合計					E
単位区間 番号	道路 種別		小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	昼夜率	12夕 時比 間率	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 2 2 2 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3
			(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)		(%)	(%)
11460	3	一般国道178号	1, 747	189	1,936	2, 182	257	2, 439	1. 26	11.7	9.8
11480	3	一般国道178号	6, 869	420	7, 289	8, 765	784	9, 549	1. 31	11.2	5.8
12180	3	一般国道482号	4, 260	307	4, 567	5, 385	552	5, 937	1. 30	10.9	6. 7
41500	4	網野岩滝線	4, 587	171	4, 758	5, 754	431	6, 185	1. 30	11. 4	3. 6
41501	4	網野岩滝線	2, 448	477	2, 925	3, 113	602	3, 715	1. 27	10. 7	<i>16. 3</i>
41510	4	網野岩滝線	1, 614	185	1, 799	1, 970	225	2, 195	1. 22	14. 6	10. 3
41680	4	弥栄本庄線	551	89	640	662	112	774	1. 21	<i>13. 6</i>	13. 9
42360	4	浜丹後線	_	_	_	_	_	_	_	_	_
62210	6	碇網野線	627	28	655	742	51	793	1. 21	11.9	4.3
62220	6	井辺平線	364	71	435	447	97	544	1. 25	13. 1	16. 3
62300	6	間人大宮線	674	71	745	811	90	901	1. 21	13.0	9. 5
62400	6	浜詰網野線	1, 897	64	1,961	2, 345	145	2, 490	1. 27	10. 2	3. 3
62490	6	間人港線	274	21	295	332	43	375	1. 27	13. 1	7. 0

注1:表中の単位区間番号は、図中の番号に対応する。

- 2:交通量の斜体は推計値を示す。
- 3:「一」は非観測区間を示す。
- 4: 道路種別は、それぞれ以下の分類を示す。
 - 1:高速自動車国道
 - 2:都市高速道路
 - 3:一般国道
 - 4:主要地方道(都道府県道)
 - 5:主要地方道(指定市市道)
 - 6:一般都道府県道
 - 7:指定市の一般市道

出典等:「平成27年度 道路交通センサス調査結果」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を 使用して作成した。



2.3.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

「国土数値情報 福祉施設、医療機関及び公共施設」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)及び「認定こども園一覧[子育て支援情報 未来っ子ひろば]」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を用いて、配慮が特に必要な施設として以下の施設を抽出した。

- ○社会福祉施設…児童福祉法第7条に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条に規定する認定こども園、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- ○医療施設………医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- ○教育施設……·学校教育法 第1条に規定する幼稚園、学校、図書館法第2条第 1項に規定する図書館

基本的な調査対象範囲における配慮が特に必要な施設の抽出結果を表2.3.6-1~表2.3.6-3に、位置を図2.3.6-1~図2.3.6-3に示す。

対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲には、配慮が特に必要な施設は存在しないが、主要な交通ルートの沿線上には配慮が特に必要な施設が存在している。

表2.3.6-1 社会福祉施設の調査結果

Ī	No.	分類	名称	所在地
	1	認定こども園	丹後こども園	京丹後市丹後町間人300
1	2	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームふるさと	野町小浜613-2

注:表中のNo. は、図中のNo. に対応する。

出典等:「国土数値情報 福祉施設」(国土数値情報サービス 最終閲覧月:平成30年11月)及び「認定こども園一覧[子育て支援情報 未来っ子ひろば]」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

表2.3.6-2 医療施設の調査結果

No.	分類	名称	所在地
1		野間診療所	京丹後市弥栄町野中2245-1
2	医療施設	宇川診療所	京丹後市丹後町久僧417
3		丹後ふるさと病院	京丹後市網野町字小浜673

注:表中のNo.は、図中のNo.に対応する。

出典等:「国土数値情報 医療機関」(国土数値情報サービス 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

表2.3.6-3 教育施設の調査結果

No.	分類	名称	所在地
1	小学校	宇川小学校	京丹後市丹後町上野120
2	小子仪	網野北小学校	京丹後市網野町浅茂川1861
3	中学校	丹後中学校	京丹後市丹後町間人320
4	高等学校	網野高等学校 間人分校	京丹後市丹後町間人337

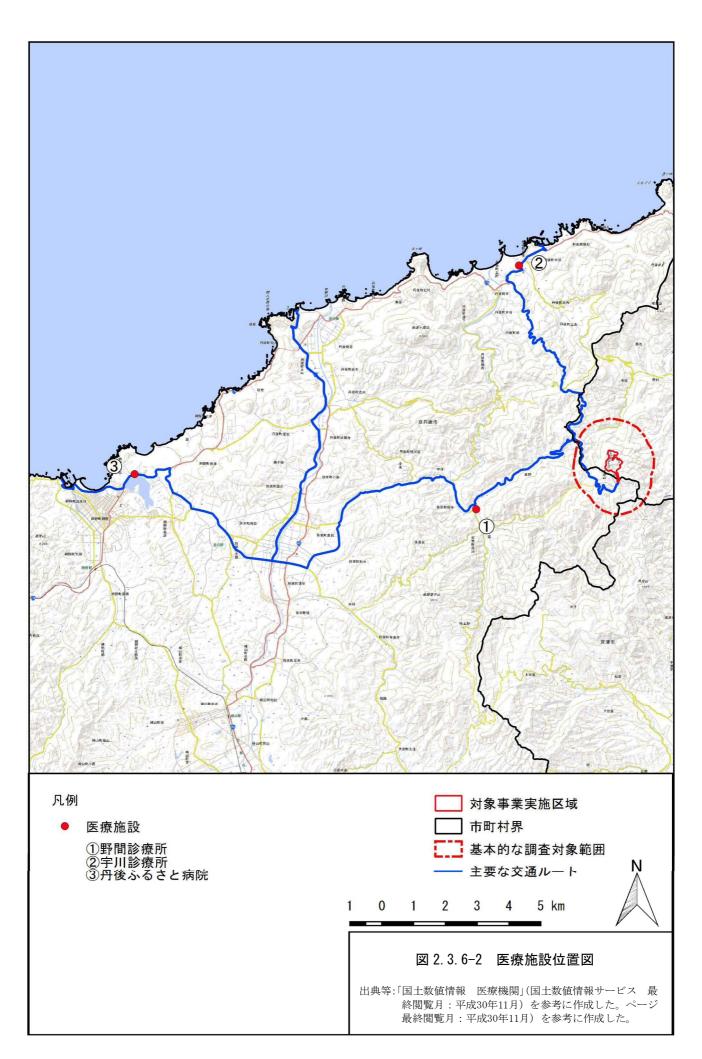
注:表中のNo.は、図中のNo.に対応する。

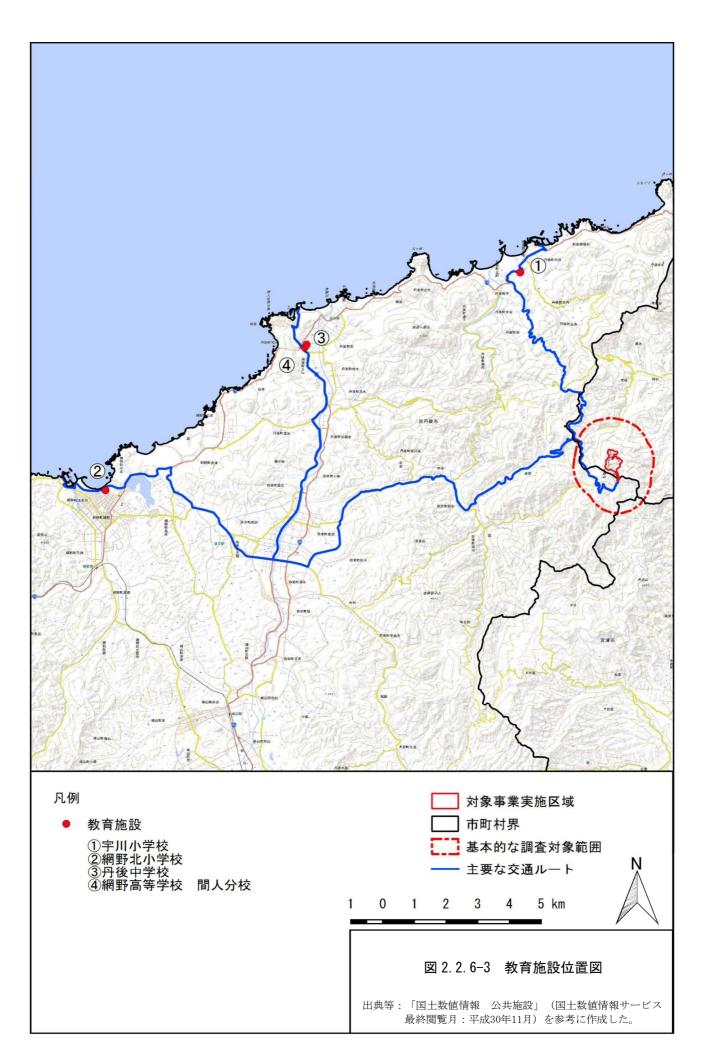
出典等:「国土数値情報 公共施設」(国土数値情報サービス 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

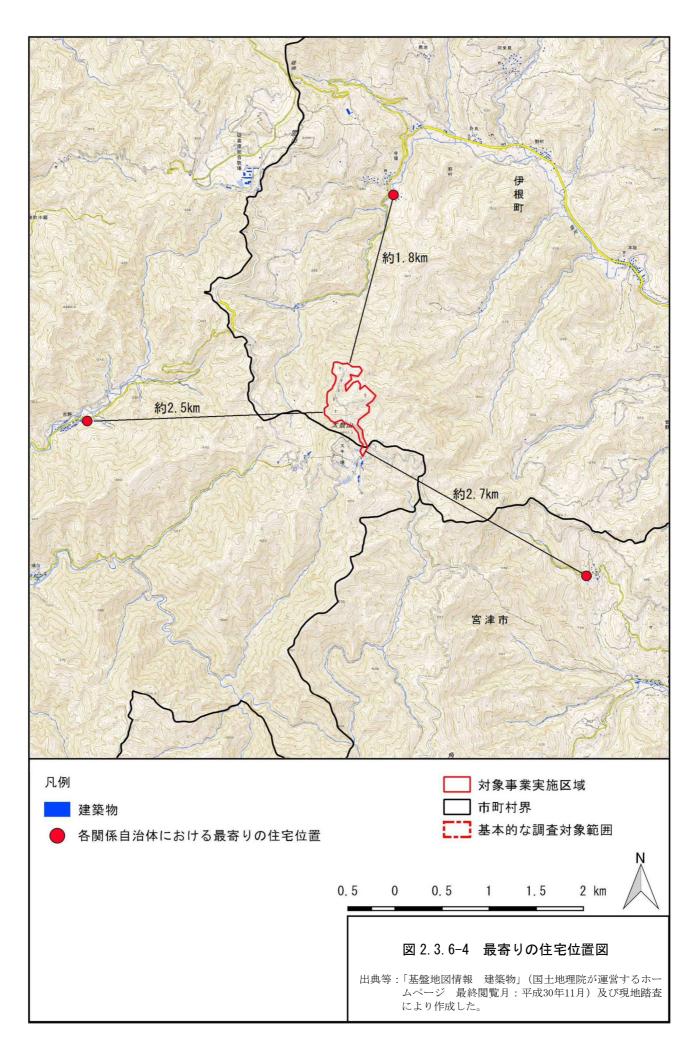
「基盤地図情報 建築物」(国土地理院が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)より、基本的な調査対象範囲における建築物の位置を把握し、現地踏査により最寄りの住宅の位置を確認した結果を図2.3.6-4に示す。

対象事業実施区域から最も近い住宅は伊根町で確認され、その距離は約1.8kmであった。









2.3.7 下水道等の整備の状況

伊根町、京丹後市及び宮津市における水洗化施設別の普及状況を表2.3.7-1に示す。 伊根町では浄化槽及び漁業集落排水が整備されており、平成28年度末の汚水処理人口は1,492人、汚水処理人口普及率は68.2%であった。

京丹後市では、下水道、農業集落排水、浄化槽、漁業集落排水が整備されており、 平成28年度末の汚水処理人口は42,518人、汚水処理人口普及率は75.5%であった。

宮津市では、下水道及び浄化槽が整備されており、平成28年度末の汚水処理人口は 14,053人、汚水処理人口普及率は75.8%であった。

表2.3.7-1 伊根町、京丹後市及び宮津市における水洗化施設別の普及状況

			伊根町		京丹	京丹後市		宮津市	
IJ	頁目	単位	H27年度末	H28年度末	H27年度末	H28年度末	H27年度末	H28年度末	
行政	女人口	人	2, 245	2, 188	57, 287	56, 337	18, 969	18, 538	
	処理人口	人	_	_	26, 979	28, 163	12, 431	12, 415	
下水道	処理面積	ha	_	_	1,001	1, 058	417	429	
	シェア	%	_	_	47. 1	50.0	65. 5	67.0	
	処理人口	人	_	_	6, 887	6, 773	_	_	
農業注)	処理面積	ha	_	_	283	283	_	_	
	シェア	%	_	_	12.0	12.0	_	_	
浄化槽	処理人口	人	265	260	7, 903	7, 427	1,661	1, 638	
(于7127管	シェア	%	11.8	11.9	13.8	13. 2	8.8	8.8	
海 火 注)	処理人口	人	1, 254	1, 232	166	155	_	_	
漁業 ^{注)}	シェア	%	55. 86	56.31	0. 29	0. 28	_	_	
処理人口 (計)		人	1, 519	1, 492	41, 935	42, 518	14, 092	14, 053	
汚水処理	人口普及率	%	67.7	68. 2	73. 2	75. 5	74. 3	75.8	

出典等:「京都府の水洗化普及率について」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

注:農業…農業集落排水、漁業…漁業集落排水

2.3.8 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況及びその他の土地利用計画

基本的な調査対象範囲は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号) に規定する都市 計画区域に該当しない。

2.3.9 環境の保全を目的とする法令、条例又は行政手続法第 36 条に規定する 行政指導その他の措置により指定された地域その他の対象及び当該対 象に係る規制の内容その他の状況

(1) 公害関係法令等

風力発電事業に関係する公害関連の環境基準等、規制基準等及び京都府における環境保全計画等について以下に示す。

①環境基準等

環境基本法(平成5年法律第91号)に規定する環境基準を以下に示す。

ア、大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準を表2.3.9-1に示す。

表 2.3.9-1 大気汚染に係る環境基準

41.55	環境基準	
物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、 1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm まで のゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又 はオゾンを用いる化学発光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、か つ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又は この方法によって測定された重量濃度 と直線的な関係を有する量が得られる 光散乱法、圧電天びん法若しくはべー タ線吸収法
光化学オキシダント (0x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光 光度法若しくは電量法、紫外線吸収法 又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ、1 日平均値 が 35μg/m³以下であること。	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

- 備考1:浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
 - 2: 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
 - 3:光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
 - 4: 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μmの粒子を 50%の割合で分離できる 分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典等:「大気汚染に係る環境基準」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

イ. 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準を表2.3.9-2に示す。

なお、基本的な調査対象範囲において、騒音に係る環境基準の類型指定はされていない。

表 2.3.9-2(1) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域)

地域の		類型にあて	類型指定	
類型	昼間 (午前6時から午後10時まで)	## 夜間 ない (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで) は は (中後 10 時から翌日の午前 6 時まで)	はめる地域	の有無
AA	50dB以下	40dB 以下	環境基本法第16条	×
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下	第2項の規定により県知事が類型ご	×
С	60dB以下	50dB 以下	とに指定する地域	×

注:上記の表中、「○」: 類型指定がされている 「×」: 類型指定がされていない

出典等:「騒音に係る環境基準について」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

表 2.3.9-2(2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基注	新刊化学の 左 無	
地域の巨力	昼間	夜間	類型指定の有無
a 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に 面する地域	60dB 以下	55dB 以下	×
b 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に 面する地域及びc地域のうち車線を有する道路 に面する地域	65dB以下	60dB以下	×

注:上記の表中、「○」: 類型指定がされている 「×」: 類型指定がされていない

備考:車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

出典等:「騒音に係る環境基準について」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

表 2.3.9-2(3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

	類型指定の有無			
	昼間 夜間			
7	0dB 以下	65dB 以下	×	

備考: 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、 屋外へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下)によることができる。

注 1: 上記の表中、「〇」: 類型指定がされている 「×」: 類型指定がされていない

- 2:「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道(市町村道にあたっては4車線以上の区間に限る。)をいう。
- 3:「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端から距離によりその範囲を特定する。
 - (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路

15 メートル

(2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路

20 メートル

出典等:「騒音に係る環境基準について」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

ウ. 水質に係る環境基準

水質に係る環境基準を表2.3.9-3に示す。

なお、基本的な調査対象範囲において、水質に係る環境基準の類型指定はされていない。

表 2.3.9-3(1) 人の健康の保護に係る環境基準(公共用水域)

区分	N. II	
項目	公共用水域	地下水
カドミウム	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
クロロエチレン	_	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	_	0.04mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	_
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L 以下	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下

- 備考1:基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 - 2:「検出されないこと」とは、「水質汚濁に係る環境基準について「別表 1 人の健康の保護に関する環境基準」」 (環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)に記載されている、測定方法の項に掲げる 方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 - 3:海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 - 4: 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、「JIS K0102」43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと「JIS K0102」43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典等:「水質汚濁に係る環境基準について「別表 1 人の健康の保護に関する環境基準」」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

表 2.3.9-3(2) 生活環境の保全に係る環境基準(河川(湖沼を除く。))

ア.

項目				基準値		
類型	利用目的の適応性	水素イオ ン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (D0)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
В	水道3級 水産2級及びC以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
С	水産3級 工業用水1級及びD 以下の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下				_
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄 に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	_
Е	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	_

備考1:基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

2: 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする (湖沼もこれに準ずる。)。

注1:自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2:水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級:沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3:水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4: 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

5:環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典等:「水質汚濁に係る環境基準について「別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

表 2.3.9-3(3) 生活環境の保全に係る環境基準

1.

			基準値	
項目	水生生物の生息状況の			直鎖アルキルベン
類型	適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	ゼンスルホン酸及
				びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的 低温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する 水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域 を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物 A 又は生物 B の水域の うち、生物 B の欄に掲げる 水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として 特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考:基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。) 出典等:「水質汚濁に係る環境基準について「別表2 生活環境の保全に関する環境基準」」(環境省が運営するホームペ ージ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

工. 土壌

土壌に係る環境基準等を表 2.3.9-4 に示す。

表 2.3.9-4 土壌に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg に
カドミウム	つき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐 (りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)において
似. 米	は、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

- 備考1:カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.08mg 及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
 - 2:「検出されないこと」とは、「土壌汚染に係る環境基準について「別表」」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)に記載されている、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 - 3:有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 出典等:「土壌汚染に係る環境基準について」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

オ、ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準を表 2.3.9-5 に示す。

表 2.3.9-5 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法		
大気	0.6pg-TEQ/m³以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ 紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採 取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質 量分析計により測定する方法		
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/1以下	日本工業規格 K0312 に定める方法		
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法		
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンをいう。以下同じ。)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)		

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値 が 250pg- TEQ/g 以上の場合) には、必要な調査を実施することとする。

出典等:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」 (環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

②規制基準等

ア. 大気汚染

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)では、工場・事業場に設置されている ばい煙・粉じん発生施設等に対し、排出基準または構造等に関する基準を定め、 大気汚染の防止を図っている。風力発電所については規制対象に含まれない。

イ. 騒音

騒音規制法(昭和43年法律第98号)に基づく規制基準等を表2.3.9-6~表2.3.9-8 に示す。なお、基本的な調査対象範囲は、同法に基づく騒音について規制する地域(以下「指定地域」という。)には該当しない。

京都府環境を守り育てる条例(平成7年京都府条例第33号)では、工場又は事業場に設置される施設のうち、騒音を発生させる施設で規則に定めるものを「特定施設」とし、特定施設を設置しようとする者に届出を義務づけている。本事業は、事業計画によっては特定施設を設置する可能性があることから、届出を行い、適正に事業を実施する。

また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成29年 環境省)では、風車騒音に関する指針値が示されている。本資料によると、風車騒音に関する指針値は、全国一律の値ではなく、地域の状況に応じたものとし、残留騒音に5dBを加えた値とされている(残留騒音が30dBを下回るような著しく静穏な環境である場合を除く)。

時間区分 昼間 朝 (6:00~8:00) 夜間 夕 (18:00~22:00) 区域区分 $(8:00\sim18:00)$ $(22:00\sim6:00)$ 第1種区域 45dB40dB $40 \, \mathrm{dB}$ 第2種区域 50dB 45dB40dB第3種区域 65dB 55dB 50dB第4種区域 70dB 60dB 55dB

表 2.3.9-6 工場・事業場騒音の規制基準

出典等:「工場騒音の規制について」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

注:第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条 第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を 入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人 福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進 に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基 準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする(第2種区域にあっては夜間を除く)。

表 2.3.9-7 自動車騒音の要請限度

	区域の区分	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する地区	65dB	55dB
2	a 区域のうち2 車線以上の車線を有 する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b区域のうち2車線を有する道路に 面する区域及び c 地区のうち車線 を有する道路に面する区域	75dB	70dB

注:上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域 (2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。) に係る限度は上表に係らず、昼間においては75dB、夜間においては70dB とする。

出典等:「自動車騒音の規制について」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

表 2.3.9-8 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制区域等	騒音の		作業ができない時間 (夜間) 1日における作業時 間		同一場所における 作業時間		日曜日 休日に	
特定建設 作業の種類	大きさ	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	おける 作業
1 くい打機器等を 使用する作業 2 びょう打ち機を 使用する作業 3 さく岩機を 使用する作業 4 空気圧縮機を 使用する作業 5 コンクリートプラント又は アスファルトプラントを 設けて行う作業 6 バックホウ、トラクター ショベ・ル、ブ・ルト・ーザー を使用する作業	85dB	午後7時 ~翌日午 前7時	午後 10 時~翌日 午前 6 時	10 時間 を越えな いこと	14 時間 を越えな いこと		6 日を越え こと	禁止
適 用 除 外 を E		B C D		A 3		A B	A B C D E F	

備考1:騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

- 2:表中 A~F は次の場合をいう。
 - A 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
 - B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
 - C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため緊急に行う必要がある場合
 - D 道路法第34条(道路の占用許可)、第35条(協議)による場合
 - E 道路交通法第77条第3項(道路の使用許可)、第80条第1項(協議)による場合
 - F 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合

出典等:「建設作業騒音の規制について」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)及び「特定 建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(環境省ホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を 参考に作成した。

ウ. 振動

振動規制法(昭和51年法律第64号)に規定する規制基準等を表2.3.9-9~表2.3.9-11に示す。また、基本的な調査対象範囲は、同法に基づく振動について規制する地域(以下「指定地域」という。)には該当しない。

表 2.3.9-9 工場・事業場振動の規制基準

時間区分区域区分	昼間(8:00~19:00)	夜間(19:00~8:00)
第1種区域	60dB	55dB
第2種区域	65dB	60dB

注1: 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に定める値から5デシベルを減じた値とする(第1種区域の夜間を除く)。

出典等:「工場振動の規制について」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月) を参考に作成した。

表 2.3.9-10 道路交通振動の要請限度

時間の区分	昼間	夜間		
区域の区分	(午前8時から午後7時まで)	(午後7時から午前8時まで)		
第1種区域	65dB	60dB		
第2種区域	70dB	65dB		

出典等:「道路交通振動の規制について」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

表 2.3.9-11 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制区域等	## 作業ができない時間 1 日における作業時間 (夜間) 1 日における作業時間		る作業時間	同一場所における	日曜日 休日に				
特定建設 作業の種類	大きさ	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	作業時間	おける 作業		
1 くい打機器等を使用 する作業									
2 びょう打ち機を使用 する作業	特定建設作 業の場所の 敷地の境界 線におい て、75dBを 起える大のもと ないこと。								
3 さく岩機を 使用する作業		敷地の境界 線におい て、75dBを 超える大き さのもので	敷地の境界	午後7時	午後 10	10 時間を	14 時間を	連続して6	
4 空気圧縮機を 使用する作業			~翌日午 時~	時~翌日午前6時	越えない	い 越えない	日を越えないこと	禁止	
5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行 う作業			さのもので	さのもので					
6 バックホウ、トラクター ショベル、ブルドーザーを 使用する作業									
適	1	F			1		A B		
用 除		(I		I		A B	C D		
外		I					E F		

備考1:振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線における許容限度をいう。

- 2:表中のA~Fは次の場合をいう。
 - A 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
 - B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
 - C 鉄道又は軌道の正常な運橋確保のため緊急に行う必要がある場合
 - D 道路法第34条(道路の占用許可)、第35条(協議)による場合
 - E 道路交通法第77条第3項(道路の使用許可)、第80条(協議)による場合
 - F 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合

出典等:「建設作業振動の規制について」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)及び「振動規制法施行規則第11条、別表第1」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

工. 悪臭

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)では規制地域内における工場や事業場を対象に、規制基準の遵守を定めている。対象事業実施区域が主に位置する伊根町は、規制地域を指定していない。ただし、対象事業実施区域の南端が一部位置する京丹後市は、旧大宮町の区域を規制地域として指定している。また、基本的な調査対象範囲に含まれる宮津市は、全域を規制地域として指定している。

京都府環境を守り育てる条例においては、悪臭に係る特定施設を定め、特定施設を設置している工場や事業場に対して届出を義務づけている。

才. 水質汚濁

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)では、工場及び事業所からの排出水について排水基準を規定している。風力発電事業に関しては、当該法の適用を受ける施設はない。

なお、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例(昭和50年京都府条例第33号)では、水質汚濁防止法の対象施設に対して、同法の排水基準にかえて適用すべき排水基準を定めている。

力. 土壌汚染

基本的な調査対象範囲においては、土壌汚染対策法に基づく指定区域及び調査 対象とされた土地はない。

なお、事業の実施にあたっては、3,000m²以上の掘削を伴う土地の形質の変更を 行う場合は、本法に則り手続きを行う必要がある。

キ. 地盤沈下

工業用水法(昭和31年法律第146号)及び建築物用地下水の採取の規制に関する 法律(昭和37年法律第100号)に規定する規制区域については、基本的な調査対象 範囲では指定されていない。

③その他の環境保全計画等

ア. 新京都府環境基本計画

京都府では、「京都府環境を守り育てる条例」に基づき、環境の保全及び創造に 関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、個別の条例、計画及 びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む具体的施策・事業などの指針 となる新京都府環境基本計画を平成22年10月に策定した。主な概要を以下に示す。 (基本方針)

持続可能な社会の実現をめざして、京都の知恵と文化を活かし、自然と共生する美しい都市(まち)と美しい地域(むら)を創ることを基本方針とする。

(施策の展開方向)

- ○持続可能な社会の礎となる地球温暖化対策の推進
- ○自然に親しみ自然とともに生きる地域づくりの推進
- ○限りある資源を大切にする循環型社会づくりの推進
- ○府民生活の安心安全を守る環境管理の推進

(目標年度)

21世紀半ば(2050年頃)の京都府が目指す環境像や社会像を展望しながら、概ね2020年を目途として取り組んでいく施策の目標と施策展開の方向を明らかにする。

(京都府が目指す社会像・環境像)

- ○温室効果ガスの排出量が80%削減された「低炭素社会」の実現
- ○低炭素社会に適応した新しいライフスタイルとまちづくりの進展
- ○自然と文化と調和し共生する地域社会の実現
- ○安心・安全で環境への負荷が少ない循環型社会の実現
- ○京都の技術や文化、人材を活かした低炭素型産業の進展

イ、京丹後市環境基本計画

京丹後市では、本市の環境に関する状況や市民・事業者等の環境に対する意見等を把握したうえで、環境の保全と環境資源を利用した地域活性化を目指す将来の目標を定め、その実現のための施策を効果的に推進することを目的に「京丹後市環境基本計画」を策定した。主な概要を以下に示す。

(計画期間)

本計画の計画期間は、基本施策に関しては2018年度(平成30年度)までの10年間、重点プロジェクトの期間としては、2013年度(平成25年度)までの5年間とする。ただし、自然環境の再生や創造など長期的な視点が必要な事項もあるため、長期展望として20年後(平成40年度)を展望できるような目標と施策の方向を定めることとする。

(基本施策)

- 1. 豊かな自然を守り共生していくまち 豊かな自然環境の継承・水辺環境の保全・里地里山の再生
- 2. 環境に負荷を与えない暮らしをするまち 河川、湖沼、海の安全・快適な生活環境の保全・環境美化活動の推進・不 法投棄対策の強化
- 3. 限りある資源を有効に活用するまち ごみの発生抑制・ゴミの再資源化
- 4. 豊かな財産を環境に生かすまち 地域バイオマスの活用・環境と農林水産業の連携・環境と既存産業の融合
- 5. 低炭素社会に挑戦するまち 温室効果ガスの排出抑制・新エネルギーの普及啓発・省エネルギー、省資 源の推進
- 6. 楽しく学びこどもに環境を育むまち 学校における環境教育の強化・地域における環境学習の強化

(重点プロジェクト)

- 1. 環境ビジネスモデル推進プロジェクト
- 2. 「山」「里」「海」水のリレープロジェクト
- 3. 京丹後リ・スタイル (Re-Style) プロジェクト
- 4. 地域環境学習推進プロジェクト

(2) 自然関係法令等

自然関係法令等による地域指定状況を表2.3.9-12に示す。また、基本的な調査対象 範囲内に該当するものについては、その内容を次頁以降に示す。

表 2.3.9-12(1) 自然関係法令等による地域指定状況

関係法令等		地域その他の対象	該当の有無	
			対象事業 実施区域	基本的な 調査対象範囲
自然保護	自然公園法	自然公園(国立・国定公園)	0	0
		府立自然公園 (府条例)	×	×
	自然環境保全法	原生自然環境保全区域	×	×
		自然環境保全地域	×	×
	都市緑地法	緑化保全地域	×	×
		特別緑地保全地区	×	×
		緑地協定	×	×
	近畿圏の保全区域の整備に関する	近郊緑地保全区域	×	×
	法律	近郊緑地特別保全地区	×	×
	生産緑地法	生産緑地地区	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の 適正化に関する法律	鳥獣保護区	0	0
	特に水鳥の生息地として国際的に 重要な湿地に関する条約	登録簿に掲げられる湿地の区域 (登録湿地、特に水鳥の生息地として国際的 重要な湿地)	×	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の 種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×
	京都府絶滅のおそれのある野生生 物の保全に関する条例	生息地等保全地区	×	×
	特定外来生物による生態系等に係 る被害の防止に関する法律	防除を行う区域 (特定外来生物)	×	×
	京都府環境を守り育てる条例	府自然環境保全地域	×	×
		特別地区	×	×
		野生動植物保護地区	×	×
		普通地区	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保 護に関する条約	世界自然遺産	×	×
文化財保護	世界の文化遺産及び自然遺産の保 護に関する条約	世界文化遺産	×	×
	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	×	×
	京都府文化財保護条例	府指定史跡・名勝・天然記念物	×	×
	伊根町文化財保護条例、京丹後市文 化財保護条例、宮津市文化財保護条 例	市町村指定史跡・名勝・天然記念物	×	×
景観	景観法	景観計画区域、景観地区、準景観地区	×	×
	古都における歴史的風土の保存に 関する特別措置法	歴史的風土保存区域	×	×
	都市計画法	風致地区	×	×

注:上記の表中、「○」: 該当する 「×」: 該当しない 「-」: 未指定

表 2.3.9-12(2) 自然関係法令等による地域指定状況

関係法令等			該当の有無	
		地域その他の対象	対象事業 実施区域	基本的な 調査対象範囲
国土防災	森林法	保安林(国有保安林、民有保安林)	×	0
	河川法	河川区域、河川保全区域	×	×
	海岸法	海岸保全区域	×	×
	砂防法	砂防指定地	×	0
	急傾斜地の崩壊による災害の防止 に関する法律	急傾斜崩落危険区域	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
土	都市計画法	都市計画区域、準都市計画区域、区域区分 (市街化区域、市街化調整区域)、用途地域)	×	×
地	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域、農用地区域	×	0
利用	水産資源保護法	保護水面	×	×
	港湾法	港湾区域	×	×

注:上記の表中、「○」: 該当する 「×」: 該当しない 「-」: 未指定

①自然公園法

自然公園の位置を図2.3.9-1に示す。

基本的な調査対象範囲は、「自然公園法」(昭和32年法律第161号)に規定する丹後 天橋立大江山国定公園に指定されている。対象事業実施区域の大部分は自然公園に指 定されていないが、南端の一部が国定公園の第2種及び第3種特別地域に指定されてい る。

②鳥獣保護区

鳥獣保護区の位置を図2.3.9-2に示す。

基本的な調査対象範囲は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 (平成14年法律第88号)に規定する弥栄町スイス村鳥獣保護区に指定されている。対象 事業実施区域の大部分は鳥獣保護区に指定されていないが、南端の一部が鳥獣保護区 に指定されている。

3保安林

保安林の位置を図2.3.9-3に示す。

基本的な調査対象範囲には、「森林法」(昭和26年法律第249号) に規定する保安林 (なだれ防止保安林) が位置する。なお、対象事業実施区域には保安林は存在していない。

④砂防指定地

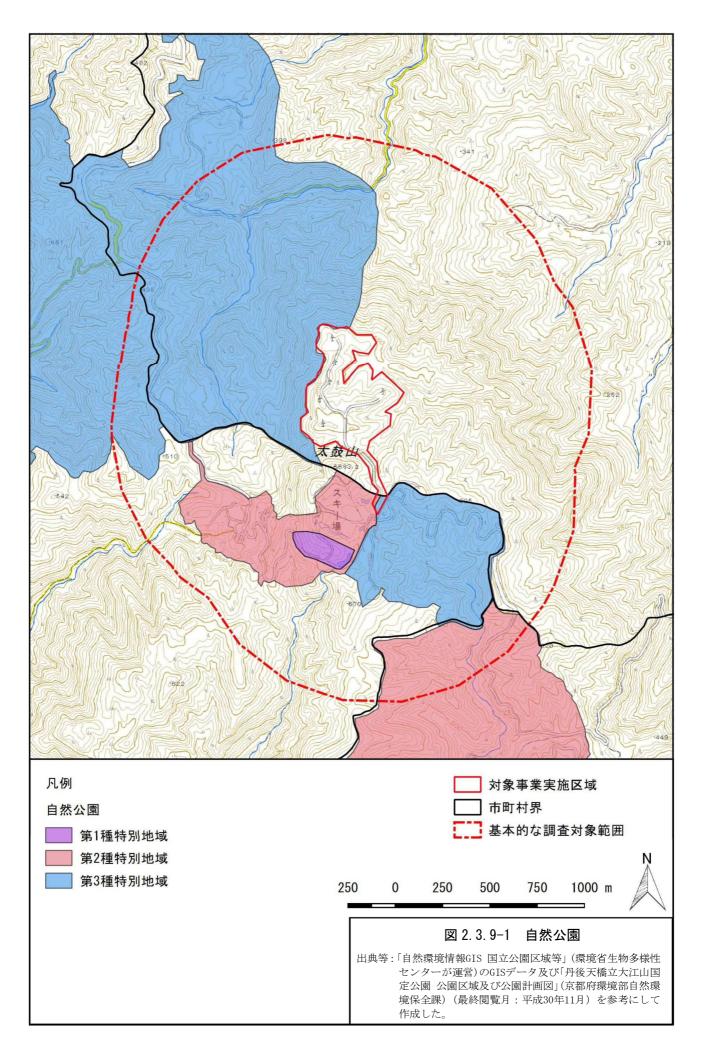
砂防指定地の位置を図2.3.9-4に示す。

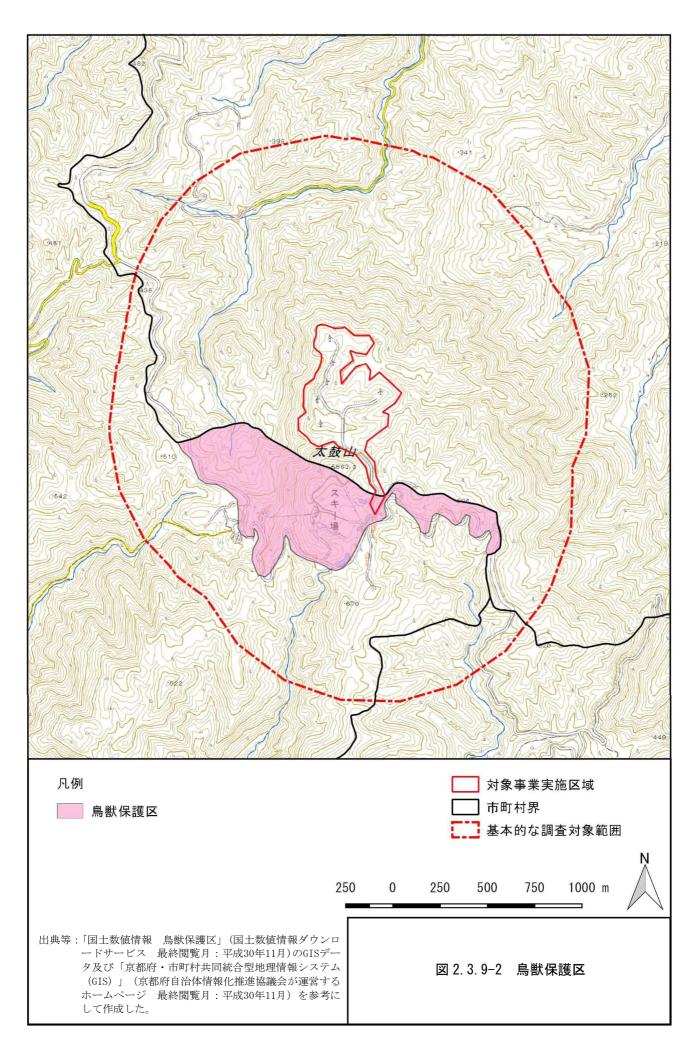
基本的な調査対象範囲は、「砂防法」(明治30年法律第29号) に規定する砂防指定地に該当する。なお、対象事業実施区域は砂防指定地に指定されていない。

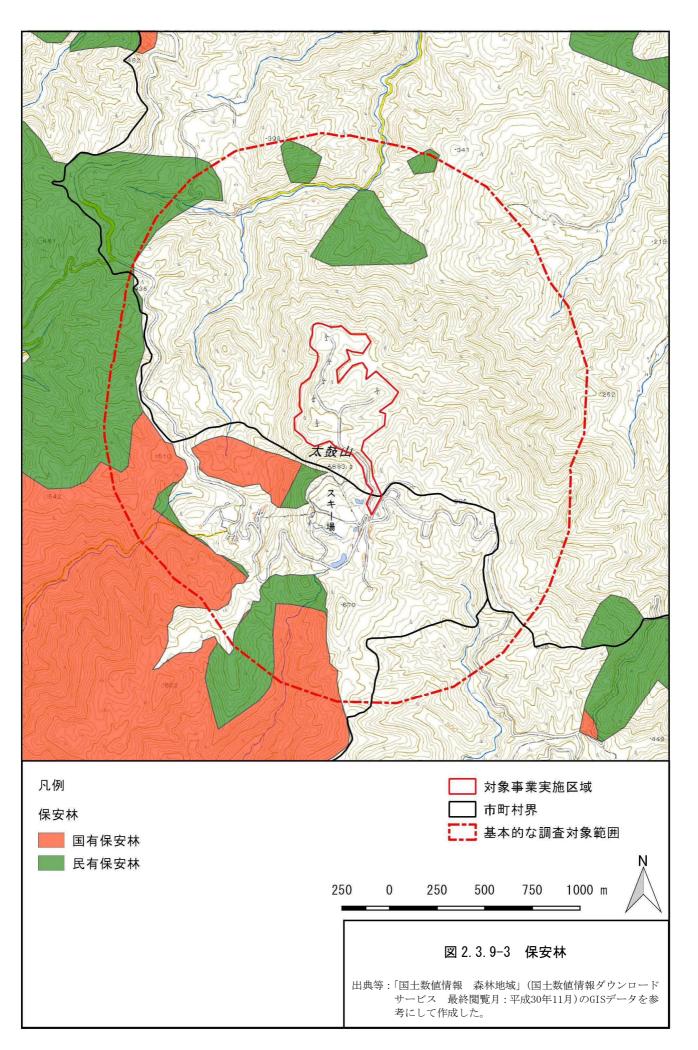
⑤農業振興地域の整備に関する法律に基づく指定地域

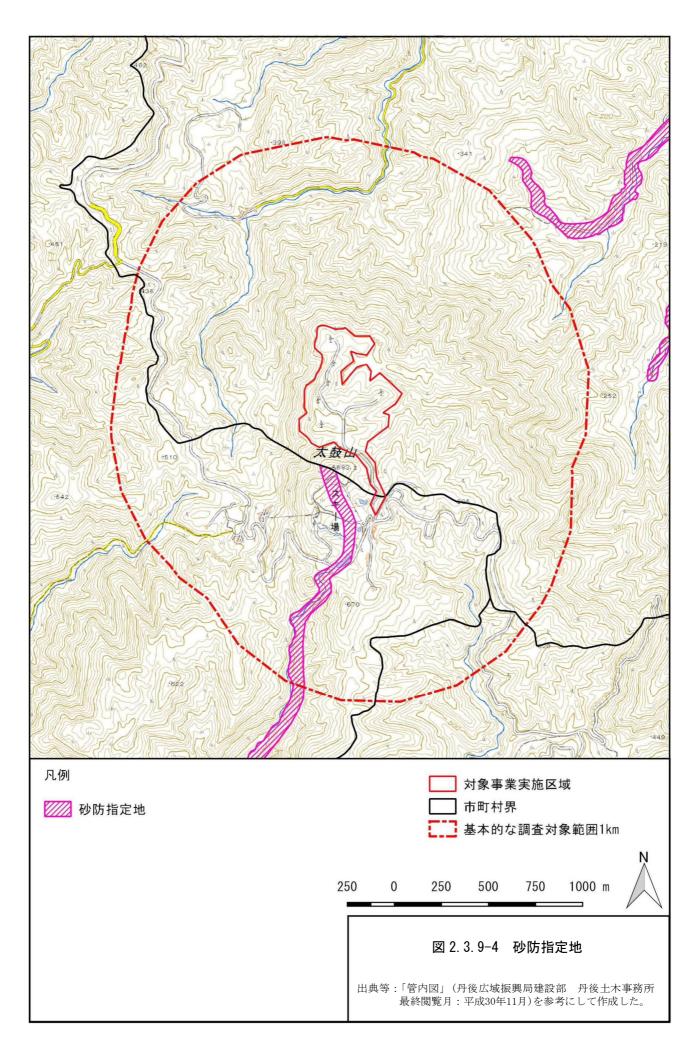
農業振興地域及び農用地区域の位置を図2.3.9-5に示す。

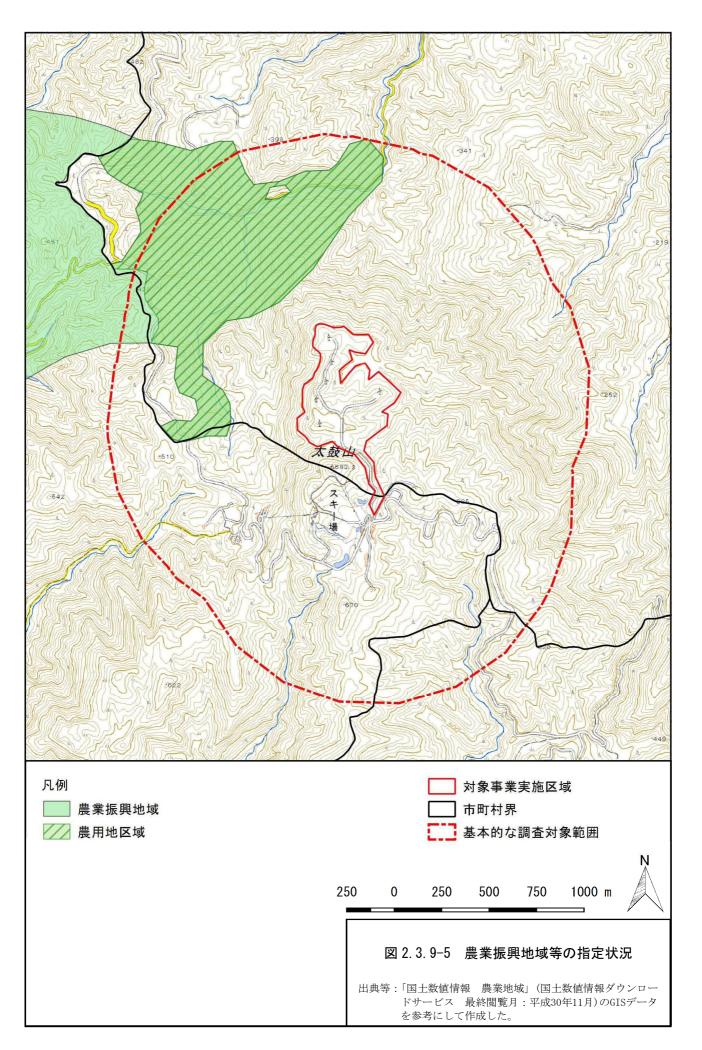
基本的な調査対象範囲は、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)に規定する農業振興地域及び農用地区域に該当する。なお、対象事業実施区域は、 農業振興地域及び農用地区域に該当していない。











2.3.10 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況

(1) 埋蔵文化財包蔵地

「京都府・市町村共同統合型地理情報システム(GIS)」(京都府自治体情報化推進協議会が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考にして、埋蔵文化財包蔵地の抽出を行った。

基本的な調査対象範囲には埋蔵文化財包蔵地はなかった。なお、参考として、最寄りの埋蔵文化財包蔵地の抽出結果を表2.3.10-1に、位置を図2.3.10-1に示す。

表2.3.10-1 埋蔵文化財の概要

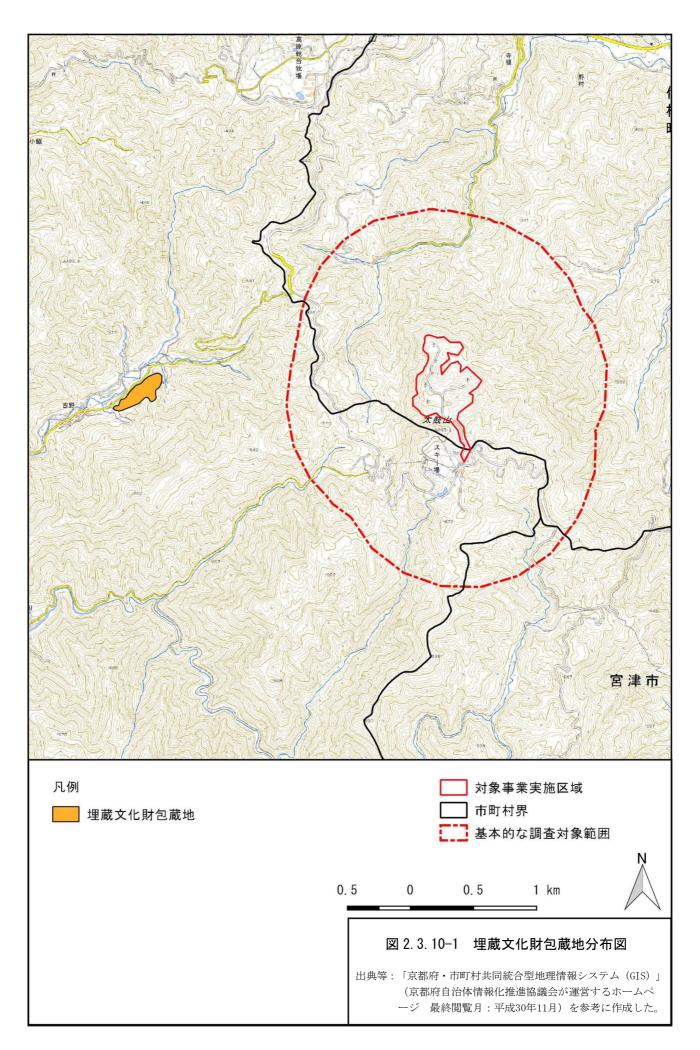
番号	名称	所在地	時代	種別
1	吉野城跡 京丹後市弥栄町須川城ヶ原		中世	山城

出典等:「京都府・市町村共同統合型地理情報システム(GIS)」(京都府自治体情報化推進協議会が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考に作成した。

(2) 指定文化財

「京都府・市町村共同統合型地理情報システム(GIS)」(京都府自治体情報化推進協議会が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)を参考にして、指定文化財等の抽出を行った。

基本的な調査対象範囲には、史跡・名勝・天然記念物・指定文化財はなかった。



2.3.11 その他の事項

(1) 廃棄物の状況

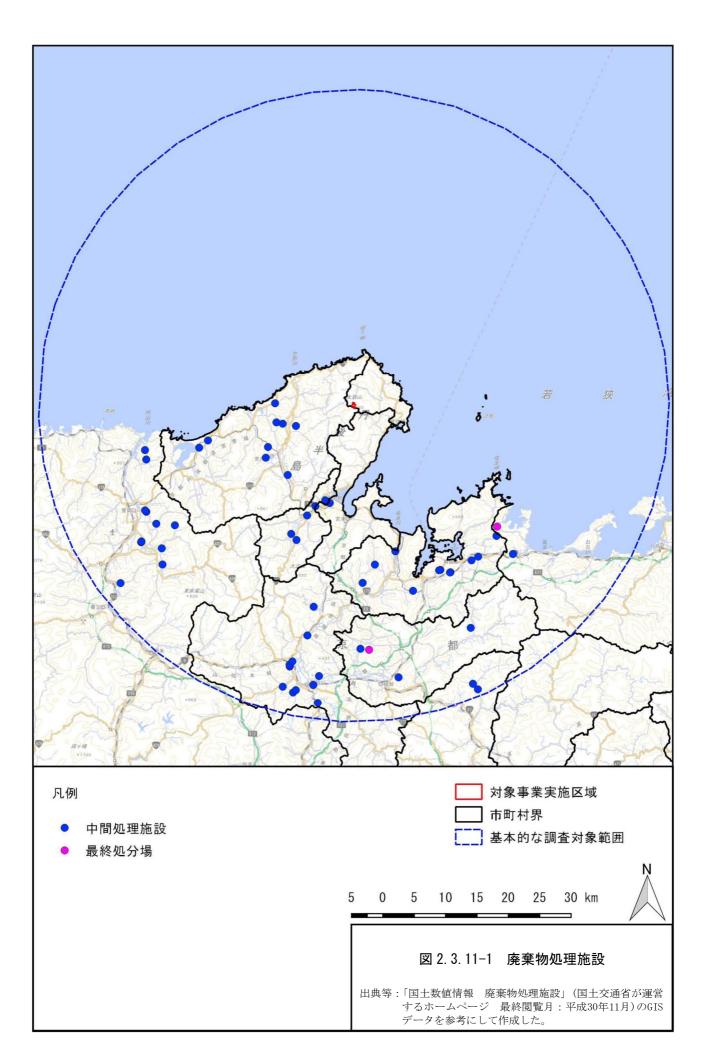
「国土数値情報 廃棄物処理施設」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:平成30年11月)から、対象事業実施区域及びその周囲50kmの範囲における産業廃棄物処理施設を抽出した。中間処理施設及び最終処分場の施設数を表2.3.11-1に、位置を図2.3.11-1に示す。

対象事業実施区域及びその周囲50kmの範囲において、産業廃棄物の中間処理施設は 56件、最終処分場施設は2件であった。

表2.3.11-1 対象事業実施区域周辺における産業廃棄物処理施設数

府県	産業廃棄物処理施設(件)		
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	中間処理施設	最終処分場	
京都府	44	1	
兵庫県	11	0	
福井県	1	1	
合計	56	2	

出典等:「国土数値情報 廃棄物処理施設」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月: 平成30年11月)を参考に作成した。



(2) 第5次伊根町総合計画

伊根町では、これまで第4次計画まで策定しまちづくりを進めてきたが、第5次計画では、第4次計画の「夢物語」から「厳しい現実を見据えた手の届く夢」へと大きく方向変換した考え方を踏襲しつつ、伊根町がおかれている新たな課題を加味、構成し、平成22年度以降の計画を策定した。主な概要を以下に示す。

(伊根町が目指す目標像)

『人』を中心に捉え、住民一人ひとりがいきいきと暮らしていけることをす目標像とする。

- ①自然に包まれた生活環境の維持
- ②潤いある豊かな暮らしの創出
- ③安心な暮らしの確保
- ④伊根町の未来を育む
- ⑤人の繋がりを大切にした地域の維持
- ⑥郷土の歴史や文化の磨きあげ

(施策の柱)

「ひとが活き生き」の実現に向けて、住民と行政が一丸となって推し進める施 策として6本の柱を設定した。

- ○活き生き・学び育む「ひと」の未来
- ○活き生き・気づき磨く地域の財産
- ○活き生き・暮らしの応援
- ○活き生き・生活環境の充実
- ○活き生き・未来の創造
- ○活き生き・頑張る行政

(3) 伊根町景観計画

伊根町は、平成23年4月1日より景観行政団体へ移行し、景観法に基づき伊根町景観計画を平成26年に策定した。本計画は、景観法(平成16年法律第100号)第8条に基づく計画として、第5次伊根町総合計画の基本計画に掲げる「景観保全の取組み」を推進させるための景観施策に係る伊根町全体計画である。

本計画では、伊根町内全域を伊根町景観計画区域に指定しており、農林漁業と自然との調和を図りながら、観光にも配慮したまちづくりを進めていくことを基本方針としている。

以下に、伊根町景観計画区域での良好な景観の形成のための行為の制限を示す。

○届出対象となる行為

伊根町景観計画区域においては、景観に与える影響が大きいと考えられる次の行為を行う場合に届出を必要とする。

• 建築物

高さが 15m以上、又は建築面積が 500 m以上の建築物で新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。

• 工作物

高さが15m以上の工作物で新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。

• その他

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為であって、3,000 m以上の区画形質の変更。

○景観形成基準

伊根町景観計画区域においては、次のことを基準として設ける。

- ・建築物の建築等及び工作物の建設等の基準について
 - ①形態及び意匠

周辺の景観との調和に配慮し、統一感のあるものとする。

②色彩

周辺の景観との調和に配慮し、低彩度の落ち着いた色彩を基調とする。

③素材

周辺の景観との調和に配慮し、金属やガラス等の光沢ある素材を外部壁面等に使用する場合は、周辺の景観を阻害したり、浮き出した印象を与えたりしないようにすること。

- その他の基準について
 - ①土地の形質の変更については、壁面や法面に植栽を施し、町並みや自然など周 辺の環境と調和するものとする。

(4) 京都府景観条例

良好な景観の形成についての基本理念を定め、景観法に基づく施策とともに、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進することにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって府民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与するため、平成19年3月に「京都府景観条例」を制定している。

景観形成に関する協定において、(ア) 建築物の形態又は色彩その他の意匠(以下「形態意匠」という。) に関する基準、(イ) 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準、(ウ) 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準、(エ) 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項、(オ) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準、(カ) 農用地(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条第1号に規定する農用地をいう。)の保全又は利用に関する事項、(キ) その他良好な景観の形成に関する事項、が良好な景観の形成のための必要な事項として挙げられ、認定を受けようとする土地所有者等は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(5) 天橋立周辺地域景観まちづくり計画

京都府では、天橋立周辺地域の自然、歴史及び文化などの地域特性を踏まえた良好な景観形成の方向性を確立し、景観法を活用したその実現方策とともに、観光振興や地域活性化にもつながる景観を活かしたまちづくり方策について、地元団体を中心とした検討会及び住民・事業者の皆様の御意見を伺いながら「天橋立周辺景観まちづくり計画」を平成20年5月に策定した。主な概要を以下に示す。

(基本方針)

- ○天橋立のシンボル景観の保全
- ○地域に根ざした景観資源の活用による地域力の向上
- ○住民、事業者、行政の協働による景観まちづくり

(景観形成の目標と基準のガイドライン)

建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更についてゾーン別、行為の種類別に届出対象となる行為を定めている。また、工作物及び開発行為等に係る景観形成の基準を示し、一定規模以上の行為を行う場合は景観法に基づく届出が必要である。

(6) 宮津・天橋立景観計画

「宮津・天橋立景観計画」は、平成20年5月に京都府が策定し、同年11月から、宮 津市域分について当市が運用をしている。

主な概要を以下に示す。

(景観形成にあたっての基本方針)

- ①天橋立の象徴的景観を守るための眺望景観の保全
- ②地域に根ざした景観資源の保全と、それを活かした良好な地域景観形成 (景観形成方針及び基準)

各ゾーン(①自然景観保全ゾーン、②俯瞰景観重点ゾーン、③幹線道路沿岸ゾーン、④眺望景観沿道ゾーン、⑤市街地ゾーン、⑥溝尻集落重点景観形成ゾーン) ごとに定められている。